

# 四半期報告書

(第4期第2四半期)

自 平成20年7月1日

至 平成20年9月30日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

(E03606)

第4期第2四半期（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

# 四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した四半期報告書の記載内容に係る確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ

# 目 次

	頁
四半期報告書	
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	6
3 【関係会社の状況】 .....	7
4 【従業員の状況】 .....	8
第2 【事業の状況】 .....	9
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	9
2 【経営上の重要な契約等】 .....	10
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	12
第3 【設備の状況】 .....	37
第4 【提出会社の状況】 .....	40
1 【株式等の状況】 .....	40
2 【株価の推移】 .....	53
3 【役員の状況】 .....	54
第5 【経理の状況】 .....	55
1 【中間連結財務諸表】 .....	56
2 【その他】 .....	182
3 【中間財務諸表】 .....	183
4 【その他】 .....	205
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	206
中間監査報告書	
確認書	
【表紙】	
1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】	
2 【特記事項】	

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年12月1日

【四半期会計期間】 第4期第2四半期(自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ

【英訳名】 Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 畔 柳 信 雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 草 間 竜太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03)3240-8111(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 草 間 竜太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成18年度 中間連結 会計期間	平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成18年度	平成19年度
		(自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日)	(自 平成19年 4月1日 至 平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,840,247	3,250,225	2,925,113	6,094,033	6,393,951
連結経常利益	百万円	663,580	497,539	188,117	1,457,080	1,029,013
連結中間純利益	百万円	507,266	256,721	92,023	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	880,997	636,624
連結純資産額	百万円	9,659,084	10,574,436	9,042,604	10,523,700	9,599,708
連結総資産額	百万円	184,735,352	189,894,404	194,024,280	187,281,022	192,993,179
1株当たり純資産額	円	720,127.97	812.53	663.09	801,320.41	727.98
1株当たり中間純利益金額	円	50,454.48	24.76	8.46	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	86,795.07	61.00
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	49,669.82	24.61	8.41	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	86,274.70	60.62
自己資本比率	%	4.16	4.66	3.76	4.54	4.08
連結自己資本比率 (第一基準)	%	11.95	12.54	10.55	12.54	11.19
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△3,887,229	△4,529,698	△2,035,865	△4,405,492	△2,281,132
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	710,646	4,923,094	2,370,522	1,446,600	3,904,426
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△286,187	△141,779	84,170	△319,199	△328,022
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	2,770,796	3,238,898	4,554,556	2,961,153	4,222,222
従業員数 (外、平均臨時従業員数)	人	78,907 (35,712)	81,253 (37,816)	80,383 (40,000)	78,282 (37,095)	78,302 (38,700)

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出してしております。当社は、第一基準を採用しております。

なお、平成18年度中間連結会計期間は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成10年大蔵省告示第62号に定められた算式に基づき算出してしております。

- 5 当社は、平成19年6月に開催された株主総会における定款変更の決議に基づき、平成19年9月30日を効力発生日として、普通株式及び各優先株式についてそれぞれ1株を1,000株とする株式分割を行っております。当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

(参考)

		平成18年度中間連結会計期間	平成18年度
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	円	720.12	801.32
1株当たり中間純利益金額	円	50.45	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	86.79
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	49.66	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	86.27

- 6 平成19年度末から、平均臨時従業員数は百人未満を四捨五入して記載しております。平成20年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

## (2) 提出会社の経営指標等の推移

回次		第2期中	第3期中	第4期中	第2期	第3期
決算年月		平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
営業収益	百万円	163,604	197,203	247,861	510,809	521,426
経常利益	百万円	146,600	182,975	231,407	478,035	491,792
中間(当期)純利益	百万円	146,830	105,452	291,103	473,893	416,883
資本金	百万円	1,383,052	1,383,052	1,383,052	1,383,052	1,383,052
発行済株式総数	株	普通株式 10,761,770.79 第一回第三種 優先株式 100,000 第八種優先株式 17,700 第十一種 優先株式 1 第十二種 優先株式 113,200	普通株式 10,861,643,790 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第八種優先株式 17,700,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000	普通株式 10,933,679,680 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000	普通株式 10,861,643.79 第一回第三種 優先株式 100,000 第八種優先株式 17,700 第十一種 優先株式 1 第十二種 優先株式 33,700	普通株式 10,861,643,790 第一回第三種 優先株式 100,000,000 第八種優先株式 17,700,000 第十一種 優先株式 1,000 第十二種 優先株式 33,700,000
純資産額	百万円	5,982,484	6,669,958	6,994,971	6,254,125	6,757,021
総資産額	百万円	7,464,574	7,677,262	8,050,502	7,494,629	7,820,998
1株当たり中間配当額 (1株当たり年間配当額)	円	普通株式 5,000 第一回第三種 優先株式 30,000 第八種優先株式 7,950 第十一種 優先株式 2,650 第十二種 優先株式 5,750	普通株式 7.00 第一回第三種 優先株式 30.00 第八種優先株式 7.95 第十一種 優先株式 2.65 第十二種 優先株式 5.75	普通株式 7.00 第一回第三種 優先株式 30.00 第十一種 優先株式 2.65 第十二種 優先株式 5.75	普通株式 5,000 (11,000) 第一回第三種 優先株式 30,000 (60,000) 第八種優先株式 7,950 (15,900) 第十一種 優先株式 2,650 (5,300) 第十二種 優先株式 5,750 (11,500)	普通株式 7.00 (14.00) 第一回第三種 優先株式 30.00 (60.00) 第八種優先株式 7.95 (15.90) 第十一種 優先株式 2.65 (5.30) 第十二種 優先株式 5.75 (11.50)
自己資本比率	%	80.14	86.87	86.84	83.44	86.36
従業員数	人	982	945	1,032	950	996

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
2. 当社は、平成19年6月27日に開催された各種類株主総会及び平成19年6月28日に開催された定時株主総会における定款変更の決議に基づき、平成19年9月30日を効力発生日として、普通株式及び各種類株式についてそれぞれ1株を1,000株とする株式分割を行うとともに普通株式及び各種類株式についてそれぞれ100株を1単元とする単元株制度を導入しております。当該株式分割が、第2期中及び第2期の各期首に行われたと仮定して遡及修正した場合の「1株当たり配当額」の推移は以下の通りであります。

(参考)

回次		第2期中	第2期
決算年月		平成18年9月	平成19年3月
1株当たり中間配当額 (1株当たり年間配当額)	円	普通株式	普通株式
		5.00	5.00
		第一回第三種 優先株式	(11.00) 第一回第三種 優先株式
		30.00	30.00
		第八種優先株式	(60.00) 第八種優先株式
		7.95	7.95
		第十一種 優先株式	第十一種 優先株式
		2.65	(15.90) 第十一種 優先株式
		第十二種 優先株式	2.65 (5.30) 第十二種 優先株式
		5.75	5.75 (11.50)



## 2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社246社（うち連結子会社246社）及び関連会社62社（うち持分法適用関連会社61社、持分法非適用関連会社1社）で構成され、銀行業務を中心に、信託銀行業務、証券業務、クレジットカード業務、リース業務、その他業務を行っております。

当社は、当社の関係会社に係る経営管理及びこれに附帯する業務を行っております。

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業内容については、重要な変更はありません。

当第2四半期連結会計期間における事業の種類別セグメントにかかる主要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

### （銀行業）

- ・(株)ジャルカードが、当社グループによる株式取得により、新たに当社の持分法適用関連会社となりました。

### （信託銀行業）

該当はありません。

### （証券業）

- ・持分法適用関連会社であった三菱UFJメリルリンチPB証券(株)は、当社グループによる株式取得等により、当社の連結子会社になりました。また、子会社化に伴い、事業内容を鑑み種類別セグメントを銀行業から証券業に変更いたしました。
- ・Kim Eng Holdings Limitedが、当社グループによる株式取得等により、新たに当社の持分法適用関連会社となりました。

### （クレジットカード業）

該当はありません。

### （その他）

- ・当社は、公開買付等により、持分法適用関連会社であるアコム(株)を当社の連結子会社とする方針を平成20年9月8日に決定いたしました。なお、本方針に関するアコム(株)と当社及び当社の連結子会社である(株)三菱東京UFJ銀行の合意の内容は、「第2 事業の状況」の「2 経営上の重要な契約等」に記載しております。

### 3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間における重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(異動)

異動があった重要な関係会社の内容は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) 三菱UFJニコス(株)	東京都文京区	109,312	クレジット カード業務	84.9	2 (1)	-	経営管理	-	-
三菱UFJメリルリンチ PB証券(株)	東京都中央区	8,000	証券業務	50.9 (50.9)	1	-	-	-	-

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。  
 2 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当社の役員(内書き)であります。  
 3 三菱UFJニコス(株)は、当社の株式交換完全子会社となりましたが、当社はその後株式を一部売却いたしました。同社は、有価証券報告書の提出会社であります。

(新規)

新たに重要な関係会社となった会社の内容は以下のとおりであります。

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) Mitsubishi UFJ Securities (India) Private Limited	インド ムンバイ市	INR 百万 78	金融関連 業務	100 (100)	-	-	-	-	-
(持分法適用関連会社) (株)じぶん銀行	東京都港区	20,000	銀行業務	50 (50)	1	-	-	-	-
(株)ジャルカード	東京都品川区	360	クレジット カード業務	49.3 (49.3)	-	-	-	-	-
Dah Sing Financial Holdings Limited	中国 香港特別行政 区	HKD 百万 520	持株会社	15.0 (15.0)	-	-	-	-	-
Kim Eng Holdings Limited	シンガポール 共和国 シンガポール	SGD 百万 244	持株会社	15.0 (15.0)	-	-	-	-	-

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合(内書き)であります。  
 2 連結子会社であるMitsubishi UFJ Securities (India) Private Limited及び持分法適用関連会社である(株)じぶん銀行並びにDah Sing Financial Holdings Limited は、事業の本格的な展開等に伴い当社グループにおける重要性が増加いたしました。  
 3 上記の他、優先出資証券を発行する特別目的会社 MUFJ Capital Finance 7 Limited を設立いたしました。優先出資証券を発行したことに伴い特定子会社になっております。

(除外)

連結子会社であった三菱UFJウェルスマネジメント証券(株)は、連結子会社である三菱UFJ証券(株)との合併により消滅いたしました。

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	80,383 [ 40,000 ]
---------	----------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託6,432人及び臨時従業員40,100人を含んでおりません。  
2 [ ] 内に当第2四半期連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。  
3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、各連結子会社が算定した人数をもとに百人未満を四捨五入して記載しております。

##### (2) 当社の従業員数

平成20年9月30日現在

従業員数(人)	1,032
---------	-------

- (注) 1 当社従業員は、海外の現地採用者及び株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社並びに三菱UFJ証券株式会社からの出向者であります。  
2 従業員数には臨時従業員18人を含んでおりません。  
3 従業員数は、執行役員42人を含んでおりません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の性格上、該当する情報がないので記載していません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

### (1) 子会社との経営管理契約の締結

当社は、当社グループの健全且つ適切な業務運営を確保するとともに、子会社の業務伸展を図るため、グループ会社との間で経営管理契約を締結しておりますが、当四半期連結会計期間中に、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という。)ほか1社との間で、経営管理契約を締結いたしました。

### (2) 三菱UFJニコス普通株式の農林中央金庫への一部譲渡

農林中央金庫(以下「農林中金」という。)と当社は、当社が三菱UFJニコスを完全子会社化した後に具体的な条件を定める株式譲渡契約を締結し、当社が保有する三菱UFJニコスの普通株式244百万株を農林中金に譲渡することで、基本合意しておりましたが、当該基本合意に従い、当社が保有する三菱UFJニコス普通株式244百万株を譲渡価額84,424百万円で農林中金に譲渡する株式譲渡契約を平成20年8月1日付で締結し、平成20年8月8日付で譲渡いたしました。

### (3) 株式会社アコムとの業務・資本提携

当社の持分法適用関連会社であるアコム株式会社(以下「アコム」という。)と当社及び株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という。)は、当社によるアコム株式の公開買付けに際して、これまでに構築してきた業務提携関係をより一層強化し、アコムをMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における消費者金融事業の中核企業と位置付け、MUFGグループの消費者金融事業を含むコンシューマーファイナンス事業の更なる発展を図るべく、平成20年9月8日付で以下の概要の合意をいたしております。

アコムを当社の連結子会社とし、かかる関係を維持すること、及びMUFGグループの消費者金融事業を含むコンシューマーファイナンス事業の戦略的な業務提携関係を強化、発展させること。そのため、当社が公開買付及び第三者割当増資を通じて、当社及び当社の子会社が自己の計算において保有するアコム株式に係る議決権比率を40.04%を目指して引き上げること。当社及び当社の子会社が自己の計算において保有するアコム株式に係る議決権比率が41.04%以上となる、又は40.04%を下回るようなアコムの総議決権数の変動がある場合には、互いに協力して、当社及び当社子会社が自己の計算において保有する議決権比率が40.04%以上41.04%未満の範囲内となるよう遅滞なく対処すること。

アコムが、当社の連結子会社となるために必要となる、アコムの重要な財務及び営業又は事業の方針の決定に関する事項。(アコム又はアコムの子会社が現に行っている事業のうち、銀行法等の規定等が定める制限により当社の連結子会社として行うことが許容されない事業を、同社又は同社の子会社が行っていない状態が実現された場合に、同社の「重要な財務及び営業又は事業の方針の決定に関する事項」に係る当社との合意が発効し、アコムは当社の連結子会社となります。)

アコムと当社及び三菱東京UFJ銀行が、アコムをMUFGグループの消費者金融事業の中核企業とした上で、MUFGグループの消費者金融事業を含むコンシューマーファイナンス事業の競争力を圧倒的なものとするため、MUFGグループの機能再編・効率化に向けた業務提携の強化を実施すべく協議を行なうこと。

(注) はアコムと当社間の合意であります。

なお、アコム株式の公開買付の結果等につきましては、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

(4) モルガン・スタンレーとの戦略的資本提携

当社とモルガン・スタンレーは、企業金融・投資銀行業務分野を中心にグローバルな戦略的提携の構築を目的として資本提携を結ぶことで平成20年9月29日に合意し、当社は平成20年10月13日に同社に対し90億米ドルを出資し潜在的議決権の20.9%（調整後相当）を取得いたしました。（詳細は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「重要な後発事象」をご参照。）

(5) 子会社からの借入

平成20年8月1日に実施した三菱UFJニコスの株式交換方式による完全子会社化により、当社子会社が当社普通株式を取得しましたが、当該子会社が保有する自己株式の取得資金として、当社は三菱東京UFJ銀行から2,385億円の長期借入を行ないました。

借入先	三菱東京UFJ銀行
借入金額	2,385億円
残高(平成20年9月末現在)	2,385億円
期日	平成23年9月22日

(注) 借入条件は、市場金利を勘案して決定しており、無担保、当座貸越形式によるものです。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご注意ください。

#### (1) 業績等の概要

##### 金融経済環境

当第2四半期連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外経済は、サブプライム問題を契機とする米国の金融危機が急激に深刻化し、欧州にも拡大するなか、欧米経済が失速し、アジア・新興国経済も減速傾向が明確化しました。この間、わが国経済は、欧米経済の失速を受けて輸出や生産の減少テンポが強まりましたほか、企業業績が低迷を余儀なくされ、設備投資は減少基調を辿りました。また、個人消費も賃金の低迷や株価急落に伴うマインドの悪化等を背景に停滞しました。消費者物価は高止まりが続きましたが、原油など国際商品市況は内外経済の先行きに対する不透明感の強まりから下落基調を辿りました。

金融情勢に目を転じますと、政策金利は、米国ではサブプライム問題への対処として2.0%の低水準に維持されましたほか、ユーロ圏でもインフレ抑制のため7月に4.25%へ引き上げた後は据え置かれました。わが国では、日銀が政策金利を0.5%に据え置きましたが、欧米の金融・資本市場の混乱を背景に短期市場金利には上昇圧力が掛かり続けました。また、長期市場金利は米国金融危機の深刻化に伴う質への逃避が強まり低下傾向を辿りました。一方、円の対ドル相場は、日米経済双方の先行きに対する不透明感が強まるなか100円台後半で揉み合う展開が続きました。

##### 経営方針

グループ経営理念は、当社グループが経営活動を遂行するにあたっての最も基本的な姿勢を示した価値観であり、全ての活動の指針とするものです。経営戦略や経営計画の策定など、経営の意思決定のよりどころとし、また、全役職員の精神的支柱として、諸活動の基本方針としております。

具体的には以下のとおりですが、当社グループの持株会社、普通銀行、信託銀行および証券会社等は、グループ経営理念を各社の経営理念として採用し、グループ全体で遵守してまいります。

##### [グループ経営理念]

- (i) お客さまの信頼と信用を旨とし、国内はもとよりグローバルにお客さまの多様なニーズに対し、的確かつ迅速にお応えする。
- (ii) 新分野の開拓と新技術の開発に積極的に取組み、革新的かつ高品質な金融サービスを提供する。
- (iii) 法令やルールを厳格に遵守し、公明正大で透明性の高い経営を行い、広く社会からの信頼と信用を得る。
- (iv) たゆまぬ事業の発展と適切なリスク管理により、企業価値の向上を実現すると共に、適時・適切な企業情報の開示を行い、株主の信頼に応える。
- (v) 地域の発展に寄与すると共に、環境に配慮した企業活動を通じ、持続可能な社会の実現に貢献する。
- (vi) グループ社員が専門性を更に高め、その能力を発揮することができる、機会と職場を提供していく。

当社グループは、傘下に普通銀行・信託銀行・証券会社に加えて、トップクラスのカード会社・リース会社・消費者金融会社・資産運用会社・米国銀行(Union Bank of California, N.A.)などを擁する本格的な総合金融グループです。これらグループ会社が一体となり、お客さまのあらゆる金融ニーズに対して、最高水準の商品・サービスをご提供してまいります。「サービスNo.1」「信頼度No.1」「国際性No.1」を達成することで、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指しています。

#### 「サービスNo.1」

- ・当社グループは、総合金融グループとしての強みを活かし、お客さま一人ひとりのニーズに合った“MUFGならではの”の高い品質のサービスをご提供してまいります。
- ・リテール・法人・受託財産(資産運用・管理)を「主要3事業」と位置づけ、これら主要3事業で設置している連結事業本部を最大限活用し、業態の枠を超え、グループ一体となって、お客さまの多様なニーズにスピーディーかつきめ細かく対応してまいります。

#### 「信頼度No.1」

- ・当社グループは、最も信頼いただける金融グループを目指し、財務健全性のさらなる向上、コンプライアンス(法令等遵守)の徹底、内部管理態勢の強化に努めます。また、お客さま満足度(CS)の向上、社会貢献活動、環境保全などを通じ、企業の社会的責任(CSR)を果たしてまいります。

#### 「国際性No.1」

- ・当社グループは、邦銀随一のグローバルネットワーク、各国ビジネスに精通した豊富な人材など、グループの持つ強みを最大限活用し、「国際性No.1」の金融機関として、お客さまのグローバルに広がるニーズに的確・迅速に対応してまいります。



## 当第2四半期連結会計期間の業績

当第2四半期連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

当第2四半期連結会計期間の連結業務粗利益は、当第1四半期連結会計期間比で増加したものの、当中間連結会計期間では、前中間連結会計期間比1,003億円減少し、1兆6,965億円となりました。これは、資金利益では、貸出収益が減少した一方で、外貨調達コストが減少したことにより、ほぼ横這いとなったものの、市場環境の悪化により、投信・保険、証券、不動産手数料などの役務取引等利益やデリバティブ販売収益等が減少したことが主因です。

営業費は、当第2四半期連結会計期間においても、統合関連費用の計上等があり、前中間連結会計期間比112億円増加しました。これらの結果、当中間連結会計期間の連結業務純益は、前中間連結会計期間比1,116億円減少の6,238億円となりました。

また、内外の景気停滞・企業業績の悪化を反映した格付けの見直し等により、当第2四半期連結会計期間において1,931億円の与信関係費用総額を計上したほか、株式相場の急落を受け、株式等関係損益も悪化しました。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間の純利益は、408億円に止まり、当中間連結会計期間では前中間連結会計期間比1,646億円減少の920億円となりました。

財政状態につきましては、総資産が前連結会計年度末比1兆311億円増加し194兆242億円、純資産が前連結会計年度末比5,571億円減少し9兆426億円となりました。純資産の減少は、当社株式と三菱UFJニコス株式の株式交換に伴う自己株式の減少等を受けて株主資本合計が1,976億円増加する一方、株式相場の下落によるその他有価証券評価差額金の減少等により評価・換算差額等合計が7,666億円減少したことによるものです。

主要な勘定残高といたしましては、資産の部では、有価証券は前連結会計年度末比2兆1,803円減少し38兆6,713億円、貸出金は前連結会計年度末比1兆9,063億円増加し90兆4,451億円となりました。負債の部では、預金が前連結会計年度末比1兆5,089億円減少し119兆7,983億円となりました。

なお、金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比0.13ポイント上昇し1.28%となりましたが、引続き低水準を維持しております。

当中間連結会計期間末の連結自己資本比率(第一基準)は、前連結会計年度末比0.64ポイント低下し、10.55%となりました。

当第2四半期連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

[経営成績の分析]

(単位：億円)	前中間連結 会計期間 (A)	当中間連結 会計期間 (B)	前中間連結 会計期間比 (B-A)
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	17,968	16,965	△1,003
資金利益	9,667	9,705	37
信託報酬	789	670	△118
役務取引等利益	5,471	5,050	△421
特定取引利益	1,891	1,251	△640
その他業務利益	147	286	139
営業費	10,614	10,727	112
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前)	7,354	6,238	△1,116
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	△19	110	129
臨時損益(△は費用)	△2,359	△4,466	△2,107
うち与信関係費用	△2,655	△3,459	△804
うち株式等関係損益	544	△752	△1,297
経常利益	4,975	1,881	△3,094
特別損益	△478	6	484
税金等調整前中間純利益	4,497	1,887	△2,609
中間純利益	2,567	920	△1,646

与信関係費用総額(△は費用) *	△2,674	△3,349	△674
------------------	--------	--------	------

(単位：億円)	当第1四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間 (参考)	前第2四半期 連結会計期間 (参考)
連結業務粗利益(信託勘定償却前)	8,012	8,952	8,660	9,308
資金利益	4,700	5,005	4,657	5,010
信託報酬	323	347	341	447
役務取引等利益	2,392	2,657	2,659	2,812
特定取引利益	441	809	678	1,212
その他業務利益	153	133	323	△175
営業費	5,365	5,361	5,239	5,375
連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前/信託勘定償却前)	2,647	3,591	3,421	3,932
一般貸倒引当金繰入額(△は繰入)	△16	126	142	△162
臨時損益(△は費用)	△1,661	△2,805	△633	△1,725
うち与信関係費用	△1,414	△2,044	△983	△1,672
うち株式等関係損益	△101	△651	417	126
経常利益	968	912	2,930	2,044
特別損益	95	△89	142	△620
税金等調整前四半期純利益	1,063	823	3,072	1,424
四半期純利益	511	408	1,512	1,054

与信関係費用総額(△は費用) *	△1,417	△1,931	△840	△1,834
------------------	--------	--------	------	--------

\* 与信関係費用総額＝信託勘定与信関係費用(連結業務粗利益内)＋一般貸倒引当金繰入額＋与信関係費用(臨時損益内)＋偶発損失引当金戻入益(与信関連)(△は費用)

[財政状態の分析]

以下、(2行合算)は、三菱東京UFJ銀行(BTMU)及び三菱UFJ信託銀行(MUTB)の単体ベースの単純合算を示しております。

(i) 貸出金(含む信託勘定)

貸出金(含む信託勘定)は、海外貸出の増加により、前連結会計年度末比1兆8,786億円増加して90兆6,762億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
貸出金(含む信託勘定)	887,976	906,762	18,786
うち国内法人貸出(2行合算) * 1	494,501	485,549	△8,951
うち住宅ローン(2行合算)	173,582	172,350	△1,232
うち海外貸出 * 2	176,704	204,737	28,032

\* 1 傘下銀行から持株会社宛の貸出金を除く

\* 2 海外支店(BTMU・MUTB)+ユニオン・バンカル・コーポレーション+BTMU(中国)

[参考] 金融再生法開示債権の状況(2行合算+信託勘定)

金融再生法に基づく開示債権比率は、前連結会計年度末比0.13ポイント上昇し、1.28%となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,177	1,493	315
危険債権	5,560	7,208	1,647
要管理債権	3,846	3,480	△366
開示債権合計(A)	10,585	12,182	1,597
総与信合計(B)	919,614	945,927	26,313
開示債権比率(A)/(B)	1.15%	1.28%	0.13%

(ii) 預金

預金は、国内個人預金は増加しましたが、国内法人や海外店等の預金が減少した結果、前連結会計年度末比1兆5,089億円減少して119兆7,983億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
預金	1,213,073	1,197,983	△15,089
国内個人預金(2行合算) *	625,947	626,722	775
国内法人預金その他(2行合算) *	397,223	390,201	△7,022
海外店その他子会社等	189,902	181,059	△8,842

\* 三菱東京UFJ銀行は、平成20年5月の新システム導入に合わせ、個人預金に関する集計方法を一部変更し、法人格の無い団体の預金を「国内個人預金」から除外し、「国内法人預金その他」に含めて計上しております。現在の集計方法での前連結会計年度末における2行合算の「国内個人預金」の金額は618,362億円、「国内法人預金その他」の金額は404,807億円であります。

(iii) 有価証券含み損益

国内株式の含み益減少や、証券化商品などその他の含み損が拡大したことから、有価証券の含み損益(その他有価証券評価差額)は、前連結会計年度末比1兆46億円減少して2億円となりました。

(単位：億円)	前連結 会計年度末 (A)	当中間連結 会計期間末 (B)	前連結 会計年度末比 (B-A)
有価証券含み損益	10,048	2	△10,046
国内株式	13,779	8,606	△5,172
国内債券	△88	△104	△15
その他	△3,642	△8,500	△4,857

[セグメント別の状況]

当第2四半期連結会計期間における事業の種類別セグメントの業績では、銀行業で657億円、信託銀行業で322億円、証券業で18億円、クレジットカード業で8億円の経常利益、その他で62億円の経常損失となりました。

当第2四半期連結会計期間における所在地別セグメントの業績では、日本で50億円、北米で256億円、中南米で142億円、欧州・中近東で178億円、アジア・オセアニアで260億円の経常利益となりました。

[国内・海外別収支]

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支・信託報酬・役員取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は国内が7,425億円、海外が2,364億円となり、合計では8,952億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	395,605	146,194	41,295	500,504
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	615,534	402,014	93,929	923,619
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	219,929	255,819	52,633	423,114
信託報酬	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	30,872	5,283	1,433	34,721
役員取引等収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	259,779	44,441	38,488	265,731
うち役員取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	318,913	52,598	61,780	309,731
うち役員取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	59,134	8,157	23,291	43,999
特定取引収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	63,262	19,627	1,926	80,963
うち特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	61,651	20,290	2,668	79,273
うち特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△ 1,611	662	741	△ 1,689
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△ 6,969	20,910	612	13,328
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	61,027	8,098	302	68,823
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	67,996	△ 12,812	△ 310	55,495

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 「資金調達費用」は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別役務取引の状況]

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が3,189億円、役務取引等費用が591億円で、役務取引等収支では2,597億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が525億円、役務取引等費用が81億円で、役務取引等収支では444億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、2,657億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	318,913	52,598	61,780	309,731
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	40,886	5,041	1,024	44,903
うちその他 商業銀行業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	59,425	31,360	7,146	83,639
うち信託関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	28,515	—	4,445	24,069
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	26,450	2,336	7,407	21,379
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	63,871	4,700	5,596	62,975
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	59,134	8,157	23,291	43,999
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	9,556	221	50	9,726

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別特定取引の状況]

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当第2四半期連結会計期間の国内の特定取引収益は616億円、特定取引費用は△16億円で、特定取引収支では632億円となりました。海外の特定取引収益は202億円、特定取引費用は6億円で、特定取引収支は196億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では809億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	61,651	20,290	2,668	79,273
うち商品有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	20,050	12,819	△ 95	32,966
うち特定取引有価証券収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	101	△ 4	96	—
うち特定金融派生商品収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	35,204	7,475	2,654	40,024
うちその他の特定取引収益	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	6,294	—	12	6,282
特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△ 1,611	662	741	△ 1,689
うち商品有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△ 67	—	△ 67	—
うち特定取引有価証券費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	△ 2,629	1,036	96	△ 1,689
うち特定金融派生商品費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	1,085	△ 373	711	—
うちその他の特定取引費用	前第2四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	△0	△0	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

[国内・海外別預金残高の状況]

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成19年9月30日	102,171,270	17,069,644	1,610,082	117,630,832
	平成20年9月30日	104,004,863	16,951,559	1,158,026	119,798,396
うち流動性預金	平成19年9月30日	57,595,356	6,234,031	414,650	63,414,737
	平成20年9月30日	56,059,587	6,156,365	275,033	61,940,920
うち定期性預金	平成19年9月30日	39,054,442	10,505,326	1,159,736	48,400,032
	平成20年9月30日	42,089,627	10,561,279	834,254	51,816,651
うちその他	平成19年9月30日	5,521,470	330,287	35,696	5,816,062
	平成20年9月30日	5,855,648	233,914	48,738	6,040,825
譲渡性預金	平成19年9月30日	5,153,758	2,229,420	725,314	6,657,864
	平成20年9月30日	5,641,607	2,920,665	734,960	7,827,311
総合計	平成19年9月30日	107,325,028	19,299,064	2,335,396	124,288,696
	平成20年9月30日	109,646,470	19,872,224	1,892,987	127,625,708

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

3 定期性預金＝定期預金＋定期積金

4 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。



[国内・海外別貸出金残高の状況]

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成19年9月30日		平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	68,725,809	100.00	68,719,268	100.00
製造業	7,975,508	11.60	8,359,352	12.17
建設業	1,483,394	2.16	1,430,612	2.08
卸売・小売業	7,203,778	10.48	7,224,974	10.51
金融・保険業	5,793,334	8.43	6,063,026	8.82
不動産業	9,000,013	13.10	10,493,984	15.27
各種サービス業	6,097,015	8.87	5,542,597	8.07
その他	31,172,762	45.36	29,604,721	43.08
海外及び特別国際金融取引勘定分	18,025,251	100.00	21,725,849	100.00
政府等	283,189	1.57	294,671	1.35
金融機関	1,864,455	10.34	2,956,249	13.61
その他	15,877,606	88.09	18,474,928	85.04
合計	86,751,061	—	90,445,118	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2 平成20年9月30日基準より業種別貸出状況の集計方法を一部変更しております。これにより、従来「国内 その他」に集計しておりました個人事業性貸出を、平成20年9月30日より「国内 不動産業」に集計する等しております。

現在の集計方法での平成19年9月30日における「業種別貸出状況」は次のとおりであります。

業種別	平成19年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	68,725,809	100.00
製造業	8,097,360	11.78
建設業	1,496,527	2.18
卸売・小売業	7,273,476	10.58
金融・保険業	5,828,972	8.48
不動産業	10,625,109	15.46
各種サービス業	5,618,432	8.18
その他	29,785,929	43.34
海外及び特別国際金融取引勘定分	18,025,251	100.00
政府等	283,189	1.57
金融機関	1,864,455	10.34
その他	15,877,606	88.09
合計	86,751,061	—

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,383,052	1,383,052
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,865,918	1,777,860
	利益剰余金	4,286,051	4,591,845
	自己株式(△)	576,420	439,375
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	76,745	77,493
	その他有価証券の評価差損(△)	—	41,645
	為替換算調整勘定	9,804	△96,306
	新株予約権	87	3,674
	連結子法人等の少数株主持分	1,715,123	1,725,504
	うち海外特別目的会社の発行する 優先出資証券	1,272,262	1,370,351
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	311,590	348,300
	企業結合等により計上される 無形固定資産相当額(△)	26,633	28,918
	証券化取引に伴い増加した 自己資本相当額(△)	37,851	28,212
	期待損失額が適格引当金を 上回る額の50%相当額(△)	—	41,201
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	8,230,796	8,380,484
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
	計 (A)	8,230,796	8,380,484
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	1,031,262	1,085,351	

項目		平成19年9月30日	平成20年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	1,355,634	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	158,434	153,404
	一般貸倒引当金	196,378	173,031
	適格引当金が期待損失額を上回る額	169,227	—
	負債性資本調達手段等	3,763,605	3,439,663
	うち永久劣後債務(注3)	542,440	466,776
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	3,221,164	2,972,886
	計	5,643,279	3,766,099
	うち自己資本への算入額 (B)	5,643,279	3,766,099
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	417,576	556,325
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D) (E)	13,456,499	11,590,257
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	82,972,897	84,016,444
	オフ・バランス取引等項目	16,037,992	17,520,032
	信用リスク・アセットの額 (F)	99,010,890	101,536,477
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%) (G)	2,199,879	2,320,222
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	175,990	185,617
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	6,059,565	5,932,460
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	484,765	474,596
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	107,270,335	109,789,160	
連結自己資本比率(第一基準)=(E)/(L)×100(%)		12.54%	10.55%
(参考)Tier 1比率=(A)/(L)×100(%)		7.67%	7.63%

(注) 1 平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は93,205百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は2,469,238百万円であります。

また、平成20年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は1,133,754百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,676,096百万円であります。

- 2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
  - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
  - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
  - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
  - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率(第一基準)における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社10社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

	[1]
発行体	Sanwa Capital Finance 2 Limited
発行証券の種類	非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成21年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成11年3月25日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
配当停止条件	上記「配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

	[ 2 ]
発行体	UFJ Capital Finance 4 Limited
発行証券の種類	シリーズC 非累積型・変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成22年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・変動配当 なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。
発行総額	50億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成14年9月26日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了後の7月及び1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。 配当可能金額の制限 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(1)から(3)を控除した金額を限度とする。 (1) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (2) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (3) 同順位株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。
配当停止条件	上記「配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産宣告を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の清算を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

	[3]
発行体	MTFG Capital Finance Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成17年8月24日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日(初回の配当支払日は平成18年7月25日) 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 一定の場合を除き、当社がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日(以下、「強制配当支払日」という)に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当社はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部支払われない。 配当可能金額の制限 (1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 当社の子会社が発行した証券で当社の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (c) 配当支払及び残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当社の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)及び(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
配当停止条件	上記「配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払われない。 (1) 当社が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは(i)破産法における支払不能、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。 (2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。 (3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

	[ 4 ]
発行体	MUFG Capital Finance 1 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 5 ]
発行体	MUFG Capital Finance 2 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合



	[ 6 ]
発行体	MUFG Capital Finance 3 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	1,200億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成18年3月17日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度に関して当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 7 ]
発行体	MUFG Capital Finance 4 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
払込日	平成19年1月19日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度の末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 8 ]
発行体	MUFG Capital Finance 5 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
払込日	平成19年1月19日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[ 9 ]
発行体	MUFG Capital Finance 6 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成19年12月13日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

	[10]
発行体	MUFG Capital Finance 7 Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する(配当優先権の詳細については後述の「配当支払の内容」に記載)。
償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
配当	非累積型・固定／変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
発行総額	2,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
払込日	平成20年9月2日
配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額又は停止される。但し、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当社がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当社の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月及びその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b)会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当社の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当社の自己資本比率(第一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(第一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間のキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、特定取引負債の減少などにより、3,426億円の支出となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入などにより、1兆5,155億円の収入となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、少数株主への株式等の発行による収入などにより、3,266億円の収入となりました。

現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末残高は、4兆5,545億円となりました。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、お客さまや社会から強く支持される「世界屈指の総合金融グループ」を目指し、以下の点を重点課題として取り組んでまいります。

#### 新システム移行の完遂

当社グループの傘下銀行における新システムへの移行に関しては、お客さまへのサービスや金融システムに与える影響の大きさ、グループの果たすべき社会的責任の重さを十分認識し、安全・確実な移行の実現に向けて鋭意準備を進めてまいりました。

本年5月には、三菱UFJ信託銀行の全店舗の移行を完了し、また、三菱東京UFJ銀行においても旧東京三菱銀行店舗の新システム移行を実施致しました。本年7月からは旧UFJ銀行店舗の移行を開始しており、店舗ごとに数回に分けて、12月にかけて順次実施してまいります。

#### 成長戦略の展開

当社グループは、リテール・法人・受託財産を「主要3事業」と位置づけ、これらの分野を中心に当社グループの強みである高いポテンシャル(グループ総合力・顧客基盤)を活かした事業戦略を推進してまいります。また、持続的な成長に向けて、Morgan Stanleyとの戦略的資本提携をはじめ、アコム株式会社の連結子会社化、UnionBanCal Corporationの完全子会社化、英国資産運用会社Aberdeen Asset Managementへの出資・業務提携などの実施により、幅広い分野でグローバルなアライアンス戦略を展開してまいります。

成長戦略を支える資本政策としては、「成長性確保・収益力強化のための資本活用」、「自己資本の充実」、「株主の皆さまへの利益還元のための充実」の3つのバランスをとって推進し、当社グループの企業価値を向上させてまいります。自己資本は、連結自己資本比率12%、Tier 1比率8%を目指すとともに、株主の皆さまへの利益還元については、配当金額の継続的な増加に努め、引き続き連結当期純利益に対する配当性向を20%超とするよう努力してまいります。

#### 内部管理態勢の強化

当社グループは、金融機関の高い公共性を踏まえ、引き続きコンプライアンス(法令等遵守)など内部管理態勢の一層の強化を図ってまいります。

#### CSR経営の推進・ブランドの強化

当社グループは、お客さまから「信頼」「サービスの質」で高いご評価をいただけるよう、さまざまな取り組みを進めるとともに、企業の社会に対する責任(CSR)をしっかりと果たしていくことで、MUFJのブランド力向上に努めてまいります。

### (4) 研究開発活動

該当ありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、重要な異動があった主要な設備の状況は以下のとおりであります。

(銀行業)

重要なものはありません。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

重要なものはありません。

(その他)

重要なものはありません。

#### 2 設備の新設、除却等の計画

(1) 当第2四半期連結会計期間中に重要な変更のあったものは次のとおりであります。

(銀行業)

重要なものはありません。

(信託銀行業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	変更の内容
国内連結 子会社	三菱UFJ信託銀行(株)	本店ほか	東京都千代田区	新設・ 更改	事務機械	投資予定金額の変更 (変更前) 7,875百万円 (変更後) 4,236百万円

(注) 記載金額は、消費税等を含んでおりません。

(証券業)

重要なものはありません。



(クレジットカード業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	変更の内容
国内連結 子会社	三菱UFJニコス(株)	-	東京都豊島区 ほか	新設・ 改修	総量規制関連 システム	投資予定金額及び 完了予定年月の変更  投資予定金額 (変更前) 11,000百万円 (変更後) 13,510百万円  完了予定年月 (変更前) 平成22年4月 (変更後) 平成21年10月

(注) 記載金額は、消費税等を含んでおりません。

(その他)

重要なものはありません。

(2) 当第2四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

(銀行業)

重要なものはありません。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	完了年月
国内連結 子会社	三菱UFJ証券(株)	本社ほか	東京都千代田区 ほか	新設・ 更改	次期エクイティ フロントシステム	平成20年9月
国内連結 子会社	エム・ユー・エ ス・ファシリティ サービス(株)	日本橋本 町ビル	東京都中央区	売却	賃貸ビル	平成20年8月

(クレジットカード業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	完了年月
国内連結 子会社	三菱UFJニコス (株)	本社(秋 葉原UDX) ほか	東京都千代田区 ほか	新設・拡 充・改修	各種センター集約	平成20年8月

(その他)

重要なものはありません。

(3)当第2四半期連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画は次のとおりであります。

(銀行業)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手 年月	完了予 定年月
						総額	既支払額			
国内連結 子会社	(株)三菱東京 UFJ銀行	-	-	改修	新外為送金 システム	3,041	271	自己 資金	平成19年 12月	平成21年 11月
		-	-	新設	マネー・ロ ーンダリン グ防止シス テム	2,661	90	自己 資金	平成19年 10月	平成21年 9月
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	子会社店舗	北米地区	新設・ 拡充・ 改修	店舗防犯設 備ほか	3,221	262	自己 資金	平成20年 3月	平成21年 7月

- (注) 1 記載金額は、消費税等を含んでおりません。  
 2 上記計画は、投資予定金額の変更により当社としての重要性が増したものであります。  
 3 UnionBanCal Corporation の投資予定金額は、円貨建に換算しております。

(信託銀行業)

重要なものはありません。

(証券業)

重要なものはありません。

(クレジットカード業)

重要なものはありません。

(その他)

重要なものはありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第三種優先株式	120,000,000
第1回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第2回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第3回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第4回第五種優先株式	400,000,000(注)1
第1回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第2回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第3回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第4回第六種優先株式	200,000,000(注)2
第1回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第2回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第3回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第4回第七種優先株式	200,000,000(注)3
第八種優先株式	27,000,000
第十一種優先株式	1,000
第十二種優先株式	129,900,000
計	34,076,901,000

(注) 1 第1回ないし第4回第五種優先株式の発行可能株式総数は併せて400,000,000株を超えないものとする。

2 第1回ないし第4回第六種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

3 第1回ないし第4回第七種優先株式の発行可能株式総数は併せて200,000,000株を超えないものとする。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年12月1日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,933,679,680	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) ニューヨーク証券取引所	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式 (注)2
第一回第三種優先株式	100,000,000	同左	—	(注)3
第1回第五種優先株式	—	156,000,000	—	(注)4
第十一種優先株式	1,000	同左	—	(注)5
第十二種優先株式	33,700,000	11,300,000	—	(注)6
計	11,067,380,680	11,200,980,680 (注1)	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、四半期報告書提出日における優先株式の取得に伴う普通株式の発行および自己株式の消却に係る株式数は含まれておりません。

2 議決権を有しております。

3 第一回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第三種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年60円の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき30円の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成22年2月18日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

4 第1回第五種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第1回第五種優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）（ただし、平成21年3月31日を基準日とする優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする。）を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき57円50銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2,500円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 取得条項

当社は、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当会社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得をするときは、按分比例の方法または抽選により行う。

(6) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、本優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より本優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

(7) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、または新株予約権の無償割当ては行わない。

5 第十一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十一種優先株式（以下「本優先株式」という。）を有する株主（以下「本優先株主」という。）に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年5円30銭の金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき2円65銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有する。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成26年7月31日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

取得価額等の条件

イ 当初取得価額

当初取得価額は、918,700円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年7月15日以降平成25年7月15日まで毎年7月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(1円未満は切り上げる。)が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の8月1日において、上記の計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が918,700円(下限取得価額)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。なお、修正計算期間において、下記ハに定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は下記ハに準じて調整される。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}}{\text{1株当たり払込金額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行} \cdot \text{処分普通株式数}} \times \text{1株当たり時価}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成19年9月30日付で本優先株1株を1,000株に分割したことにより、取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 918円70銭

調整後下限取得価額 918円70銭

(8) 一斉取得

平成26年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成26年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成26年8月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が802円60銭を下回るときは、1,000円を802円60銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。

6 第十二種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された第十二種優先株式(以下「本優先株式」という。)を有する株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年11円50銭の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある事業年度において、本優先株主に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき5円75銭の優先中間配当金を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、そのほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、他の優先株式と同順位とする。

(5) 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、本優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(6) 優先株式の併合または分割、募集新株の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割は行わない。本優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。また、本優先株主には株式無償割当て、新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 取得請求

取得を請求することができる期間

本優先株式発行の日から平成21年7月31日までとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数

本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が取得を請求した本優先株式数} \times 1,000\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、1株の位まで算出し、その1株の位を切り上げる。この結果、単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求が行使されたものとし、現金精算する。

取得価額の条件等

イ 当初取得価額

当初取得価額は、796,000円とする。

ロ 取得価額の修正

取得価額は、平成18年6月15日以降平成20年6月15日まで毎年6月15日(決定日)に終了する、30取引日(修正計算期間)の東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の出来高加重平均株価の単純平均値が当該決定日現在有効な取得価額を1円以上下回る場合には、当該決定日直後の6月30日において、上記計算の結果算出された金額に修正されるものとする。ただし、それぞれの算出金額が796,000円(ただし、下記への調整を受ける。下限取得価額。)を下回る場合は、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記において、当社の普通株式の出来高加重平均株価の単純平均値とは、修正計算期間の各取引日に関し、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する「ジェー・ティー・エクイティー・エキューアール」(JT Equity AQR)の画面のうち当社の普通株式の東京証券取引所における出来高加重平均株価を表示する画面としてブルームバーグ・エル・ピーが指定する画面(参照画面)で発表する東京証券取引所における当社の普通株式の売買価格の出来高加重平均値(ただし、上記取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の最終売買価格。いずれの場合にも修正計算期間において発生する下記への調整に準じて調整される。)の算術平均値(1円未満は切り上げる。)で当社が算出したものをいう。

ハ 取得価額の調整

取得価額(下限取得価額を含む。)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行を行った場合その他一定の場合には、次に定める算式により調整する。ただし、計算の結果、取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

また、取得価額は、合併その他一定の場合にも便宜調整される。

なお、平成19年9月30日付で本優先株1株を1,000株に分割したことにより、取得価額および下限取得価額は次のとおり調整された。

調整後取得価額 796円

調整後下限取得価額 796円

(8) 一斉取得

平成21年7月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成21年8月1日をもって取得し、これと引換えに1株につき1,000円を平成21年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を交付する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が795円20銭を下回るときは、1,000円を795円20銭で除して得られる数の普通株式を交付する。なお、上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取り扱う。



## (2) 【新株予約権等の状況】

## 新株予約権

平成19年11月21日 取締役会決議	
	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	21,854
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,185,400
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成19年12月6日～平成49年12月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1株当たり1,033円 資本組入額 1株当たり517円
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、または三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額            交付される各新株予約権の行使に際して出資される            財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に            上記に従って決定される当該各新株予約権の目的            である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる            金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新            株予約権を行使することにより交付を受けることが            できる再編成対象会社の株式1株当たり1円とす            る。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間            「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権            を行使することができる期間の開始日と組織再編成            行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄            に定める新株予約権を行使することができる期間の            満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合にお            ける増加する資本金および資本準備金に関する事項            注3に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限            譲渡による新株予約権の取得については、再編成            対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>新株予約権の取得条項            注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準            じて決定する。</p>

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につ  
 き同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未  
 満の端数は、これを切り捨てる。  
 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率  
 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力  
 発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株  
 主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日  
 を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを  
 適用する。  
 また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合  
 に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整するこ  
 とができる。  
 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予  
 約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告す  
 る。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知  
 または公告する。
- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1  
 項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、  
 これを切り上げる。  
 (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本  
 金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場  
 合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場  
 合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。  
 (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
 (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案  
 (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案  
 (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することに  
 ついての定めを設ける定款の変更承認の議案  
 (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること  
 または当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定め  
 を設ける定款の変更承認の議案

平成20年 6 月 27 日 取締役会決議	
	第 2 四半期会計期間末現在 (平成20年 9 月 30 日)
新株予約権の数(個)	32,636
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,263,600
新株予約権の行使時の払込金額	株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに各新株予約権の目的たる株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月 15 日～平成50年 7 月 14 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1 株当たり924円 資本組入額 1 株当たり462円
新株予約権の行使の条件	当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の取締役または執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社または三菱UFJ証券株式会社の監査役位の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、または株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案の上、注2に定める内容に準じて決定する。

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額            交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間            「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、同欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項            注3に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限            譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。</p> <p>新株予約権の取得条項            注4に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p>

- (注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は当社普通株式100株とする。
- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。
- また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。
- 付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。
- 3 (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 4 以下の(1)、(2)、(3)、(4)または(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年8月1日 (注1)	43,895,180	11,056,939,970	—	1,383,052	—	1,383,070
平成20年9月25日 (注2)	△17,700,000	11,039,239,970	—	1,383,052	—	1,383,070
平成20年9月30日 (注3)	28,140,710	11,067,380,680	—	1,383,052	—	1,383,070

- (注) 1 第八種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第八種優先株式17,700,000株の取得に伴い、普通株式が43,895,180株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 2 第八種優先株式の自己株式17,700,000株の消却によるものです。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 3 第十二種優先株式の取得に伴う普通株式の発行によるものであります。第十二種優先株式22,400,000株の取得請求に伴い、普通株式が28,140,710株発行されております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 4 平成20年10月31日付で第十二種優先株式22,400,000株を消却しております。なお、これに伴う資本金および資本準備金の増減はありません。
- 5 平成20年11月17日付で第1回第五種優先株式156,000,000株を第三者割当増資により発行しております。なお、発行価格、資本組入額等は次のとおりです。  
発行価格：1株につき2,500円 資本組入額：1株につき1,250円  
増加する資本金の額：1,950億円 増加する資本準備金の額：1,950億円

## (5) 【大株主の状況】

## 普通株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	559,972,830	5.12
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	434,607,210	3.97
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	396,345,570	3.62
ヒーロー・アンド・カンパニー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	C/O THE BANK OF NEW YORK MELLON 101 BARCLAYS STREET, 22ND FLOOR WEST, NEW YORK, NY10286 U. S. A. (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	287,059,666	2.62
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	285,603,153	2.61
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (明治安田生命保険相互会社・ 退職給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	175,000,000	1.60
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	149,263,153	1.36
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	139,185,671	1.27
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	125,144,481	1.14
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (三菱重工工業株式会社口・退職 給付信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	118,740,000	1.08
計		2,670,921,734	24.42

- (注) 1 上記のほか、当社が保有している自己株式が301,018,508株(発行済株式総数に対する割合2.75%)あります。
- 2 ヒーロー・アンド・カンパニーは、ADR(米国預託証券)発行のために預託された株式の名義人でありません。

## 第一回第三種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	40,000,000	40.00
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	40,000,000	40.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	20,000,000	20.00
計		100,000,000	100.00

### 第十一種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ユーエフジェイ トラスティ サービス ピーブイティ バミューダ リミテッド アズ ザ トラスティ オブ ユーエフジェイ インター ナショナル ファイナンス バミューダ トラスト (常任代理人 三菱UFJ信託 銀行株式会社)	CEDAR HOUSE, 41 CEDAR AVENUE, HAMILTON HM 12, BERMUDA (東京都千代田区丸の内一丁目4番5号)	1,000	100.00
計		1,000	100.00

### 第十二種優先株式

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
大同生命保険株式会社	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号	11,300,000	33.53
計		11,300,000	33.53

(注) 上記のほか、当社が保有している自己株式が22,400,000株(発行済株式総数に対する割合66.46%)あります。

#### (6) 【議決権の状況】

##### 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第三種優先株式 100,000,000 第十一種優先株式 1,000 第十二種優先株式 33,700,000	— — —	「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 301,018,500	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 3,203,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,622,919,100	106,229,191	—
単元未満株式	普通株式 6,538,980	—	—
発行済株式総数	11,067,380,680	—	—
総株主の議決権	—	106,229,191	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が194,300株(議決権1,943個)および実質的に保有していない子会社名義の株式27,700株(議決権277個)が含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	301,018,500	—	301,018,500	2.71
(相互保有株式) 三菱総研DCS株式会社	東京都品川区東品川 四丁目12-2	999,000	—	999,000	0.00
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内 二丁目4番1号	617,600	—	617,600	0.00
三菱UFJキャピタル株式 会社	東京都中央区京橋二丁目 14-1	515,900	—	515,900	0.00
株式会社中京銀行	名古屋市中区栄三丁目 33番13号	486,700	—	486,700	0.00
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目 33番5号	284,000	—	284,000	0.00
株式会社大正銀行	大阪市中央区今橋 二丁目5番8号	184,400	—	184,400	0.00
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4-5	52,500	—	52,500	0.00
株式会社パトライト	大阪市中央区松屋町 8番8号	50,400	—	50,400	0.00
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内 二丁目7番1号	7,200	—	7,200	0.00
ヤマガタ食品株式会社	静岡県沼津市双葉町 9-11-13	3,800	—	3,800	0.00
ニチエレ株式会社	東京都大田区平和島 一丁目2番30号	1,600	—	1,600	0.00
計	—	304,221,600	—	304,221,600	2.74

(注) 株主名簿上は、三菱UFJ証券株式会社累積投資口、UFJつばさ証券株式会社(平成17年10月1日に三菱UFJ証券株式会社に商号変更)及び三菱UFJニコス株式会社の各名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が、それぞれ26,400株、600株及び700株あります。

なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,173	1,169	1,156	1,036	964	962
最低(円)	856	973	926	902	789	741

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておられません。



### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、当第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に定める分類に準じて記載しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づいて作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)及び当中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)	
<b>資産の部</b>						
現金預け金	7	10,978,368	7	10,148,110	7	10,281,603
コールローン及び買入手形		1,235,519		1,058,103		1,293,705
買現先勘定	2	5,619,000	2	3,262,183	2	7,099,711
債券貸借取引支払保証金	2	5,994,256	2	6,243,090	2	8,240,482
買入金銭債権	7	4,856,581	7	4,226,743	7	4,593,198
特定取引資産	7	11,891,834	7	17,637,010	7	11,898,762
金銭の信託		456,499		383,278		401,448
有価証券	1, 2, 7, 16	42,990,263	1, 2, 7, 16	38,671,375	1, 2, 7, 16	40,851,677
投資損失引当金		34,115		36,702		30,166
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	86,751,061	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	90,445,118	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	88,538,810
外国為替	2	1,411,213	2	1,671,474	2	1,241,656
その他資産	7, 14	4,999,575	7, 14	6,989,674	7, 14	5,666,981
有形固定資産	7, 9, 10, 11	1,717,879	7, 9, 10, 11	1,277,575	7, 9, 10, 11	1,594,214
無形固定資産	7	906,486	7	914,401	7	975,043
繰延税金資産		271,007		1,171,485		773,688
支払承諾見返	16	11,110,052	16	11,067,649	16	10,652,865
貸倒引当金		1,261,081		1,106,293		1,080,502
資産の部合計		189,894,404		194,024,280		192,993,179
<b>負債の部</b>						
預金	7	117,630,832	7	119,798,396	7	121,307,300
譲渡性預金		6,657,864		7,827,311		7,319,321
コールマネー及び売渡手形	7	2,527,558	7	3,007,407	7	2,286,382
売現先勘定	7	8,451,563	7	8,677,843	7	10,490,735
債券貸借取引受入担保金	7	6,609,067	7	4,266,088	7	5,897,051
コマーシャル・ペーパー	7	685,459	7	173,685	7	349,355
特定取引負債		5,655,557		8,354,355		5,944,552
借入金	2, 7, 12	4,511,981	2, 7, 12	5,400,785	2, 7, 12	5,050,000
外国為替	2	792,983	2	977,280	2	972,113
短期社債		593,600		457,683		417,200
社債	7, 13	6,476,523	7, 13	6,289,553	7, 13	6,285,566
信託勘定借		1,592,480		1,338,192		1,462,822
その他負債		5,318,114		6,898,069		4,388,814
賞与引当金		49,308		47,839		49,798
役員賞与引当金		130		425		434
退職給付引当金		64,067		62,010		64,771
役員退職慰労引当金		1,761		1,682		2,100
ポイント引当金				10,124		8,079
偶発損失引当金		145,063		83,999		133,110
構造改革損失引当金		59,317		2,971		22,865
特別法上の引当金		4,300		3,335		4,639
繰延税金負債		177,801		37,730		84,185
再評価に係る繰延税金負債	9	204,577	9	197,252	9	199,402
支払承諾	7, 16	11,110,052	7, 16	11,067,649	7, 16	10,652,865
負債の部合計		179,319,967		184,981,676		183,393,470

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>			
資本金	1,383,052	1,383,052	1,383,052
資本剰余金	1,865,918	1,777,860	1,865,696
利益剰余金	4,286,051	4,591,845	4,592,960
自己株式	576,420	439,375	726,001
株主資本合計	6,958,601	7,313,383	7,115,707
その他有価証券評価差額金	1,803,418	39,243	595,352
繰延ヘッジ損益	60,107	2,745	79,043
土地再評価差額金	<sup>9</sup> 147,499	<sup>9</sup> 143,647	<sup>9</sup> 143,292
為替換算調整勘定	9,804	96,306	52,566
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	-	12,392	-
評価・換算差額等合計	1,900,614	1,549	765,121
新株予約権	87	3,674	2,509
少数株主持分	1,715,132	1,727,096	1,716,370
純資産の部合計	10,574,436	9,042,604	9,599,708
負債及び純資産の部合計	189,894,404	194,024,280	192,993,179

## (2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
経常収益	3,250,225	2,925,113	6,393,951
資金運用収益	1,989,587	1,842,261	3,867,924
(うち貸出金利息)	1,161,579	1,134,155	2,302,324
(うち有価証券利息配当金)	431,656	356,656	785,581
信託報酬	78,972	67,097	151,720
役務取引等収益	638,809	592,473	1,249,480
特定取引収益	189,126	126,317	365,315
その他業務収益	109,474	174,846	319,530
その他経常収益	※1 244,254	※1 122,116	※1 439,980
経常費用	2,752,685	2,736,996	5,364,938
資金調達費用	1,024,054	872,046	2,027,879
(うち預金利息)	458,821	374,699	881,483
役務取引等費用	91,610	87,443	175,921
特定取引費用	—	1,191	—
その他業務費用	94,699	146,147	239,540
営業経費	1,077,126	1,084,363	2,157,843
その他経常費用	※2 465,195	※2 545,803	※2 763,753
経常利益	497,539	188,117	1,029,013
特別利益	31,212	61,417	110,399
固定資産処分益	3,900	6,718	34,532
償却債権取立益	20,326	14,388	39,875
金融商品取引責任準備金取崩額	—	1,308	—
子会社合併に伴う持分変動利益	6,985	—	6,985
子会社株式売却益	—	32,814	16,075
リース会計基準の適用に伴う影響額	※3 —	※3 6,186	※3 —
子会社による事業売却益	—	—	10,810
偶発損失引当金戻入益	—	—	2,120
特別損失	79,028	60,787	118,533
固定資産処分損	7,589	8,511	15,142
減損損失	11,421	4,879	14,719
金融商品取引責任準備金繰入額	413	—	752
子会社における構造改革損失引当金繰入額	59,603	197	64,049
システム統合に係る費用	—	47,198	—
過年度損益修正損	※4 —	※4 —	※4 23,869
税金等調整前中間純利益	449,723	188,747	1,020,879
法人税、住民税及び事業税	65,510	47,772	100,129
法人税等調整額	127,914	△168	201,091
法人税等合計	—	47,604	—
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△421	49,120	83,034
中間純利益	256,721	92,023	636,624

## (3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	1,383,052	1,383,052	1,383,052
当中間期末残高	1,383,052	1,383,052	1,383,052
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	1,916,300	1,865,696	1,916,300
当中間期変動額			
自己株式の処分	△50,382	△87,835	△50,604
当中間期変動額合計	△50,382	△87,835	△50,604
当中間期末残高	1,865,918	1,777,860	1,865,696
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	4,102,199	4,592,960	4,102,199
当中間期変動額			
剰余金の配当	△64,589	△75,855	△141,327
中間純利益	256,721	92,023	636,624
土地再評価差額金の取崩	836	△353	5,044
持分法適用関連会社の増加	—	5,763	△147
持分法適用関連会社の減少	—	—	△81
持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正	—	△16,802	—
海外連結子会社における会計基準変更	△9,116	—	△9,217
英国退職給付会計基準に基づく数理計算上の差異	—	—	△133
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	—	778	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	—	△6,669	—
当中間期変動額合計	183,851	△1,114	490,760
当中間期末残高	4,286,051	4,591,845	4,592,960
<b>自己株式</b>			
前期末残高	△1,001,470	△726,001	△1,001,470
当中間期変動額			
自己株式の取得	△2,315	△732	△152,052
自己株式の処分	427,366	287,358	427,522
当中間期変動額合計	425,050	286,626	275,469
当中間期末残高	△576,420	△439,375	△726,001
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	6,400,081	7,115,707	6,400,081
当中間期変動額			
剰余金の配当	△64,589	△75,855	△141,327
中間純利益	256,721	92,023	636,624
自己株式の取得	△2,315	△732	△152,052
自己株式の処分	376,984	199,522	376,917
土地再評価差額金の取崩	836	△353	5,044
持分法適用関連会社の増加	—	5,763	△147
持分法適用関連会社の減少	—	—	△81
持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正	—	△16,802	—
海外連結子会社における会計基準変更	△9,116	—	△9,217
英国退職給付会計基準に基づく数理計算上の差異	—	—	△133
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	—	778	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	—	△6,669	—
当中間期変動額合計	558,519	197,675	715,625
当中間期末残高	6,958,601	7,313,383	7,115,707

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 書 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	2,054,813	595,352	2,054,813
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△251,395	△634,596	△1,459,461
当中間期変動額合計	△251,395	△634,596	△1,459,461
当中間期末残高	1,803,418	△39,243	595,352
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△56,429	79,043	△56,429
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△3,678	△76,297	135,472
当中間期変動額合計	△3,678	△76,297	135,472
当中間期末残高	△60,107	2,745	79,043
土地再評価差額金			
前期末残高	148,281	143,292	148,281
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△782	355	△4,989
当中間期変動額合計	△782	355	△4,989
当中間期末残高	147,499	143,647	143,292
為替換算調整勘定			
前期末残高	△26,483	△52,566	△26,483
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	36,287	△43,740	△26,082
当中間期変動額合計	36,287	△43,740	△26,082
当中間期末残高	9,804	△96,306	△52,566
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	△12,392	—
当中間期変動額合計	—	△12,392	—
当中間期末残高	—	△12,392	—
<b>評価・換算差額等合計</b>			
前期末残高	2,120,183	765,121	2,120,183
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△219,568	△766,671	△1,355,061
当中間期変動額合計	△219,568	△766,671	△1,355,061
当中間期末残高	1,900,614	△1,549	765,121
<b>新株予約権</b>			
前期末残高	0	2,509	0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	87	1,165	2,508
当中間期変動額合計	87	1,165	2,508
当中間期末残高	87	3,674	2,509
<b>少数株主持分</b>			
前期末残高	2,003,434	1,716,370	2,003,434
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△288,302	10,725	△287,064
当中間期変動額合計	△288,302	10,725	△287,064
当中間期末残高	1,715,132	1,727,096	1,716,370

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	10,523,700	9,599,708	10,523,700
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△64,589	△75,855	△141,327
中間純利益	256,721	92,023	636,624
自己株式の取得	△2,315	△732	△152,052
自己株式の処分	376,984	199,522	376,917
土地再評価差額金の取崩	836	△353	5,044
持分法適用関連会社の増加	—	5,763	△147
持分法適用関連会社の減少	—	—	△81
持分法適用関連会社にかかる過年度剰余金修正	—	△16,802	—
海外連結子会社における会計基準変更	△9,116	—	△9,217
英国退職給付会計基準に基づく数理計算上の差異	—	—	△133
在外子会社の会計処理基準変更に伴う増加	—	778	—
在外子会社の会計処理基準変更に伴う減少	—	△6,669	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△507,783	△754,780	△1,639,617
<b>当中間期変動額合計</b>	<b>50,736</b>	<b>△557,104</b>	<b>△923,991</b>
当中間期末残高	10,574,436	9,042,604	9,599,708



## (4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	449,723	188,747	1,020,879
減価償却費	161,446	119,986	341,384
減損損失	11,421	4,879	14,719
のれん償却額	5,525	9,727	14,397
負ののれん償却額	△4,364	△578	△4,611
持分法による投資損益 (△は益)	△8,667	△1,495	△13,042
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	65,797	34,932	△109,487
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	7,964	6,792	4,015
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△4,735	△2,726	△3,488
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△233	△7	195
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△2,807	△1,929	△1,502
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	519	△434	858
ポイント引当金の増減額 (△は減少)		2,045	2,870
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	28,420	△48,396	17,224
構造改革損失引当金の増減額 (△は減少)	59,317	△19,893	22,865
資金運用収益	△1,989,587	△1,842,261	△3,867,924
資金調達費用	1,024,054	872,046	2,027,879
有価証券関係損益 (△)	△43,491	63,952	△6,135
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△8,924	3,683	△10,595
為替差損益 (△は益)	67,959	△153,441	1,353,236
固定資産処分損益 (△は益)	3,688	1,792	△19,389
特定取引資産の純増 (△) 減	△2,218,659	△1,917,996	△2,367,363
特定取引負債の純増減 (△)	1,304,018	△1,496,717	1,671,767
約定済未決済特定取引調整額	460,557	208,475	68,190
貸出金の純増 (△) 減	△1,477,139	△2,570,356	△3,737,986
預金の純増減 (△)	△1,312,254	△1,140,509	2,755,219
譲渡性預金の純増減 (△)	△442,261	544,499	254,850
借入金 (劣後特約借入金を除く) の純増減 (△)	△380,676	656,297	65,668
預け金 (現金同等物を除く) の純増 (△) 減	△1,914,051	445,734	△256,946
コールローン等の純増 (△) 減	△1,162,087	3,949,288	△2,806,455
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	724,104	1,950,051	△1,548,164
コールマネー等の純増減 (△)	△12,461	△597,151	2,158,359
コマーシャル・ペーパーの純増減 (△)	66,898	△153,878	△270,808
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	1,425,763	△1,592,976	741,912
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△56,636	△432,030	112,665
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△208,817	5,934	△29,666
短期社債 (負債) の純増減 (△)	267,600	44,983	77,200
普通社債発行及び償還による増減 (△)	△63,548	△10,220	△167,846
信託勘定借の純増減 (△)	50,031	△124,630	△79,626
資金運用による収入	1,933,926	1,880,083	3,849,805
資金調達による支出	△990,707	△879,412	△1,971,625
その他	△276,073	△15,337	△1,465,733
小計	△4,459,445	△2,008,446	△2,162,235
法人税等の支払額	△70,253	△27,418	△118,896
営業活動によるキャッシュ・フロー	△4,529,698	△2,035,865	△2,281,132

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△27,330,388	△43,034,559	△73,426,912
有価証券の売却による収入	18,683,119	27,837,823	50,575,928
有価証券の償還による収入	13,755,057	17,577,477	27,043,608
金銭の信託の増加による支出	△129,798	△151,167	△271,998
金銭の信託の減少による収入	150,473	157,744	341,669
有形固定資産の取得による支出	△115,145	△41,922	△276,668
無形固定資産の取得による支出	△123,376	△86,343	△247,920
有形固定資産の売却による収入	5,530	14,879	133,787
無形固定資産の売却による収入	14	21	1,521
事業譲渡による収入	—	—	11,516
子会社株式の取得による支出	△822	△59	△22,931
子会社株式の売却による収入	250	84,995	250
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	28,179	758	28,179
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	—	△4,543
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	—	10,874	18,939
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,923,094</b>	<b>2,370,522</b>	<b>3,904,426</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付借入れによる収入	122,000	16,404	210,000
劣後特約付借入金返済による支出	△196,300	△53,000	△260,300
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	210,740	289,700	252,229
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△165,182	△182,026	△206,808
少数株主からの払込みによる収入	3,843	235,145	155,509
優先株式等の償還等による支出	—	△106,420	△106,000
リース債務の返済による支出	—	△22	—
配当金の支払額	△64,589	△75,818	△141,327
少数株主への配当金の支払額	△47,494	△40,589	△65,507
少数株主への減資等による支出	—	△57	—
自己株式の取得による支出	△1,225	△279	△151,364
自己株式の売却による収入	672	1,367	780
子会社による当該会社の自己株式の取得による支出	△4,259	△238	△12,462
子会社による当該会社の自己株式の売却による収入	15	3	166
その他	—	0	△2,937
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△141,779</b>	<b>84,170</b>	<b>△328,022</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	26,128	△86,493	△34,202
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	277,744	332,334	1,261,069
現金及び現金同等物の期首残高	2,961,153	4,222,222	2,961,153
現金及び現金同等物の中間期末残高	3,238,898	4,554,556	4,222,222

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 252社 主要な会社名 株式会社三菱東京 UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行 株式会社 三菱UFJ証券株式 会社 株式会社泉州銀行 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 カブドットコム証券 株式会社 三菱UFJニコス株式 会社 三菱UFJファクター 株式会社 エム・ユー・フロンテ ィア債権回収株式 会社 三菱UFJキャピタル 株式会社 国際投信投資顧問株式 会社 三菱UFJ投信株式 会社 エム・ユー投資顧問 株式会社 三菱UFJ不動産販売 株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U. S. A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S. A. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT UFJ-BRI Finance	(1) 連結子会社 246社 主要な会社名 株式会社三菱東京 UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行 株式会社 三菱UFJ証券株式 会社 株式会社泉州銀行 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 カブドットコム証券 株式会社 三菱UFJメリルリン チPB証券株式会社 三菱UFJニコス株式 会社 株式会社日本ビジネス リース 三菱UFJファクター 株式会社 三菱UFJリサーチ& コンサルティング 株式会社 エム・ユー・フロンテ ィア債権回収株式 会社 三菱UFJキャピタル 株式会社 国際投信投資顧問株式 会社 三菱UFJ投信株式 会社 エム・ユー投資顧問 株式会社 三菱UFJ不動産販売 株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd. Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U. S. A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S. A. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc.	(1) 連結子会社 242社 主要な会社名 株式会社三菱東京 UFJ銀行 三菱UFJ信託銀行 株式会社 三菱UFJ証券株式 会社 株式会社泉州銀行 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 カブドットコム証券 株式会社 三菱UFJニコス株式 会社 株式会社日本ビジネス リース 三菱UFJファクター 株式会社 三菱UFJリサーチ& コンサルティング 株式会社 エム・ユー・フロンテ ィア債権回収株式 会社 三菱UFJキャピタル 株式会社 国際投信投資顧問株式 会社 三菱UFJ投信株式 会社 エム・ユー投資顧問 株式会社 三菱UFJ不動産販売 株式会社 UnionBanCal Corporation Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank (Switzerland), Ltd. Mitsubishi UFJ Trust & Banking Corporation (U. S. A.) Mitsubishi UFJ Global Custody S. A. Mitsubishi UFJ Securities International plc Mitsubishi UFJ Securities (USA), Inc. Mitsubishi UFJ Trust International Limited

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		Mitsubishi UFJ Trust International Limited Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance	Mitsubishi UFJ Securities (HK) Holdings, Limited BTMU Capital Corporation BTMU Leasing & Finance, Inc. PT U Finance Indonesia PT. BTMU-BRI Finance

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、カブドットコム証券株式会社他5社は、関連会社からの異動、新規設立により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>また、株式会社ディーシーカード他6社は、合併、清算により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJニコス株式会社に変更しております。</p> <p>Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.は、平成19年4月2日付で会社名をMitsubishi UFJ Global Custody S.A.に変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社10社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日 企業会計基準委員会)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。</p>	<p>なお、三菱UFJメリアルリンチPB証券株式会社他8社は、関連会社からの異動、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。</p> <p>また、Tokai Finance (Curacao) N.V.他4社は、清算、合併等により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>なお、カブドットコム証券株式会社他13社は、関連会社からの異動、新規設立等により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>また、株式会社ディーシーカード他24社は、合併、清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。</p> <p>UFJニコス株式会社と株式会社ディーシーカードは、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJニコス株式会社に變更しております。</p> <p>Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A.は、平成19年4月2日付で会社名をMitsubishi UFJ Global Custody S.A.に変更しております。</p> <p>PT UFJ-BRI Financeは、平成20年1月28日付で会社名をPT. BTMU-BRI Financeに変更しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。 (追加情報) 財務諸表等規則第8条7項の規定により出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社8社は、連結の範囲から除外しております。当該会社の概要等は、「(開示対象特別目的会社関係)」の注記に掲げております。</p> <p>なお、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(平成19年3月29日 企業会計基準委員会)が平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同適用指針を適用しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由)</p> <p>投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社ハイジア (子会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由)</p> <p>投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社ハイジア (子会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(3) 他の会社等の議決権(業務執行権)の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該の会社等の名称 ニチエレ株式会社 (子会社としなかった理由)</p> <p>投資事業を営む連結子会社による企業価値向上を目的とした株式の所有であって、傘下に入れる目的ではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社ハイジア (子会社としなかった理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、子会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>ティ・エイチ・シー・ エー・ピー投資事業 有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携 事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジ ファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ ベル</p> <p>(子会社としなかった 理由) ベンチャーキャピタル 事業を営む連結子会 社が、主たる営業とし て組合の管理業務に準 ずる業務を行うために 無限責任組合員の地位 を有するものであるこ と、あるいは投資育成 目的等による株式の所 有であって、傘下に入 れる目的ではないこと から、子会社として取 り扱っておりません。</p>	<p>ティ・エイチ・シー・ エー・ピー投資事業 有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携 事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジ ファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ ベル 株式会社パトライト ベスタ・フーズ株式 会社 ドリームインフィニテ ィ株式会社 日本コンピュータシス テム株式会社 (子会社としなかった 理由) ベンチャーキャピタル 事業を営む連結子会 社が、主たる営業とし て組合の管理業務に準 ずる業務を行うために 無限責任組合員の地位 を有するものであるこ と、あるいは投資育成 目的等による株式の所 有であって、傘下に入 れる目的ではないこと から、子会社として取 り扱っておりません。</p>	<p>ティ・エイチ・シー・ エー・ピー投資事業 有限責任組合 投資事業有限責任組合 しょうなん産学連携 事業化支援ファンド 投資事業有限責任組合 ぐんまチャレンジ ファンド 株式会社フーズネット ヤマガタ食品株式会社 株式会社グリーン・ ベル 株式会社パトライト ベスタ・フーズ株式 会社 ドリームインフィニテ ィ株式会社 (子会社としなかった 理由) ベンチャーキャピタル 事業を営む連結子会 社が、主たる営業とし て組合の管理業務に準 ずる業務を行うために 無限責任組合員の地位 を有するものであるこ と、あるいは投資育成 目的等による株式の所 有であって、傘下に入 れる目的ではないこと から、子会社として取 り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	—	<p>(4) 開示対象特別目的会社に関する事項</p> <p>開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコスは、まず融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコスは受領します。</p> <p>さらに、三菱UFJニコスは、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等及び優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。</p>	—



	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																						
		<p>流動化の結果、平成20年9月末において、三菱UFJニコスと取引残高のある特別目的会社は3社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は17,947百万円、負債総額(単純合算)は17,866百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>(単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="788 1012 1086 1391"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高</th> <th colspan="2">主な損益</th> </tr> <tr> <th>(項目)</th> <th>(金額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡した優先受益権</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業貸付金</td> <td>—</td> <td>売却益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>残存売却代金残高(未収入金)</td> <td>29</td> <td>分配益</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>回収サービス業務取引高((注)2)</td> <td>756</td> <td>回収サービス業務収益</td> <td>756</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 平成20年9月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、73,304百万円であります。また、当該劣後受益権等に係る分配益(9,511百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。</p> <p>2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。</p>		主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高	主な損益		(項目)	(金額)	譲渡した優先受益権				営業貸付金	—	売却益	—	残存売却代金残高(未収入金)	29	分配益	—	回収サービス業務取引高((注)2)	756	回収サービス業務収益	756	
	主な取引の金額又は当中間連結会計期間末残高	主な損益																							
		(項目)	(金額)																						
譲渡した優先受益権																									
営業貸付金	—	売却益	—																						
残存売却代金残高(未収入金)	29	分配益	—																						
回収サービス業務取引高((注)2)	756	回収サービス業務収益	756																						

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社 44社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社岐阜銀行 三菱UFJメリルリンチP B証券株式会社 三菱UFJリース株式会社 東銀リース株式会社 アコム株式会社 株式会社モビット 三菱総研DCS株式会社</p> <p>なお、カブドットコム証券株式会社他3社は、子会社への異動、合併等により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p> <p>ダイヤモンドリース株式会社とUFJセントラルリース株式会社は、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更しております。</p> <p>ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社は、平成19年4月1日付で会社名を三菱総研DCS株式会社に変更しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 61社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社岐阜銀行 株式会社じぶん銀行 三菱UFJリース株式会社 東銀リース株式会社 アコム株式会社 株式会社モビット 株式会社ジャックス 株式会社ジャルカード 三菱総研DCS株式会社</p> <p>Dah Sing Financial Holdings Limited PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk. Kim Eng Holdings Limited</p> <p>なお、株式会社ジャルカード他19社は、株式取得等により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。</p> <p>また、三菱UFJメリルリンチP B証券株式会社他1社は、子会社への異動により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社 43社</p> <p>主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社岐阜銀行 三菱UFJメリルリンチP B証券株式会社 三菱UFJリース株式会社 東銀リース株式会社 アコム株式会社 株式会社モビット 株式会社ジャックス 三菱総研DCS株式会社</p> <p>PT. Bank Nusantara Parahyangan Tbk.</p> <p>なお、株式会社ジャックス他1社は、追加出資等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。</p> <p>MU Japan Fund PLCは、連結財務諸表の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)に与える影響を勘案し、当連結会計年度から持分法の対象としております。</p> <p>また、カブドットコム証券株式会社他7社は、子会社への異動、合併等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。</p> <p>ダイヤモンドリース株式会社とUFJセントラルリース株式会社は、平成19年4月1日付で合併し、会社名を三菱UFJリース株式会社に変更しております。</p> <p>ダイヤモンドコンピューターサービス株式会社は、平成19年4月1日付で会社名を三菱総研DCS株式会社に変更しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited MU Japan Fund PLC 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除 いております。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、中間純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も中間連結財務諸表に重 要な影響を与えないた め、持分法の対象から除 いております。</p>	<p>(2) 持分法非適用の非連結 子会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の関連会 社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会 社は、当期純損益(持分 に見合う額)、利益剰余 金(持分に見合う額)及び 繰延ヘッジ損益(持分 に見合う額)等からみて、 持分法の対象から除いて も連結財務諸表に重要な 影響を与えないため、持 分法の対象から除いてお ります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかつた当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス ブイ・エル・アイ・コ ミュニケーションズ 株式会社 株式会社スーパーイン デックス 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 メディカルトライアル ズ株式会社 マーズ株式会社 株式会社アシストコン ピュータシステムズ S S I 株式会社 株式会社サンキ 日本スーパーマップ 株式会社 N B A 株式会社 株式会社医療情報総合 研究所 株式会社ストリート デザイン 株式会社シフラ Centillion II Venture Capital Corporation</p> <p>(関連会社としなかつた理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であつて、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社両国シティコア</p> <p>(関連会社としなかつた理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかつた当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社スーパーイン デックス 株式会社パスト 株式会社シフラ ファルマフロンティア 株式会社 メディカルトライアル ズ株式会社 株式会社アシストコン ピュータシステムズ 株式会社S p r i n g 株式会社ストリート デザイン マーズ株式会社 株式会社コンバージョ ン S S I 株式会社 日本スーパーマップ 株式会社 N B A 株式会社 株式会社医療情報総合 研究所 Centillion II Venture Capital Corporation</p> <p>(関連会社としなかつた理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であつて、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社両国シティコア</p> <p>(関連会社としなかつた理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(4) 他の会社等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかつた当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社スーパーイン デックス 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 メディカルトライアル ズ株式会社 マーズ株式会社 株式会社アシストコン ピュータシステムズ 株式会社コンバージョ ン S S I 株式会社 日本スーパーマップ 株式会社 N B A 株式会社 株式会社医療情報総合 研究所 株式会社ストリート デザイン 株式会社シフラ Centillion II Venture Capital Corporation</p> <p>(関連会社としなかつた理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社による投資育成目的等による株式の所有であつて、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p> <p>株式会社両国シティコア</p> <p>(関連会社としなかつた理由)</p> <p>土地信託事業において受益者のために信託建物を管理する目的で設立された管理会社であり、傘下に入れる目的で設立されたものではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>11月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>140社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>18社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>85社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社のうち2社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>11月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社、4月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社、6月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	3社	4月末日	3社	6月末日	140社	7月24日	18社	7月末日	1社	8月末日	2社	9月末日	85社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>11月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>138社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>20社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>2社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>79社</td></tr> </table> <p>(2) 11月末日を中間決算日とする連結子会社のうち2社は、8月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>11月末日を中間決算日とする連結子会社のうち1社、2月末日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>12月末日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	11月末日	3社	12月末日	1社	2月末日	1社	4月末日	1社	6月末日	138社	7月24日	20社	7月末日	1社	8月末日	2社	9月末日	79社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>5月末日</td><td>3社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>139社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>17社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>79社</td></tr> </table> <p>(2) 5月末日を決算日とする連結子会社のうち2社は、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>5月末日を決算日とする連結子会社のうち1社、8月末日を決算日とする連結子会社は、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。</p> <p>また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	5月末日	3社	8月末日	1社	10月末日	1社	12月末日	139社	1月24日	17社	1月末日	1社	2月末日	1社	3月末日	79社
11月末日	3社																																																		
4月末日	3社																																																		
6月末日	140社																																																		
7月24日	18社																																																		
7月末日	1社																																																		
8月末日	2社																																																		
9月末日	85社																																																		
11月末日	3社																																																		
12月末日	1社																																																		
2月末日	1社																																																		
4月末日	1社																																																		
6月末日	138社																																																		
7月24日	20社																																																		
7月末日	1社																																																		
8月末日	2社																																																		
9月末日	79社																																																		
5月末日	3社																																																		
8月末日	1社																																																		
10月末日	1社																																																		
12月末日	139社																																																		
1月24日	17社																																																		
1月末日	1社																																																		
2月末日	1社																																																		
3月末日	79社																																																		

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成19年6月28日に Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. を設立し、同行の中国における6支店2出張所は平成19年7月1日付で同社の支店・出張所となりました。上記支店・出張所の移管については、重要な取引として調整を行っております。同社の平成19年7月1日から同年9月30日までの期間の損益は中間連結損益計算書に反映されておりませんが、その影響は軽微であります。</p> <p>なお、同社は「アジア・オセアニア」セグメントに属しております。</p>		<p>(追加情報)</p> <p>当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成19年6月28日に Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (China), Ltd. を設立し、同行の中国における6支店2出張所は平成19年7月1日付で同社の支店・出張所となりました。同社は12月末日を決算日とする連結子会社であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>従来、「有価証券」に含まれる変動利付国債は市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、国内銀行連結子会社は合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が122,235百万円増加、「繰延税金資産」が41,083百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が81,152百万円増加しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法によっております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(B) 同左	(B) 同左
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産(リース資産を除く) 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却見積額を期間により按分して計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 その他 2年～20年</p> <p>また、その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 有形固定資産 当社、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 15年～50年 動産 2年～20年</p> <p>その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(追加情報)</p> <p>前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。</p> <p>なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,713百万円少なく、経常利益及び税金等調整前中間純利益は同額それぞれ多く計上されております。</p>	<p>また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更しております。</p> <p>これらの変更により、従来の方法に比し、営業経費は11,135百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。</p> <p>なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、営業経費は4,713百万円少なく、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ同額多く計上されております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
			<p>(追加情報)</p> <p>当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより営業経費は2,576百万円増加し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ同額減少しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、主として定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年から10年)に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、主として定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年から10年)に対応して定額法により償却しております。</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。</p> <p>なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、主として定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として3年から10年)に対応して定額法により償却しております。</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>なお、社債は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって連結貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準            主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準            主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準            主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は796,115百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は779,419百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は691,894百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(7) 投資損失引当金の計上基準 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左	(7) 投資損失引当金の計上基準 同左
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 一部の国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員賞与の支出に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与の支出に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(10)退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理</p>	<p>(10)退職給付引当金の計上基準</p> <p>同左</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>	<p>(10)退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>
	<p>(11)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	<p>(11)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。</p>	<p>(11)役員退職慰労引当金の計上基準</p> <p>役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>
	<p>—————</p>	<p>(12)ポイント引当金の計上基準</p> <p>ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(12)ポイント引当金の計上基準</p> <p>ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(12) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>	<p>(13) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(13) 偶発損失引当金の計上基準</p> <p>同左</p> <p>偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。</p>
	<p>(13) 構造改革損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。</p>	<p>(14) 構造改革損失引当金の計上基準</p> <p>構造改革損失引当金は、連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。</p>	<p>(14) 構造改革損失引当金の計上基準</p> <p>連結子会社における業務構造改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失見積額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金4,300百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金3,335百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(15) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金4,639百万円であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p> <p>なお、従来、金融先物取引法第81条及び証券取引法第51条の規定に基づき、金融先物取引責任準備金及び証券取引責任準備金を計上しておりましたが、平成19年9月30日に金融商品取引法が施行されたことに伴い、当連結会計年度から金融商品取引責任準備金として計上しております。</p>
	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(16) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(16) リース取引の処理方法 国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(17) リース取引の処理方法 (借手側) 国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。 なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (貸手側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p>	<p>(17) リース取引の処理方法 国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準第13号」という)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(平成19年3月30日 企業会計基準委員会。以下「企業会計基準適用指針第16号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。</p> <p>(借手側)</p> <p>この変更による中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>(貸手側)</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、「経常収益」は58,083百万円減少し、うち「資金運用収益」が4,266百万円増加、「その他経常収益」が62,349百万円減少しております。「経常費用」は58,295百万円減少し、うち「その他経常費用」が56,376百万円減少しております。「経常利益」は212百万円増加、「特別利益」は6,107百万円増加、「税金等調整前中間純利益」は6,319百万円増加しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。そ</p>	<p>(18)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。そ</p>	<p>(18)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定してあります。そ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>の他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>



	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は33,622百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は55,135百万円(同前)であります。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は18,664百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は32,459百万円(同前)であります。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長15年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は25,715百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は41,677百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジを行っており、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(18) 消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。	(19) 消費税等の会計処理 同左	(19) 消費税等の会計処理 同左
	(19) 税効果会計に関する事項 中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内信託銀行連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。	(20) 税効果会計に関する事項 同左	—————
	(20) 手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	(21) 手形割引及び再割引の会計処理 同左	(20) 手形割引及び再割引の会計処理 同左
	—————	(22) 在外子会社の会計処理 基準 在外子会社の財務諸表は、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続上利用しております。 なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、主として米国会計基準に準拠して修正しております。 また、連結決算上必要な修正を実施していません。	—————

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(会計方針の変更)</p> <p>実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(平成18年5月17日企業会計基準委員会。以下「実務対応報告第18号」という)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税金等調整前中間純利益が、それぞれ7,218百万円増加しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>米国会計基準適用子会社の財務諸表において、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理—米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号(改訂版)の改訂」に基づき計上される「退職給付費用として未認識の数理計算上の差異等」については、従来、純資産の部から控除し、「その他資産」及び「退職給付引当金」を加減しておりましたが、当中間連結会計期間より税効果相当額及び少数株主持分相当額控除後の金額を「米国会計基準適用子会社における年金債務調整額」として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		この変更により、従来 の方法によった場合と比 較して、「その他資産」 が21,136百万円減少、 「退職給付引当金」が 9,620百万円増加、「繰 延税金負債」が11,814百 万円減少、「少数株主持 分」が6,573百万円減少 しております。	
5 (中間)連結キャッ シュ・フロー計算 書における資金の 範囲	中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のう ち、定期性預け金と譲渡性 預け金以外のものではあり ません。	同左	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち、定 期性預け金と譲渡性預け金 以外のものではあります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p> <p>なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はございません。</p>		<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はございません。</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更)</p> <p>当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。</p> <p>なお、この変更により経常利益は542百万円増加し、税金等調整前中間純利益及び中間純利益は、4,717百万円減少しております。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更)</p> <p>当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。</p> <p>なお、この変更により経常利益は1,085百万円増加し、税金等調整前当期純利益は、4,174百万円減少しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(マスターネットティング契約に基づくデリバティブ取引相殺表示)</p> <p>従来、同一相手先とのデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債については、法的に有効なマスターネットティング契約を有する場合には、その適用範囲で相殺し表示しておりましたが、当中間連結会計期間より、これらの金融資産及び負債を総額で表示する方法に変更しております。</p> <p>これは、デリバティブ取引に係る担保金が増加基調にあることに鑑み、信用リスクを適切に表示する観点から検討した結果、デリバティブ取引の時価評価による金融資産・負債のみを相殺表示する合理性が薄れており、原則通り総額で表示することがより適切との判断に至ったものであります。</p> <p>この変更により、従来の表示方法によった場合と比較して、中間連結貸借対照表については、「特定取引資産」が3,336,769百万円増加、「特定取引負債」が3,384,170百万円増加、「その他資産」が1,141,588百万円増加、「その他負債」が1,094,188百万円増加しております。また、中間連結キャッシュ・フロー計算書については、営業活動によるキャッシュ・フローの「特定取引資産の純増(△)減」が716,895百万円増加、「特定取引負債の純増減(△)」が706,252百万円減少、「その他」が10,642百万円減少しております。</p>	



【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係) 「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成19年9月28日内閣府令第76号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行なわれ、平成19年4月1日以後開始する事業年度から適用されることに伴い、「その他負債」に含めて計上しておりました「役員退職慰労引当金」は、当中間連結会計期間から区分して表示しております。 なお、前連結会計年度末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は1,241百万円、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「役員退職慰労引当金」の金額は952百万円であります。</p> <p>(中間連結損益計算書関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成19年8月8日)により改正され、平成19年9月30日から施行されることになったことに伴い、「特別損失」に計上しておりました金融先物取引責任準備金繰入額及び証券取引責任準備金繰入額は、当中間連結会計期間から金融商品取引責任準備金繰入額として計上しております。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 中間連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金が「役員退職慰労引当金」に区分して表示されたことに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりました役員退職慰労引当金の純増減は、「役員退職慰労引当金の増加額」として表示しております。 なお、前連結会計年度の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は161百万円、前中間連結会計期間の「その他」に含まれる「役員退職慰労引当金の増加額」は△128百万円であります。</p>	

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
	<p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>(1) 「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年7月11日 内閣府令第44号)による「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式の改正が行われ、平成20年4月1日以後に開始する事業年度に係る書類について適用されることになったことに伴い、リース債権及びリース投資資産は、「その他資産」に含めて表示しております。この変更により、従来、「貸出金」に含めて表示していた海外のリース業を営む子会社のファイナンス・リース取引に係る債権及び、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に含めて表示していたリース投資資産は、当中間連結会計期間より、「その他資産」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間末の「貸出金」に含まれる「その他資産」の金額は328,751百万円、「有形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は13,707百万円、「無形固定資産」に含まれる「その他資産」の金額は305百万円であります。</p> <p>(2) 連結子会社のポイント引当金は、従来、重要性が乏しかったことから、「その他負債」に含めて計上しており、前中間連結会計期間末の「その他負債」に含まれる「ポイント引当金」の金額は8,801百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>中間連結貸借対照表の「その他負債」に含めて計上しておりましたポイント引当金が、「ポイント引当金」に区分して表示されたことに伴い、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて計上しておりましたポイント引当金の純増減は「ポイント引当金の増加額」として表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「ポイント引当金の増加額」は3,592百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式209,910百万円及び出資金2,331百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に538百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は6,044,205百万円、再貸付に供している有価証券は574,469百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは9,083,538百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,093,616百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は10,680百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式284,654百万円及び出資金1,982百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に794百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は5,400,337百万円、再貸付に供している有価証券は943,264百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは7,586,639百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,007,324百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は14,921百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式249,266百万円及び出資金2,269百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は8,301百万円であります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に942百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は5,557,035百万円、再貸付に供している有価証券は399,451百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは14,686,956百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差し入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は989,845百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は7,927百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は36,878百万円、延滞債権額は897,477百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,866百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は449,472百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は70,362百万円、延滞債権額は928,338百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,708百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は434,086百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は43,298百万円、延滞債権額は737,926百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は17,900百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は477,544百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																																												
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,401,694百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>1,124百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>846,698百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>1,312,667百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>208,993百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>2,475百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>662百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>374百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>293,359百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>612,000百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,632,801百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>11,217百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,124百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金158,369百万円、買入金銭債権662,081百万円、特定取引資産26,839百万円、有価証券5,213,729百万円、貸出金6,042,207百万円及びその他資産6,163百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は5,063,594百万円、有価証券は5,334,575百万円であり、対応する売現先勘定は4,166,266百万円、債券貸借取引受入担保金は5,758,665百万円であります。</p>	現金預け金	1,124百万円	特定取引資産	846,698百万円	有価証券	1,312,667百万円	貸出金	208,993百万円	その他資産	2,475百万円	有形固定資産	662百万円	無形固定資産	374百万円	預金	293,359百万円	コールマネー及び売渡手形	612,000百万円	借入金	1,632,801百万円	社債	11,217百万円	支払承諾	1,124百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,450,495百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>1,819百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>506,583百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>1,323,102百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,308,153百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>364百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>844百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>833百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>343,940百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>280,000百万円</td></tr> <tr><td>コマースヤル・ペーパー</td><td>25,000百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,496,849百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>18,393百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,705百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金219,166百万円、買入金銭債権569,862百万円、特定取引資産303,128百万円、有価証券9,279,365百万円、貸出金7,708,551百万円及びその他資産5,321百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は5,209,172百万円、有価証券は4,935,319百万円であり、対応する売現先勘定は6,014,334百万円、債券貸借取引受入担保金は3,504,866百万円であります。</p>	現金預け金	1,819百万円	特定取引資産	506,583百万円	有価証券	1,323,102百万円	貸出金	1,308,153百万円	その他資産	364百万円	有形固定資産	844百万円	無形固定資産	833百万円	預金	343,940百万円	コールマネー及び売渡手形	280,000百万円	コマースヤル・ペーパー	25,000百万円	借入金	2,496,849百万円	社債	18,393百万円	支払承諾	1,705百万円	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,276,670百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table> <tr><td>現金預け金</td><td>2,124百万円</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>815,656百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>2,364,483百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>86,330百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>34百万円</td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td>1,142百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>764百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>預金</td><td>393,748百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>610,900百万円</td></tr> <tr><td>コマースヤル・ペーパー</td><td>25,000百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>2,120,577百万円</td></tr> <tr><td>社債</td><td>17,154百万円</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>2,124百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金113,293百万円、買入金銭債権568,156百万円、特定取引資産19,698百万円、有価証券4,670,829百万円、貸出金6,165,191百万円及びその他資産5,707百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は4,432,044百万円、有価証券は6,151,604百万円であり、対応する売現先勘定は5,903,798百万円、債券貸借取引受入担保金は3,877,010百万円であります。</p>	現金預け金	2,124百万円	特定取引資産	815,656百万円	有価証券	2,364,483百万円	貸出金	86,330百万円	その他資産	34百万円	有形固定資産	1,142百万円	無形固定資産	764百万円	預金	393,748百万円	コールマネー及び売渡手形	610,900百万円	コマースヤル・ペーパー	25,000百万円	借入金	2,120,577百万円	社債	17,154百万円	支払承諾	2,124百万円
現金預け金	1,124百万円																																																																													
特定取引資産	846,698百万円																																																																													
有価証券	1,312,667百万円																																																																													
貸出金	208,993百万円																																																																													
その他資産	2,475百万円																																																																													
有形固定資産	662百万円																																																																													
無形固定資産	374百万円																																																																													
預金	293,359百万円																																																																													
コールマネー及び売渡手形	612,000百万円																																																																													
借入金	1,632,801百万円																																																																													
社債	11,217百万円																																																																													
支払承諾	1,124百万円																																																																													
現金預け金	1,819百万円																																																																													
特定取引資産	506,583百万円																																																																													
有価証券	1,323,102百万円																																																																													
貸出金	1,308,153百万円																																																																													
その他資産	364百万円																																																																													
有形固定資産	844百万円																																																																													
無形固定資産	833百万円																																																																													
預金	343,940百万円																																																																													
コールマネー及び売渡手形	280,000百万円																																																																													
コマースヤル・ペーパー	25,000百万円																																																																													
借入金	2,496,849百万円																																																																													
社債	18,393百万円																																																																													
支払承諾	1,705百万円																																																																													
現金預け金	2,124百万円																																																																													
特定取引資産	815,656百万円																																																																													
有価証券	2,364,483百万円																																																																													
貸出金	86,330百万円																																																																													
その他資産	34百万円																																																																													
有形固定資産	1,142百万円																																																																													
無形固定資産	764百万円																																																																													
預金	393,748百万円																																																																													
コールマネー及び売渡手形	610,900百万円																																																																													
コマースヤル・ペーパー	25,000百万円																																																																													
借入金	2,120,577百万円																																																																													
社債	17,154百万円																																																																													
支払承諾	2,124百万円																																																																													

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は68,604,086百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は62,785,375百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は69,330,633百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額に、持分法適用関連会社の純資産の部に計上された土地再評価差額金のうち親会社持分相当額を加えた金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 国内銀行連結子会社 平成10年3月31日 国内信託銀行連結子会社 平成10年3月31日、平成13年12月31日及び平成14年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定したほか、同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。</p> <p>なお、一部の持分法適用関連会社は、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行っております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,383,524百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 91,738百万円 (当中間連結会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,178,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,293,896百万円が含まれております。</p> <p>15 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,386,986百万円、貸付信託293,603百万円であります。</p> <p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,352,216百万円であります。</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,029,988百万円</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,166,000百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,221,661百万円が含まれております。</p> <p>※14 のれん及び負ののれんは相殺し、その他の資産に含めて表示しております。なお、相殺前の金額は次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 40px;">のれん 367,951百万円 負ののれん 31,433百万円 純額 336,517百万円</p> <p>15 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,154,687百万円、貸付信託169,572百万円であります。</p> <p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,044,763百万円であります。</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 1,372,174百万円</p> <p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 91,673百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,202,500百万円が含まれております。</p> <p>※13 社債には、劣後特約付社債3,158,606百万円が含まれております。</p> <p>15 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託1,277,958百万円、貸付信託231,508百万円であります。</p> <p>※16 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は3,093,449百万円であります。</p>



(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益105,818百万円及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料76,995百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額163,776百万円、貸出金償却87,010百万円、リース業を営む連結子会社に係るリース原価66,711百万円及び株式等償却45,010百万円を含んでおります。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益71,840百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額171,834百万円、貸出金償却163,052百万円及び株式等償却145,276百万円を含んでおります。</p> <p>※3 リース会計基準の適用に伴う影響額は、リース業を主たる事業として営む連結子会社が貸手としてのリース取引の処理方法を変更したことに伴う影響額であります。</p> <p>_____</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益176,970百万円及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料152,639百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、貸出金償却251,597百万円、リース業を営む連結子会社に係るリース原価132,564百万円、株式等償却187,104百万円を含んでおります。</p> <p>_____</p> <p>※4 過年度損益修正損は、平成17年10月1日に国内銀行連結子会社となった株式会社UFJ銀行の資産を修正消去したものであります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,861	10,850,782	—	10,861,643	注1
第一回第三種優先株式	100	99,900	—	100,000	注2
第八種優先株式	17	17,682	—	17,700	注3
第十一種優先株式	0	0	—	1	注4
第十二種優先株式	33	33,666	—	33,700	注5
合計	11,013	11,002,031	—	11,013,044	
自己株式					
普通株式	654	654,379	277,165	377,867	注6
合計	654	654,379	277,165	377,867	

(注) 1 普通株式数の増加10,850,782千株は、株式分割によるものであります。

2 第一回第三種優先株式数の増加99,900千株は、株式分割によるものであります。

3 第八種優先株式数の増加17,682千株は、株式分割によるものであります。

4 第十一種優先株式数の増加0千株は、株式分割によるものであります。

5 第十二種優先株式数の増加33,666千株は、株式分割によるものであります。

6 普通株式の自己株式数の増加654,379千株は、株式分割によるもの、端株の買取請求に応じたもの、及び子会社及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少277,165千株は、株式交換によるもの、端株の買増請求に応じたもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

## 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )		
	ストック・オプションとしての新株予約権	—				—		
連結子会社(自己新株予約権)		—				87 ( — )		
合計		—				87 ( — )		

## 3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	61,259	6,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第一回第三種優先株式	3,000	30,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第八種優先株式	140	7,950	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第十一種優先株式	0	2,650	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第十二種優先株式	193	5,750	平成19年3月31日	平成19年6月28日

なお、配当金の総額のうち、3百万円は、連結子会社への支払であります。

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月21日 取締役会	普通株式	73,411	その他利益剰余金	7	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第一回第三種優先株式	3,000	その他利益剰余金	30	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第八種優先株式	140	その他利益剰余金	7.95	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第十一種優先株式	0	その他利益剰余金	2.65	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第十二種優先株式	193	その他利益剰余金	5.75	平成19年9月30日	平成19年12月10日

なお、平成19年9月30日をもって、当社の普通株式及び各優先株式についてそれぞれ1株を1,000株に分割しております。

II 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,861,643	72,035	—	10,933,679	注1
第一回第三種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第八種優先株式	17,700	—	17,700	—	注2
第十一種優先株式	1	—	—	1	
第十二種優先株式	33,700	—	—	33,700	
合計	11,013,044	72,035	17,700	11,067,380	
自己株式					
普通株式	504,262	3,216	201,045	306,433	注3
第八種優先株式	—	17,700	17,700	—	注4
第十二種優先株式	—	22,400	—	22,400	注5
合計	504,262	43,316	218,745	328,833	

（注）1 普通株式数の増加72,035千株は、第八種優先株式を一斉取得し交付したものと及び第十二種優先株式の取得請求を受け交付したものであります。

2 第八種優先株式の減少17,700千株は、一斉取得した当該優先株式を消却したことによるものであります。

3 普通株式の自己株式の増加3,216千株は、単元未満株及びその他の買取請求に応じて取得したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式の減少201,045千株は、単元未満株の買増請求に応じて売却したもの、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使及び株式交換に伴い交付したもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

4 第八種優先株式の自己株式の増加17,700千株は、一斉取得によるものであります。また、第八種優先株式の自己株式の減少17,700千株は、当該優先株式を消却したことによるものであります。

5 第十二種優先株式の自己株式の増加22,400千株は、取得請求を受けたことによるものであります。

## 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )	
	ストック・オプションとしての新株予約権		—————				3,562	
連結子会社(自己新株予約権)			—————				111 ( — )	
合計			—————				3,674 ( — )	

## 3 配当に関する事項

### (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	72,525	7	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第八種優先株式	140	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第十二種優先株式	193	5.75	平成20年3月31日	平成20年6月27日

なお、配当金の総額のうち、4百万円は、連結子会社への支払であります。

### (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年11月18日 取締役会	普通株式	74,428	その他利益剰余金	7	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第一回第三種優先株式	3,000	その他利益剰余金	30	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第十一種優先株式	0	その他利益剰余金	2.65	平成20年9月30日	平成20年12月10日
	第十二種優先株式	64	その他利益剰余金	5.75	平成20年9月30日	平成20年12月10日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,861	10,850,782	—	10,861,643	注1
第一回第三種優先株式	100	99,900	—	100,000	注2
第八種優先株式	17	17,682	—	17,700	注3
第十一種優先株式	0	0	—	1	注4
第十二種優先株式	33	33,666	—	33,700	注5
合計	11,013	11,002,031	—	11,013,044	
自己株式					
普通株式	654	781,337	277,729	504,262	注6
合計	654	781,337	277,729	504,262	

（注）1 普通株式数の増加10,850,782千株は、株式分割によるものであります。

2 第一回第三種優先株式数の増加99,900千株は、株式分割によるものであります。

3 第八種優先株式数の増加17,682千株は、株式分割によるものであります。

4 第十一種優先株式数の増加0千株は、株式分割によるものであります。

5 第十二種優先株式数の増加33,666千株は、株式分割によるものであります。

6 普通株式の自己株式数の増加781,337千株は、株式分割によるもの、端株及び単元未満株の買取請求に応じたもの、取締役会決議に基づく自己株式の取得によるもの、及び子会社及び関連会社の持分に相当する株式数の増加等によるものであります。また、普通株式の自己株式数の減少277,729千株は、株式交換によるもの、端株及び単元未満株の買増請求に応じたもの、及び関連会社の持分に相当する株式数の減少等によるものであります。

## 2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(百万円)	摘要
			前連結会計年度末	当連結会計年度		当連結会計年度末		
				増加	減少			
当社	新株予約権(自己新株予約権)	—	— ( — )	— ( — )	— ( — )	— ( — )		
	ストック・オプションとしての新株予約権		—————				2,408	
連結子会社(自己新株予約権)			—————				100 ( — )	
合計			—————				2,509 ( — )	

## 3 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	61,259	6,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第一回第三種優先株式	3,000	30,000	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第八種優先株式	140	7,950	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第十一種優先株式	0	2,650	平成19年3月31日	平成19年6月28日
	第十二種優先株式	193	5,750	平成19年3月31日	平成19年6月28日
平成19年11月21日 取締役会	普通株式	73,411	7	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第一回第三種優先株式	3,000	30	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第八種優先株式	140	7.95	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第十一種優先株式	0	2.65	平成19年9月30日	平成19年12月10日
	第十二種優先株式	193	5.75	平成19年9月30日	平成19年12月10日

なお、配当金の総額のうち、11百万円は、連結子会社への支払であります。

また、平成19年9月30日をもって、当社の普通株式及び各優先株式についてそれぞれ1株を1,000株に分割しております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たりの金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	72,525	その他利益剰余金	7	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第一回第三種優先株式	3,000	その他利益剰余金	30	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第八種優先株式	140	その他利益剰余金	7.95	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第十一種優先株式	0	その他利益剰余金	2.65	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第十二種優先株式	193	その他利益剰余金	5.75	平成20年3月31日	平成20年6月27日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成19年9月30日現在	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年9月30日現在	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成20年3月31日現在
現金預け 金勘定	現金預け 金勘定	現金預け 金勘定
10,978,368百万円	10,148,110百万円	10,281,603百万円
定期性預 け金及び 譲渡性預 け金	定期性預 け金及び 譲渡性預 け金	定期性預 け金及び 譲渡性預 け金
7,739,470百万円	5,593,553百万円	6,059,380百万円
現金及び 現金同等 物	現金及び 現金同等 物	現金及び 現金同等 物
3,238,898百万円	4,554,556百万円	4,222,222百万円



## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																														
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>187,054百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>152,611百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>339,666百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>93,503百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>74,653百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>168,156百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>301百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>338百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>93,249百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>77,921百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>171,170百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	有形固定資産	187,054百万円	無形固定資産	152,611百万円	合計	339,666百万円	有形固定資産	93,503百万円	無形固定資産	74,653百万円	合計	168,156百万円	有形固定資産	301百万円	無形固定資産	37百万円	合計	338百万円	有形固定資産	93,249百万円	無形固定資産	77,921百万円	合計	171,170百万円	<p>1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>156,025百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>141,442百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>297,468百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>90,932百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>86,331百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>177,264百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>167百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>46百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>213百万円</td></tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高相当額</p> <table> <tr><td>有形固定資産</td><td>64,925百万円</td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td>55,064百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>119,990百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	有形固定資産	156,025百万円	無形固定資産	141,442百万円	合計	297,468百万円	有形固定資産	90,932百万円	無形固定資産	86,331百万円	合計	177,264百万円	有形固定資産	167百万円	無形固定資産	46百万円	合計	213百万円	有形固定資産	64,925百万円	無形固定資産	55,064百万円	合計	119,990百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</li> </ul> <p>取得価額相当額</p> <table> <tr><td>建物</td><td>49百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>166,896百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>151,405百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>318,351百万円</td></tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr><td>建物</td><td>40百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>86,976百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>84,115百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>171,132百万円</td></tr> </table> <p>減損損失累計額相当額</p> <table> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>1,068百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>37百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,105百万円</td></tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr><td>建物</td><td>9百万円</td></tr> <tr><td>その他の有形固定資産</td><td>78,852百万円</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>67,252百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>146,113百万円</td></tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</p>	建物	49百万円	その他の有形固定資産	166,896百万円	ソフトウェア	151,405百万円	合計	318,351百万円	建物	40百万円	その他の有形固定資産	86,976百万円	ソフトウェア	84,115百万円	合計	171,132百万円	その他の有形固定資産	1,068百万円	ソフトウェア	37百万円	合計	1,105百万円	建物	9百万円	その他の有形固定資産	78,852百万円	ソフトウェア	67,252百万円	合計	146,113百万円
有形固定資産	187,054百万円																																																																															
無形固定資産	152,611百万円																																																																															
合計	339,666百万円																																																																															
有形固定資産	93,503百万円																																																																															
無形固定資産	74,653百万円																																																																															
合計	168,156百万円																																																																															
有形固定資産	301百万円																																																																															
無形固定資産	37百万円																																																																															
合計	338百万円																																																																															
有形固定資産	93,249百万円																																																																															
無形固定資産	77,921百万円																																																																															
合計	171,170百万円																																																																															
有形固定資産	156,025百万円																																																																															
無形固定資産	141,442百万円																																																																															
合計	297,468百万円																																																																															
有形固定資産	90,932百万円																																																																															
無形固定資産	86,331百万円																																																																															
合計	177,264百万円																																																																															
有形固定資産	167百万円																																																																															
無形固定資産	46百万円																																																																															
合計	213百万円																																																																															
有形固定資産	64,925百万円																																																																															
無形固定資産	55,064百万円																																																																															
合計	119,990百万円																																																																															
建物	49百万円																																																																															
その他の有形固定資産	166,896百万円																																																																															
ソフトウェア	151,405百万円																																																																															
合計	318,351百万円																																																																															
建物	40百万円																																																																															
その他の有形固定資産	86,976百万円																																																																															
ソフトウェア	84,115百万円																																																																															
合計	171,132百万円																																																																															
その他の有形固定資産	1,068百万円																																																																															
ソフトウェア	37百万円																																																																															
合計	1,105百万円																																																																															
建物	9百万円																																																																															
その他の有形固定資産	78,852百万円																																																																															
ソフトウェア	67,252百万円																																																																															
合計	146,113百万円																																																																															

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">52,074百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">121,794百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">173,868百万円</td> </tr> </table> </li> <li>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</li> <li>・ リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;"></td> <td style="text-align: right;">271百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">29,290百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">67百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">28,620百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">624百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">338百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	1年内	52,074百万円	1年超	121,794百万円	合計	173,868百万円		271百万円	支払リース料	29,290百万円	リース資産減損勘定の取崩額	67百万円	減価償却費相当額	28,620百万円	支払利息相当額	624百万円	減損損失	338百万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">45,249百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">76,749百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">121,998百万円</td> </tr> </table> </li> <li>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、無形固定資産のうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</li> <li>・ リース資産減損勘定の中間連結会計期間末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;"></td> <td style="text-align: right;">213百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">25,987百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td style="text-align: right;">67百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">25,429百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">455百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">78百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	1年内	45,249百万円	1年超	76,749百万円	合計	121,998百万円		213百万円	支払リース料	25,987百万円	リース資産減損勘定の取崩額	67百万円	減価償却費相当額	25,429百万円	支払利息相当額	455百万円	減損損失	78百万円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未経過リース料年度末残高相当額 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">1年内</td> <td style="text-align: right;">49,570百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">99,869百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">149,440百万円</td> </tr> </table> </li> <li>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。但し、ソフトウェアのうちの主なものについては、利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によっております。</li> <li>・ リース資産減損勘定年度末残高 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;"></td> <td style="text-align: right;">970百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 150px;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">57,380百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定取崩額</td> <td style="text-align: right;">209百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">56,057百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,180百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">1,179百万円</td> </tr> </table> </li> <li>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	1年内	49,570百万円	1年超	99,869百万円	合計	149,440百万円		970百万円	支払リース料	57,380百万円	リース資産減損勘定取崩額	209百万円	減価償却費相当額	56,057百万円	支払利息相当額	1,180百万円	減損損失	1,179百万円
1年内	52,074百万円																																																							
1年超	121,794百万円																																																							
合計	173,868百万円																																																							
	271百万円																																																							
支払リース料	29,290百万円																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	67百万円																																																							
減価償却費相当額	28,620百万円																																																							
支払利息相当額	624百万円																																																							
減損損失	338百万円																																																							
1年内	45,249百万円																																																							
1年超	76,749百万円																																																							
合計	121,998百万円																																																							
	213百万円																																																							
支払リース料	25,987百万円																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	67百万円																																																							
減価償却費相当額	25,429百万円																																																							
支払利息相当額	455百万円																																																							
減損損失	78百万円																																																							
1年内	49,570百万円																																																							
1年超	99,869百万円																																																							
合計	149,440百万円																																																							
	970百万円																																																							
支払リース料	57,380百万円																																																							
リース資産減損勘定取崩額	209百万円																																																							
減価償却費相当額	56,057百万円																																																							
支払利息相当額	1,180百万円																																																							
減損損失	1,179百万円																																																							

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																																								
<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高</li> </ul> <p>取得価額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>512,665百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>66,094百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>578,760百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>225,598百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>28,203百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>253,801百万円</td> </tr> </table> <p>中間連結会計期間末残高</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>287,066百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>37,891百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>324,958百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>115,858百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>242,853百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>358,712百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の中間連結会計期間末残高が営業債権の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料 61,519百万円</li> <li>減価償却費 52,792百万円</li> </ul>	有形固定資産	512,665百万円	無形固定資産	66,094百万円	合計	578,760百万円	有形固定資産	225,598百万円	無形固定資産	28,203百万円	合計	253,801百万円	有形固定資産	287,066百万円	無形固定資産	37,891百万円	合計	324,958百万円	1年内	115,858百万円	1年超	242,853百万円	合計	358,712百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>42,226百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>131,364百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>173,591百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オペレーティング・リース取引のうち解約不能なものに係る未経過リース料</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>5,039百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>39,299百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>44,338百万円</td> </tr> </table>	1年内	42,226百万円	1年超	131,364百万円	合計	173,591百万円	1年内	5,039百万円	1年超	39,299百万円	合計	44,338百万円	<p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有形固定資産及び無形固定資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び年度末残高</li> </ul> <p>取得価額</p> <table> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>510,617百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td>70,089百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>580,707百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額</p> <table> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>228,336百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td>30,058百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>258,395百万円</td> </tr> </table> <p>年度末残高</p> <table> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>282,280百万円</td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td>40,031百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>322,312百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料年度末残高相当額</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>115,947百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>238,268百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>354,215百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料及び見積残存価額の合計額の年度末残高が営業債権の年度末残高等に占める割合が低いため、受取利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受取リース料 123,254百万円</li> <li>減価償却費 106,023百万円</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>44,476百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>139,734百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>184,210百万円</td> </tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>未経過リース料</li> </ul> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>8,486百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>22,473百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,960百万円</td> </tr> </table>	その他の有形固定資産	510,617百万円	その他の無形固定資産	70,089百万円	合計	580,707百万円	その他の有形固定資産	228,336百万円	その他の無形固定資産	30,058百万円	合計	258,395百万円	その他の有形固定資産	282,280百万円	その他の無形固定資産	40,031百万円	合計	322,312百万円	1年内	115,947百万円	1年超	238,268百万円	合計	354,215百万円	1年内	44,476百万円	1年超	139,734百万円	合計	184,210百万円	1年内	8,486百万円	1年超	22,473百万円	合計	30,960百万円
有形固定資産	512,665百万円																																																																									
無形固定資産	66,094百万円																																																																									
合計	578,760百万円																																																																									
有形固定資産	225,598百万円																																																																									
無形固定資産	28,203百万円																																																																									
合計	253,801百万円																																																																									
有形固定資産	287,066百万円																																																																									
無形固定資産	37,891百万円																																																																									
合計	324,958百万円																																																																									
1年内	115,858百万円																																																																									
1年超	242,853百万円																																																																									
合計	358,712百万円																																																																									
1年内	42,226百万円																																																																									
1年超	131,364百万円																																																																									
合計	173,591百万円																																																																									
1年内	5,039百万円																																																																									
1年超	39,299百万円																																																																									
合計	44,338百万円																																																																									
その他の有形固定資産	510,617百万円																																																																									
その他の無形固定資産	70,089百万円																																																																									
合計	580,707百万円																																																																									
その他の有形固定資産	228,336百万円																																																																									
その他の無形固定資産	30,058百万円																																																																									
合計	258,395百万円																																																																									
その他の有形固定資産	282,280百万円																																																																									
その他の無形固定資産	40,031百万円																																																																									
合計	322,312百万円																																																																									
1年内	115,947百万円																																																																									
1年超	238,268百万円																																																																									
合計	354,215百万円																																																																									
1年内	44,476百万円																																																																									
1年超	139,734百万円																																																																									
合計	184,210百万円																																																																									
1年内	8,486百万円																																																																									
1年超	22,473百万円																																																																									
合計	30,960百万円																																																																									

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国内債券	3,007,124	3,009,330	2,205
国債	2,697,587	2,697,965	377
地方債	75,694	76,592	898
社債	233,842	234,772	929
外国債券	31,998	32,383	385
その他	164,967	164,966	△0
合計	3,204,090	3,206,681	2,590

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
国内株式	4,393,579	7,413,850	3,020,271
国内債券	18,073,311	17,994,368	△78,942
国債	16,563,424	16,489,597	△73,827
地方債	202,000	201,734	△265
社債	1,307,886	1,303,036	△4,850
外国株式	108,209	239,629	131,420
外国債券	7,530,373	7,443,250	△87,122
その他	5,252,540	5,247,630	△4,910
合計	35,358,013	38,338,729	2,980,716

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は245百万円(費用)であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(1を除く)(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	14,495
その他有価証券	
国内株式	420,750
社債	3,677,349
外国株式	73,181
外国債券	143,771

## II 当中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の商品投資受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国内債券	2,133,993	2,140,795	6,801
国債	1,807,176	1,812,057	4,880
地方債	69,002	69,672	669
社債	257,813	259,065	1,251
外国債券	22,384	23,177	793
その他	222,052	222,052	-
合計	2,378,430	2,386,025	7,594

(注) 時価は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
国内株式	4,150,255	5,010,911	860,656
国内債券	17,669,010	17,658,600	△ 10,409
国債	15,714,629	15,704,955	△ 9,674
地方債	279,536	280,684	1,148
社債	1,674,844	1,672,961	△ 1,883
外国株式	117,142	144,176	27,034
外国債券	7,316,688	7,213,911	△ 102,776
その他	5,075,815	4,301,555	△ 774,259
合計	34,328,910	34,329,155	244

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は8,516百万円(費用)であります。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(1を除く)(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	543
その他有価証券	
国内株式	438,785
社債	3,407,603
外国株式	75,686
外国債券	318,250

### Ⅲ 前連結会計年度

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の有価証券、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の有価証券及び商品投資受益権等を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

#### 1 売買目的有価証券(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	10,048,468	53,379

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内債券	2,805,196	2,824,350	19,153	21,178	2,025
国債	2,496,983	2,512,116	15,133	17,129	1,996
地方債	71,844	73,073	1,229	1,229	—
社債	236,368	239,159	2,790	2,819	28
その他	136,778	137,862	1,083	1,304	220
外国債券	20,934	22,018	1,084	1,304	220
その他	115,844	115,844	△0	—	0
合計	2,941,975	2,962,212	20,237	22,483	2,245

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国内株式	4,296,748	5,674,702	1,377,953	1,737,517	359,564
国内債券	17,070,963	17,062,116	△8,847	82,767	91,614
国債	15,366,668	15,343,602	△23,065	66,131	89,196
地方債	198,806	202,574	3,767	3,916	148
社債	1,505,488	1,515,939	10,450	12,719	2,269
その他	13,789,594	13,425,362	△364,231	192,167	556,398
外国株式	97,079	192,234	95,154	95,682	527
外国債券	8,435,851	8,415,050	△20,800	65,715	86,515
その他	5,256,662	4,818,077	△438,584	30,770	469,355
合計	35,157,305	36,162,180	1,004,875	2,012,453	1,007,578



- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
- 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
- 3 当社及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当連結会計年度末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。
- 破綻先、実質破綻先、破綻懸念先 時価が取得原価に比べて下落  
 要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落  
 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落
- なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。
- 4 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は13,982百万円(費用)であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	50,118,819	332,133	144,781

5 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(2を除く)(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	12,886
その他有価証券	
国内株式	446,418
社債	3,481,687
外国株式	72,450
外国債券	243,430

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成20年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
国内債券	8,972,284	7,467,376	4,633,923	2,279,647
国債	8,200,246	4,273,924	3,634,820	1,731,595
地方債	24,752	145,509	105,963	3,846
社債	747,285	3,047,942	893,139	544,205
その他	799,114	3,425,040	2,761,209	5,570,201
外国債券	589,635	2,986,504	1,440,348	2,955,942
その他	209,479	438,536	1,320,861	2,614,259
合計	9,771,398	10,892,417	7,395,133	7,849,848

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	339,957	340,716	759

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

II 当中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	313,263	314,062	798

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

III 前連結会計年度

1 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	72,392	△9,671

2 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	328,054	329,055	1,001	1,091	89

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,007,857
その他有価証券	3,007,098
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	759
繰延税金負債	△1,208,323
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,799,534
少数株主持分相当額	1,654
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	2,229
その他有価証券評価差額金	1,803,418

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額245百万円(費用)を除いております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額26,136百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	22,843
その他有価証券	22,044
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	798
繰延税金負債	△ 72,785
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△ 49,941
少数株主持分相当額	19,221
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△ 8,523
その他有価証券評価差額金	△ 39,243

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額8,516百万円(費用)を除いております。

2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額13,283百万円(益)を含めております。

### Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,034,322
その他有価証券	1,033,321
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	1,001
繰延税金負債	△443,995
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	590,327
少数株主持分相当額	7,771
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△2,746
その他有価証券評価差額金	595,352

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額13,982百万円(費用)を除いております。
- 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額14,463百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	17,947,289	△1,876	△1,876
	金利オプション	23,208,038	177	△266
店頭	金利先渡契約	3,616,306	179	179
	金利スワップ	509,670,483	264,518	264,723
	金利スワップション	40,172,663	1,477	7,638
	その他	7,704,037	7,341	9,046
	合計	—	271,818	279,444

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	13,263	△45	△45
店頭	通貨スワップ	38,395,170	64,614	64,614
	為替予約	88,901,187	214,430	214,430
	通貨オプション	32,063,611	△158,048	1,104
	合計	—	120,950	280,103

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

## (3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	577,640	△25,778	△25,778
	株式指数オプション	155,365	497	367
店頭	有価証券 店頭オプション	664,845	△12,666	△6,157
	有価証券 店頭指数等スワップ	61,100	△2,995	△2,995
	有価証券 店頭指数等先渡取引	4,531	10	△3,412
	合計	—	△40,933	△37,977

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## (4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	2,549,614	2,450	2,450
	債券先物オプション	515,321	△913	73
店頭	債券店頭オプション	558,654	△743	△802
	合計	—	793	1,721

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## (5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	11,766	203	203
	商品オプション	3,466	34	164
店頭	商品スワップ	1,092,133	85,096	85,096
	商品オプション	308,111	△4,897	△4,570
	合計	—	80,437	80,894

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	5,767,221	△126	△126

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	353	△13	17

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	8,244,886	1,949	1,949
	金利オプション	7,823,541	505	186
店頭	金利先渡契約	12,263,502	△666	△666
	金利スワップ	520,013,941	432,669	432,669
	金利オプション	49	△0	△0
	金利スワップション	70,134,137	2,410	6,829
	その他	8,886,867	△1,082	2,950
	合計	—	435,785	443,918

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	375,022	193	193
店頭	通貨スワップ	35,673,874	△108,625	△108,625
	為替予約	95,042,677	173,677	173,677
	通貨オプション	31,192,334	96,591	241,496
	合計	—	161,837	306,742

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。



## (3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	584,222	41,923	41,923
	株式指数オプション	95,007	△1,174	△464
店頭	有価証券 店頭オプション	822,296	△21,445	△11,739
	有価証券 店頭指数等スワップ	180,465	△7,038	△7,038
	有価証券 店頭指数等先渡取引	17,221	△646	△646
	合計	—	11,619	22,034

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## (4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,157,370	1,512	1,512
	債券先物オプション	476,178	694	805
店頭	債券店頭オプション	1,062,467	865	582
	合計	—	3,072	2,900

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

## (5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	商品先物	65,999	2,752	2,752
	商品オプション	28,348	△47	688
店頭	商品スワップ	1,179,246	118,884	118,884
	商品オプション	661,281	△16,074	△15,649
	合計	—	105,514	106,676

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	7,883,603	40,125	40,125
	トータル・レート・オブ・リターン・スワップ	62,484	△4,276	△4,276
	合計	—	35,849	35,849

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	249	△34	△13
	地震デリバティブ	20,282	△1,517	△1,517
	合計	—	△1,551	△1,530

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

当社グループの行っているデリバティブ取引は、以下の通りです。

- ・金利関連取引：金利スワップ、金利先物、金利オプション、金利先渡契約等
- ・通貨関連取引：通貨スワップ、通貨先物、通貨オプション、為替予約等
- ・株式関連取引：株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション等
- ・債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション等
- ・その他：商品先物、商品オプション、商品スワップ、クレジットデリバティブ等

##### (2) 利用目的並びに取組方針

デリバティブ取引の主な目的は、以下の通りであり、リスク管理・運営方針に基づき、積極的に取り組んでおります。

- ・顧客の資金運用調達の効率化や各種金融リスクのヘッジ手段の提供
- ・当社グループの短期的な為替・金利見通しに基づくトレーディング
- ・当社グループの資産・負債に係わる為替・金利リスク等の調整

なお、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社は、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いてヘッジを実施しております。ヘッジ会計では預金、有価証券等のヘッジ対象と、金利スワップ、先物等のヘッジ手段との間の関係が、一定基準の範囲内に収まることの検証が必要となっており、各グループ銀行ではこれに対応するための適切な管理体制を構築し、ヘッジの有効性を検証しております。

##### (3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスク及び信用リスクを内包しております。

市場リスクとは金利、有価証券の価格、為替レート等の様々な市場の変動により損失を生じるリスクであり、当社グループでは、バリュー・アット・リスク(過去の市場変動を基にして、保有期間中に一定の確率でポートフォリオに発生する最大損失額を統計的に推定したリスク指標)を共通の尺度としてリスク量の計測を行っています。

また、信用リスクにつきましては、主要なグループ会社では取引相手毎の取引含み損益を原則日次で市場実勢を基に算出し、これに将来の予想損失額を加えた金額を与信額として計測を行っております。

#### (4) 取引に係るリスク管理体制

当社グループでは、持株会社がリスク管理に関するグループ全体の基本的な方針を決定し、主要なグループ会社はその基本方針に則って、それぞれ管理体制を整備し、リスク管理を行っております。

持株会社ではリスク管理委員会、主要なグループ会社ではALM委員会・ALM審議会・リスク管理会議等を設置し、市場リスク管理・運営に関する重要事項を協議・決定しています。

また、主要なグループ会社では市場リスク限度額をリミットとして設けるとともに、損失額の上限についてもリミットを設定することにより、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるよう運営しています。当社グループ全体のリスクの状況及びリミット等の遵守状況は日次で経営陣に報告しています。

なお、信用リスクにつきましては、主要なグループ会社においては、個々の取引内容の妥当性の検証、リスク量・損益状況の把握、取引相手ごとのクレジットラインのチェックを運用担当部署から独立した与信所管部署やリスク管理部署が実施し、適正なリスク管理に努めております。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物	売建	6,460,791	1,147,045	△11,234	△11,234
		買建	5,295,151	810,894	7,441	7,441
	金利オプション	売建	6,721,509	136,162	△4,335	△3,173
		買建	5,928,699	136,492	5,181	3,249
店頭	金利先渡契約	売建	5,384,627	350,830	△101	△101
		買建	4,282,298	—	△327	△327
	金利スワップ	受取固定・ 支払変動	267,133,591	179,631,170	3,646,374	3,646,374
		受取変動・ 支払固定	254,439,535	167,296,739	△3,163,499	△3,163,499
		受取変動・ 支払変動	30,059,854	17,603,850	8,758	8,793
		受取固定・ 支払固定	900,052	712,778	△80,536	△80,536
	金利スワップ ション	売建	27,750,700	11,337,070	97,055	△99,755
		買建	22,723,066	10,458,638	278,834	100,639
	その他	売建	3,054,410	2,283,440	△6,520	471
		買建	3,174,670	2,350,937	23,105	10,874
合計			—	—	800,196	419,215

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物	売建	5,593	—	△23	△23
		買建	6,610	—	—	—
店頭	通貨スワップ		35,213,982	26,993,908	△140,627	△140,627
	為替予約	売建	38,277,586	572,405	706,642	706,642
		買建	43,453,928	671,253	△632,231	△632,231
	通貨オプション	売建	16,707,450	8,435,397	△591,521	△28,965
		買建	14,893,726	7,320,996	838,642	384,789
	合計			—	—	180,879

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定  
 割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物	売建	314,847	—	7,511	7,511
		買建	94,291	—	△2,784	△2,784
	株式指数 オプション	売建	52,278	—	1,290	476
		買建	48,165	—	1,299	△33
店頭	有価証券 店頭オプション	売建	424,826	188,285	48,754	△18,441
		買建	299,719	120,722	25,505	2,685
	有価証券店頭 指数等スワップ	株価指数変化率 受取・金利支払	119,600	119,600	△12,977	△12,977
		金利受取・株価 指数変化率支払	12,350	12,350	786	786
	有価証券店頭 指数等先渡取引	売建	914	—	△2	△2
		買建	8,768	—	△195	△195
合計			—	—	69,186	△22,974

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定  
取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

## (4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	債券先物	売建	1,076,348	56,870	△818	△818
		買建	1,180,436	368,820	2,136	2,136
	債券先物 オプション	売建	543,633	95,851	177	114
		買建	371,173	105,740	1,335	99
店頭	債券店頭 オプション	売建	341,172	—	357	△6
		買建	261,688	—	1,628	560
合計			—	—	4,817	2,085

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。  
2 時価の算定  
取引所取引については、東京証券取引所等における最終の価格によっております。  
店頭取引については、オプション価格計算モデル等により算定しております。

## (5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	商品先物	売建	8,022	2,628	3,153	3,153
		買建	16,721	8,273	△2,198	△2,198
	商品オプション	売建	6,876	3,628	713	△81
		買建	5,476	△1,631	202	△138
店頭	商品スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	411,945	337,902	△151,369	△151,369
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	439,731	360,344	241,059	241,059
	商品オプション	売建	158,198	103,957	△13,524	5,346
		買建	121,097	63,636	7,838	7,200
合計			—	—	85,874	102,972

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定  
取引所取引については、国際石油取引所等における最終の価格によっております。  
店頭取引については、取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。  
3 商品は主に石油に係るものであります。

## (6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	2,980,889	2,738,513	△86,455	△86,455
		買建	4,232,806	3,750,088	120,354	120,354
合計			—	—	33,899	33,899

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定  
割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。  
3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## (7) その他(平成20年3月31日現在)

区分	種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	144	24	△10	23
		買建	—	—	—	—
	地震 デリバティブ	売建	9,160	9,160	△1,792	△1,792
		買建	9,160	9,160	14	14
合計			—	—	△1,789	△1,755

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
2 時価の算定  
オプション価格計算モデル等により算定しております。



(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 1,767百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 17
	当社監査役 5
	当社執行役員 40
	子会社役員、執行役員 174
株式の種類別のストック・オプションの付与数(株)(注)	普通株式 3,263,600
付与日	平成20年7月15日
権利確定条件	退任
対象勤務期間	自 平成20年6月27日 至 平成21年定時株主総会
権利行使期間	自 平成20年7月15日 至 平成50年7月14日
権利行使価格(円)	1
付与日における公正な評価単価(円)	923

(注) 株式数に換算して記載しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 2,509百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

ストック・オプションの内容

	平成19年ストック・オプション	
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役	15
	当社監査役	5
	当社執行役員	39
	子会社役員、執行役員	130
株式の種類別のストック・オプションの数(株)(注)	普通株式	2,798,000
付与日	平成19年12月6日	
権利確定条件	退任	
対象勤務期間	自 平成19年6月28日 至 平成20年6月27日	
権利行使期間	自 平成19年12月6日 至 平成49年12月5日	

(注) 株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ) ストック・オプションの数

	平成19年ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	2,798,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	2,798,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(ロ)単価情報

	平成19年ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	1,032

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(イ)使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(ロ)主な基礎数値及び見積方法

	平成19年ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	31.06%
予想残存期間 (注) 2	4年
予想配当 (注) 3	11円/株
無リスク利子率 (注) 4	0.95%

- (注) 1 4年間(平成15年11月30日から平成19年11月29日まで)の株価実績に基づき算出しております。  
2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、当社及び連結子会社役員の平均的な就任期間に基づき見積っております。  
3 平成19年3月期の普通株配当実績によります。  
4 予想残存期間に対応する国債利回りに基づき算出しております。

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

## (2) 連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

## ストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)(注)3	同社取締役 1 同社従業員 36	同社取締役 1 同社監査役 1 同社従業員 4	同社取締役 1 同社執行役 1 同社従業員 31
株式の種類別のストック・ オプションの数 (株)(注)1、2	同社普通株式 12,861	同社普通株式 1,854	同社普通株式 4,314
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても同社の取締役、執行役又は従業員の地位にあることを要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役に就任しております。

## ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## (イ)ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	—	3,753
付与	—	—	—
失効	—	—	111
権利確定	—	—	3,642
未確定残	—	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	4,185	846	—
権利確定	—	—	3,642
権利行使	3,375	333	—
失効	27	—	—
未行使残	783	513	3,642

## (ロ)単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格(円)	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価(円) (注)1	117,000	135,486	—
付与日における公正な評価 単価(円)(注)2	—	—	—

(注) 1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。

2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載していません。

## (3) 連結子会社(パレス・キャピタル・パートナーズA株式会社)

## ストック・オプションの内容

	平成19年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び 人数(名)	同社取締役 2 同社執行役員 1	同社執行役員 1 同社従業員 9
株式の種類別のストック・ オプションの数(株)(注)	同社普通株式 1,450	同社普通株式 1,130
付与日	平成19年9月1日	平成19年9月1日
権利確定条件	権利行使時において、会社を定年退職した場合を除き、同社または同社の子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有していること。	権利行使時において、会社を定年退職した場合を除き、同社または同社の子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れかの地位を有していること。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年9月1日 至 平成24年8月31日	自 平成21年9月2日 至 平成24年8月31日

(注) 同社の株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(イ)ストック・オプションの数

	平成19年	ストック・オプション	平成19年	ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末		—		—
付与		1,450		1,130
失効		—		—
権利確定		1,450		—
未確定残		—		1,130
権利確定後(株)				
前連結会計年度末		—		—
権利確定		1,450		—
権利行使		—		—
失効		—		—
未行使残		1,450		—

(ロ)単価情報

	平成19年	ストック・オプション	平成19年	ストック・オプション
権利行使価格(円)		1		99,972
行使時平均株価(円)		—		—
付与日における 公正な評価単価(円)		99,971		0

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成19年ストック・オプションについては、本新株予約権付与日現在、非上場であるため、公正な評価単価に代え、単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

	平成19年	ストック・オプション
価値を算定する基礎となる同社の株式の評価方法		類似会社倍率法
当連結会計年度末における本源的価値の合計額(百万円)		144
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額(百万円)		—

ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,288,908	349,822	283,909	219,213	108,371	3,250,225	—	3,250,225
(2) セグメント間の 内部経常収益	37,859	13,679	13,832	6,104	224,263	295,739	(295,739)	—
計	2,326,767	363,502	297,742	225,317	332,635	3,545,964	(295,739)	3,250,225
経常費用	1,926,353	254,997	261,654	279,009	143,186	2,865,201	(112,516)	2,752,685
経常利益 (△経常損失)	400,414	108,505	36,087	△ 53,692	189,448	680,763	(183,223)	497,539

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金186,421百万円が含まれております。

4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により、「クレジットカード業」の経常利益は542百万円増加しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,085,617	311,761	301,542	184,061	42,130	2,925,113	—	2,925,113
(2) セグメント間の 内部経常収益	40,675	12,647	12,062	4,519	268,669	338,574	(338,574)	—
計	2,126,292	324,408	313,605	188,581	310,800	3,263,688	(338,574)	2,925,113
経常費用	1,992,669	266,794	309,142	184,116	79,629	2,832,352	(95,356)	2,736,996
経常利益	133,623	57,614	4,462	4,465	231,170	431,335	(243,217)	188,117

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金231,777百万円が含まれております。

4 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「その他」で2,493百万円減少し、経常費用は「銀行業」で7,218百万円、「その他」で2,493百万円それぞれ減少し、経常利益は「銀行業」で7,218百万円増加しております。なお、その他の各セグメントに与える影響は軽微であります。

5 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「銀行業」で671百万円、「その他」で57,421百万円それぞれ減少し、経常費用は「銀行業」で778百万円、「その他」で57,526百万円それぞれ減少し、経常利益は「銀行業」で106百万円、「その他」で105百万円それぞれ増加しております。

6 減価償却の方法

前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で4,712百万円少なく、経常利益は同額多く計上されております。なお、「その他」の影響は軽微であります。



前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	銀行業 (百万円)	信託銀行業 (百万円)	証券業 (百万円)	クレジット カード業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,509,433	676,037	539,586	457,533	211,359	6,393,951	—	6,393,951
(2) セグメント間の 内部経常収益	68,557	26,127	34,237	15,826	575,097	719,846	(719,846)	—
計	4,577,991	702,165	573,824	473,360	786,456	7,113,798	(719,846)	6,393,951
経常費用	3,796,167	513,553	555,695	487,111	285,831	5,638,358	(273,420)	5,364,938
経常利益 (△経常損失)	781,824	188,611	18,128	△13,750	500,625	1,475,440	(446,426)	1,029,013

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 その他には、リース業等が属しております。

3 その他における経常利益には、当社が国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社から受け取った配当金502,470百万円が含まれております。

4 減価償却の方法の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該方法に変更しております。

これらの変更により、従来の方法に比し、経常費用は「銀行業」で10,309百万円、「信託銀行業」で309百万円、「証券業」で479百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。なお、「クレジットカード業」及び「その他」の影響は軽微であります。

なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情からこれらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。

従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で4,712百万円、経常利益は同額多く計上されております。なお、「その他」の影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより経常費用は「銀行業」で1,932百万円、「信託銀行業」で527百万円、「証券業」で36百万円、「クレジットカード業」で79百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。

5 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は、合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。なお、この変更により、「クレジットカード業」の経常費用は1,085百万円減少し、経常利益は同額増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,334,076	444,688	3,724	295,169	172,566	3,250,225	—	3,250,225
(2) セグメント間の 内部経常収益	79,697	35,544	87,171	50,181	39,989	292,584	(292,584)	—
計	2,413,773	480,232	90,896	345,351	212,555	3,542,809	(292,584)	3,250,225
経常費用	2,041,702	416,140	67,037	328,512	182,904	3,036,296	(283,611)	2,752,685
経常利益	372,071	64,092	23,859	16,838	29,651	506,513	(8,973)	497,539

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。

なお、この変更により、経常利益は542百万円増加しておりますが、この影響は日本におけるものではありません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,059,157	360,559	6,396	317,259	181,741	2,925,113	—	2,925,113
(2) セグメント間の 内部経常収益	74,476	20,669	68,132	58,431	25,145	246,854	(246,854)	—
計	2,133,633	381,228	74,528	375,690	206,886	3,171,968	(246,854)	2,925,113
経常費用	2,071,979	357,392	47,085	358,198	151,741	2,986,397	(249,401)	2,736,996
経常利益	61,654	23,835	27,443	17,491	55,145	185,571	2,546	188,117

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い

実務対応報告第18号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は「欧州・中近東」で2,494百万円減少し、経常費用は「北米」で1,003百万円増加し、「欧州・中近東」で2,176百万円、「アジア・オセアニア」で8,539百万円それぞれ減少し、経常利益は「北米」で1,003百万円、「欧州・中近東」で318百万円それぞれ減少し、「アジア・オセアニア」で8,539百万円増加しております。

4 リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、企業会計基準第13号及び企業会計基準適用指針第16号が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。

(借手側)

この変更による各セグメントに与える影響は軽微であります。

(貸手側)

この変更により、従来の方法によった場合と比較して、経常収益は58,083百万円減少、経常費用は58,295百万円減少、経常利益は212百万円増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

5 減価償却の方法

前連結会計年度より平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。

また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、前連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該の方法に変更いたしました。

なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情から、これらの変更を前連結会計年度の下期に行ったため、前中間連結会計期間においては従来の方法によっております。従って、前中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で4,680百万円、「欧州・中近東」で30百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。なお、「北米」及び「アジア・オセアニア」の影響は軽微であります。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア ・オセ アニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	4,587,855	837,473	10,672	619,655	338,294	6,393,951	—	6,393,951
(2) セグメント間の 内部経常収益	175,745	65,887	156,986	109,735	65,608	573,964	(573,964)	—
計	4,763,600	903,361	167,659	729,391	403,902	6,967,916	(573,964)	6,393,951
経常費用	4,044,118	769,566	114,636	705,189	337,461	5,970,972	(606,033)	5,364,938
経常利益	719,482	133,795	53,022	24,201	66,441	996,943	32,069	1,029,013

(注) 1 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 減価償却の方法の変更

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。また、国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)については、平成19年度税制改正を契機に、残存価額に関して過去の処分実績等をもとに再検討を行った結果、当連結会計年度より、残存価額は備忘価額に見直すこととし、耐用年数到来時点で備忘価額まで償却する方法としては、法人税法に規定する新定率法が合理的と判断できるため、既存の物件も含め、当該方法に変更しております。これらの変更により、従来の方法に比し、経常費用は「日本」で11,031百万円、「欧州・中近東」で87百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。なお、「北米」、「中南米」及び「アジア・オセアニア」の影響は軽微であります。

なお、国内銀行連結子会社及び一部の連結子会社において、減価償却システムの変更に時間を要する等の事情からこれらの変更を下期に行ったため、当中間連結会計期間においては従来の方法によっており、当連結会計年度との首尾一貫性を欠くことになりました。

従って、当中間連結会計期間は変更後の方法によった場合と比較して、経常費用は「日本」で4,680百万、「欧州・中近東」で30百万円少なく、経常利益はそれぞれで同額多く計上されております。なお、「北米」及び「アジア・オセアニア」の影響は軽微であります。

(追加情報)

当連結会計年度より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち国内銀行連結子会社の建物(建物附属設備を除く)以外については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これにより経常費用は「日本」で2,539百万円、「北米」で22百万円増加し、経常利益はそれぞれで同額減少しております。なお、「欧州・中近東」及び「アジア・オセアニア」の影響は軽微であります。

4 固定資産の減損に係る会計基準における資産のグルーピングの方法の変更

当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社は、株式会社ディーシーカードとの合併を契機として、資産のグルーピング単位を、クレジット事業に係る資産全体についてクレジット事業グループとするグルーピングから、管理会計上の区分として継続的な収支の管理・把握を実施している各事業単位を基本としたグルーピングに変更しております。この変更は合併に伴い業務システムの選別を行ったこと及び構造改革の実施を行うことなどに伴う変更であります。なお、この変更により経常費用は1,085百万円減少し、経常利益は同額増加しておりますが、この影響は「日本」におけるものであります。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	916,149
II 連結経常収益	3,250,225
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	28.1

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。  
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	865,956
II 連結経常収益	2,925,113
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	29.6

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。  
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	1,806,096
II 連結経常収益	6,393,951
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	28.2

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。  
 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(開示対象特別目的会社関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコス株式会社は、まず総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコス株式会社は受領します。

さらに、三菱UFJニコス株式会社は、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等および優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。

流動化の結果、平成19年9月末において、三菱UFJニコス株式会社と取引残高のある特別目的会社は7社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は145,328百万円、負債総額(単純合算)は145,037百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2 当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等

(単位:百万円)

	主な取引の金額 又は当中間連結会計 期間末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡した優先受益権			
総合あっせん債権	—	売却益	—
個品あっせん債権	—	売却益	—
融資債権	—	売却益	—
残存売却代金残高(未収入金)	228	分配益	6
回収サービス業務取引高((注)2)	2,277	回収サービス業務収益	2,277

(注) 1 平成19年9月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、185,459百万円であります。

また、当該劣後受益権等に係る分配益(24,243百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。

2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。

3 「1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」にて記載した特別目的会社との取引金額等について記載しております。

## II 前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

### 1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社では、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社(主にケイマンに設立された会社)を利用しております。当該流動化においては、三菱UFJニコス株式会社は、まず総合あっせん債権、個品あっせん債権、融資債権に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行や借入を行い、調達した資金を売却代金として三菱UFJニコス株式会社は受領します。

さらに、三菱UFJニコス株式会社は、特別目的会社に対し回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等および優先受益権の売却代金の一部を留保しています。このため、当該信託資産が見込みより回収不足となった劣後的な残存部分については、適正に貸倒引当金が設定されております。

流動化の結果、平成20年3月末において、三菱UFJニコス株式会社と取引残高のある特別目的会社は3社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は76,054百万円、負債総額(単純合算)は75,940百万円です。なお、いずれの特別目的会社についても、当社及び当社の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

### 2 当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等

(単位：百万円)

	主な取引の金額又は 当連結会計年度末残高	主な損益	
		(項目)	(金額)
譲渡した優先受益権			
総合あっせん債権	—	売却益	—
個品あっせん債権	—	売却益	—
融資債権	—	売却益	—
残存売却代金残高(未収入金)	38	分配益	79
回収サービス業務取引高((注)2)	3,571	回収サービス業務収益	3,571

(注) 1 平成20年3月末現在、特別目的会社へ譲渡していない劣後受益権等の残高は、93,820百万円であります。また、当該劣後受益権等に係る分配益(38,806百万円)は、「資金運用収益」等に計上されております。

2 回収サービス業務収益は、「役務取引等収益」等に計上されております。

3 「1 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要」に記載した特別目的会社3社との取引金額等のほか、損益につきましては当連結会計年度中に取引のあった類似の取引形態の特別目的会社4社との取引金額等を含めて記載しております。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(共通支配下の取引等)

当社の連結子会社であるUFJニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

1. 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業

名称 UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

被結合企業

名称 株式会社ディーシーカード

事業の内容 クレジットカード業

(2) 企業結合日

平成19年4月1日

(3) 企業結合の法的形式

UFJニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

(5) 取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループの中核カード会社であるUFJニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMUFGグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

(1) 発生したのれんの金額 3,244百万円

(2) 発生原因

被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(4) 持分変動利益の金額 6,985百万円



(パーチェス法を適用した場合)

当社の銀行連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、三菱東京UFJ銀行という)は、平成19年3月5日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるカブドットコム証券株式会社(以下、カブドットコム証券という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成19年3月20日から平成19年4月18日まで実施し、同社の株式94,000株を取得いたしました。本公開買付けにより、当社及びその子会社が保有するカブドットコム証券の普通株式に係る議決権の合計の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.36%となりました。

平成19年6月24日に開催されたカブドットコム証券の定時株主総会決議により、当社又は当社の子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めたため、カブドットコム証券は当社の連結子会社となりました。

1. 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率

(1) 被取得企業の名称	カブドットコム証券株式会社
(2) 事業の内容	証券業
(3) 規模	資本金 7,195百万円 (平成19年3月期実績)
	総資産 363,771百万円 (平成19年3月期実績)
	従業員数 81名 (平成19年3月31日現在)

(4) 企業結合を行った主な理由

カブドットコム証券を当社グループにおける総合金融サービス実現の中核として位置づけ、インターネットを通じた付加価値の高い総合リテール金融分野におけるシナジーをさらに高めること

(5) 企業結合日 平成19年6月24日

(6) 企業結合の法的形式 株式取得

(7) 取得した議決権比率 9.50%

2. 中間連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年4月1日から平成19年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価	22,653百万円
(内訳)	
株式取得代価	22,560百万円
取得に直接要した支出額	93百万円
計	22,653百万円

#### 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 14,681百万円

##### (2) 発生原因

被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

#### 5. 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 資産の額 資産合計 388,728百万円

うち信用取引資産 177,455百万円

うち預託金 108,746百万円

(2) 負債の額 負債合計 326,203百万円

うち受入保証金 122,695百万円

うち信用取引負債 120,394百万円

#### (共通支配下の取引等)

当社と当社の連結子会社である三菱UFJ証券株式会社は、平成19年9月30日付けで当社を株式交換完全親会社、三菱UFJ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

#### 1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

##### (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UFJ証券株式会社

事業の内容 証券業

##### (2) 企業結合の法的形式

株式交換

##### (3) 結合後企業の名称

三菱UFJ証券株式会社

##### (4) 取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループは、これまで、既存の業態の枠を超え、グループ各社が一体となって付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開してきましたが、間接金融から直接金融への流れが加速し、また規制緩和に伴う業態間の垣根が一段と低下するなど大きく変動する金融情勢に、よりスピーディーに、効果的に対応するため、この連結経営体制を高度化し、法令等を遵守しつつ、総合金融グループとしてさらに一体的、融合的な経営を実践するべく、当社を完全親会社、三菱UFJ証券株式会社を完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれんが発生しております。

### 3. 子会社株式の追加取得に関する事項

#### (1) 取得原価及びその内訳

取得原価	375,719百万円
(内訳)	
自己株式	375,526百万円
取得に直接要した支出額	192百万円
計	375,719百万円

#### (2) 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

株式の種類別の交換比率

普通株式 当社 1 : 三菱UFJ証券株式会社 1.02

交換比率の算定方法

当該株式交換にあたり、当社及び三菱UFJ証券株式会社は、各々、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関を選定し、当該第三者算定機関からそれぞれ提出を受けた株式交換比率案の算定についての専門家としての分析結果及び意見を慎重に検討し、これらも踏まえ当事会社間で交渉、協議を重ねた結果、上記の通り合意・決定いたしました。なお、第三者算定機関は、市場株価法、類似取引比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法等による分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して株式交換比率にかかる分析及び意見の提出を行っております。

交付株式数及びその評価額

交付株式数	277,857,563株
評価額	375,719百万円

#### (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額 96,335百万円

発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)  
共通支配下の取引等

(当社と三菱UFJニコス株式会社との取引等)

当社と当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成20年8月1日付けで当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

企業結合の法的形式

株式交換

結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、三菱UFJニコスを含めたMUFGグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、銀行・信託・証券と並ぶMUFGグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFGグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当社を完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び負ののれんが発生しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得原価 198,936百万円

(内訳)

自己株式 198,821百万円

取得に直接要した支出額 115百万円

---

計 198,936百万円

株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ) 株式の種類別の交換比率

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス普通株式 0.37

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス第1種株式 1.39

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村証券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ) 交付株式数及びその評価額

交付株式数 197,989,554株

評価額 286,391百万円

発生したのれん及び負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ) 発生したのれん、及び負ののれん

のれん 98,360百万円

負ののれん 38,419百万円

(ロ) 発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(ハ) 償却方法及び償却期間

のれん 20年間で均等償却

負ののれん 20年間で均等償却

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. パーチェス法を適用した場合

当社の銀行連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下、三菱東京UFJ銀行という)は、平成19年3月5日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社であるカブドットコム証券株式会社(以下、カブドットコム証券という)の株式に対する公開買付けの開始を決議し、平成19年3月20日から平成19年4月18日まで実施し、同社の株式94,000株を取得いたしました。本公開買付けにより、当社及びその子会社が保有するカブドットコム証券の普通株式に係る議決権の合計の、カブドットコム証券の総株主の議決権に占める保有比率は、40.36%となりました。

平成19年6月24日に開催されたカブドットコム証券の定時株主総会決議により、当社又は当社の子会社の役員、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであった者でカブドットコム証券の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、カブドットコム証券の取締役の過半数を占めたため、カブドットコム証券は当社の連結子会社となりました。

(1) 被取得企業の名称、事業の内容、規模、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率

被取得企業の名称	カブドットコム証券株式会社
事業の内容	証券業
規模	資本金 7,195百万円 (平成19年3月期実績)
	総資産 363,771百万円 (平成19年3月期実績)
	従業員数 81名 (平成19年3月31日現在)

企業結合を行った主な理由

カブドットコム証券を当社グループにおける総合金融サービス実現の中核として位置づけ、インターネットを通じた付加価値の高い総合リテール金融分野におけるシナジーをさらに高めること

企業結合日 平成19年6月24日

企業結合の法的形式 株式取得

取得した議決権比率 9.50%

(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得原価	22,653百万円
(内訳)	
株式取得代価	22,560百万円
取得に直接要した支出額	93百万円
計	22,653百万円

(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれん金額 14,681百万円

発生原因

被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(5) 企業結合日に受入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額 資産合計 388,728百万円

うち信用取引資産 177,455百万円

うち預託金 108,746百万円

負債の額 負債合計 326,203百万円

うち受入保証金 122,695百万円

うち信用取引負債 120,394百万円

2. 共通支配下の取引等

(U F J ニコス株式会社と株式会社ディーシーカードとの取引等)

当社の連結子会社であるU F J ニコス株式会社は、平成18年12月20日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ディーシーカードとの合併契約書締結を決議し、平成19年4月1日、合併いたしました。当該合併は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 各結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

(イ) 結合企業

名称 U F J ニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

(ロ) 被結合企業

名称 株式会社ディーシーカード

事業の内容 クレジットカード業

企業結合日

平成19年4月1日

企業結合の法的形式

U F J ニコス株式会社を存続会社、株式会社ディーシーカードを消滅会社とする吸収合併

結合後企業の名称

三菱U F J ニコス株式会社

取引の目的を含む取引の概要

MU F Gグループの中核カード会社であるU F J ニコス株式会社は、更なる企業価値向上の実現を目的として、同じくMU F Gグループの中核カード会社である株式会社ディーシーカードと合併いたしました。この合併により、最先端のソリューション提供力に加え、業界トップクラスの事業基盤と収益力も兼ね備えたクレジットカード会社となります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれん及び持分変動損益が発生しております。

発生したのれんの金額 3,244百万円

発生原因

被取得企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

持分変動利益の金額 6,985百万円

(当社と三菱UFJ証券株式会社との取引等)

当社と当社の連結子会社である三菱UFJ証券株式会社は、平成19年9月30日付けで当社を株式交換完全親会社、三菱UFJ証券株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UFJ証券株式会社

事業の内容 証券業

企業結合の法的形式 株式交換

結合後企業の名称 三菱UFJ証券株式会社

取引の目的を含む取引の概要

MUFGグループは、これまで、既存の業態の枠を超え、グループ各社が一体となって付加価値の高い金融商品・サービスをタイムリーに提供する連結経営を展開してきましたが、間接金融から直接金融への流れが加速し、また規制緩和に伴う業態間の垣根が一段と低下するなど大きく変動する金融情勢に、よりスピーディーに、効果的に対応するため、この連結経営体制を高度化し、法令等を遵守しつつ、総合金融グループとしてさらに一体的、融合的な経営を実践するべく、当社を完全親会社、三菱UFJ証券株式会社を完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、のれんが発生しております。

(3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得原価 375,719百万円

(内訳)

自己株式 375,526百万円

取得に直接要した支出額 192百万円

---

計 375,719百万円



株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ)株式の種類別の交換比率

普通株式 当社 1 : 三菱UFJ証券株式会社 1.02

(ロ)交換比率の算定方法

当該株式交換にあたり、当社及び三菱UFJ証券株式会社は、各々、株式交換比率の算定に関する第三者算定機関を選定し、当該第三者算定機関からそれぞれ提出を受けた株式交換比率案の算定についての専門家としての分析結果及び意見を慎重に検討し、これらも踏まえ当事会社間で交渉、協議を重ねた結果、上記の通り合意・決定いたしました。なお、第三者算定機関は、市場株価法、類似取引比較法、ディスカунテッド・キャッシュフロー法等による分析を行い、それらの結果を総合的に勘案して株式交換比率にかかる分析及び意見の提出を行っております。

(ハ)交付株式数及びその評価額

交付株式数 277,857,563株

評価額 375,719百万円

発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(イ)発生したのれんの金額 96,335百万円

(ロ)発生原因

結合当事企業に係る当社持分増加額と取得原価との差額による。

(ハ)償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

### 3. 事業分離等関係

当社の連結子会社であるUnion Bank of California N.A. (以下、UBOC)は、平成19年11月29日、年金受託業務の一部売却について、Prudential Financial, Incと売買契約を締結し、同年12月31日、売却いたしました。その概要は次のとおりであります。

(1) 分離先企業の名称、分離した事業の内容、事業分離を行った主な理由、事業分離日及び法的形式を含む事業分離の概要

分離先企業の名称

Prudential Financial, Incの子会社であるPrudential Retirement

分離した事業の内容

確定拠出型年金のプロバイダー業務及びレコード・キーピング業務

事業分離を行った主な理由

UBOCは、年金受託業務の継続には今後多額のシステム投資が必要である一方、UBOCの当該業務における規模が不十分であると判断したため。

事業分離日

平成19年12月31日

法的形式を含む事業分離の概要

UBOCを分離元企業、Prudential Retirementを分離先企業とする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

子会社による事業売却益 10,810百万円

(内訳)

事業譲渡対価 11,516百万円

無形固定資産 706百万円

---

子会社による事業売却益 10,810百万円

なお、事業譲渡対価は譲渡手数料239百万円を差引いております。

(3) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

経常収益 6,037百万円

経常費用 5,984百万円

---

経常利益 52百万円

## (1株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)								
1株当たり純資産額	812円53銭	663円9銭	727円98銭								
1株当たり中間(当期)純利益金額	24円76銭	8円46銭	61円0銭								
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益金額	24円61銭	8円41銭	60円62銭								
	<p>当社は、平成19年9月30日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前中間連結会計期間および前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前中間連結 会計期間</th> <th>前連結会計 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり 純資産 720円12銭</td> <td>1株当たり 純資産 801円32銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり 中間純利益 50円45銭</td> <td>1株当たり 当期純利益 86円79銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当 たり中間純 利益 49円66銭</td> <td>潜在株式調整後1株当 たり当期純 利益 86円27銭</td> </tr> </tbody> </table>	前中間連結 会計期間	前連結会計 年度	1株当たり 純資産 720円12銭	1株当たり 純資産 801円32銭	1株当たり 中間純利益 50円45銭	1株当たり 当期純利益 86円79銭	潜在株式調整後1株当 たり中間純 利益 49円66銭	潜在株式調整後1株当 たり当期純 利益 86円27銭		<p>当社は、平成19年9月30日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり 純資産額 801円32銭</p> <p>1株当たり 当期純利益 86円79銭</p> <p>潜在株式調整後1株当 たり当期純 利益 86円27銭</p>
前中間連結 会計期間	前連結会計 年度										
1株当たり 純資産 720円12銭	1株当たり 純資産 801円32銭										
1株当たり 中間純利益 50円45銭	1株当たり 当期純利益 86円79銭										
潜在株式調整後1株当 たり中間純 利益 49円66銭	潜在株式調整後1株当 たり当期純 利益 86円27銭										

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益	百万円 256,721	92,023	636,624
普通株主に帰属しない金額	百万円 3,949	3,690	7,929
うち優先配当額	百万円 3,949	3,690	7,929
普通株式に係る中間 (当期)純利益	百万円 252,772	88,332	628,694
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株 10,208,340	10,437,400	10,306,055
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額	百万円 330	63	661
うち優先配当額	百万円 334	64	668
うち連結子会社の潜在株式 による調整額	百万円 △3	△1	△7
普通株式増加数	千株 73,692	66,885	74,586
うち優先株式	千株 73,692	63,087	73,692
うち新株予約権	千株 -	3,797	893
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式等の概要	<p>第一回第三種優先株式(発行済株式総数100,000千株)</p> <p>連結子会社の発行する 新株予約権 カブドットコム証券株式会社 新株予約権(ストック・オプション)</p>	<p>第一回第三種優先株式(発行済株式総数100,000千株)</p> <p>連結子会社の発行する 新株予約権 カブドットコム証券株式会社 新株予約権(ストック・オプション)</p>	<p>第一回第三種優先株式(発行済株式総数100,000千株)</p> <p>連結子会社の発行する 新株予約権 カブドットコム証券株式会社 新株予約権(ストック・オプション)</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成18年3月31日</li> <li>・行使期限 平成24年6月30日</li> <li>・権利行使価格 327,022円</li> <li>・当初付与個数 1,438個</li> <li>・19年9月末現在個数 1,214個</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成18年3月31日</li> <li>・行使期限 平成24年6月30日</li> <li>・権利行使価格 327,022円</li> <li>・当初付与個数 1,438個</li> <li>・20年9月末現在個数 1,214個</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成18年3月31日</li> <li>・行使期限 平成24年6月30日</li> <li>・権利行使価格 327,022円</li> <li>・当初付与個数 1,438個</li> <li>・20年3月末現在個数 1,214個</li> </ul>
	<p>エム・ユー・ハンズオン ンキャピタル株式会社 新株引受権（成功 報酬型ワラント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成12年12月18日</li> <li>・行使期限 平成22年12月1日</li> <li>・権利行使価格 65,000円</li> <li>・当初付与個数 1,200個</li> <li>・19年9月末現在個数 375個</li> </ul> <p>新株予約権（スト ック・オプション）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成15年5月20日</li> <li>・行使期限 平成22年12月1日</li> <li>・権利行使価格 120,000円</li> <li>・当初付与個数 585個</li> <li>・19年9月末現在個数 245個</li> </ul>	<p>エム・ユー・ハンズオン ンキャピタル株式会社 新株引受権（成功 報酬型ワラント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成12年12月18日</li> <li>・行使期限 平成22年12月1日</li> <li>・権利行使価格 65,000円</li> <li>・当初付与個数 1,200個</li> <li>・20年9月末現在個数 375個</li> </ul> <p>新株予約権（スト ック・オプション）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成15年5月20日</li> <li>・行使期限 平成22年12月1日</li> <li>・権利行使価格 120,000円</li> <li>・当初付与個数 585個</li> <li>・20年9月末現在個数 245個</li> </ul>	<p>エム・ユー・ハンズオン ンキャピタル株式会社 新株引受権（成功 報酬型ワラント）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成12年12月18日</li> <li>・行使期限 平成22年12月1日</li> <li>・権利行使価格 65,000円</li> <li>・当初付与個数 1,200個</li> <li>・20年3月末現在個数 375個</li> </ul> <p>新株予約権（スト ック・オプション）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成15年5月20日</li> <li>・行使期限 平成22年12月1日</li> <li>・権利行使価格 120,000円</li> <li>・当初付与個数 585個</li> <li>・20年3月末現在個数 245個</li> </ul>
	<p>パレス・キャピタル・ パートナーズA株式会 社</p> <p>新株予約権（スト ック・オプション）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成19年9月1日</li> <li>・行使期限 平成24年8月31日</li> <li>・権利行使価格 1円</li> <li>・当初付与個数 1,450個</li> <li>・19年9月末現在個数 1,450個</li> </ul> <p>新株予約権（スト ック・オプション）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成19年9月1日</li> <li>・行使期限 平成24年8月31日</li> <li>・権利行使価格 99,972円</li> <li>・当初付与個数 1,130個</li> <li>・19年9月末現在個数 1,130個</li> </ul>	<p>パレス・キャピタル・ パートナーズA株式会 社</p> <p>新株予約権（スト ック・オプション）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成19年9月1日</li> <li>・行使期限 平成24年8月31日</li> <li>・権利行使価格 1円</li> <li>・当初付与個数 1,450個</li> <li>・20年9月末現在個数 1,450個</li> </ul> <p>新株予約権（スト ック・オプション）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成19年9月1日</li> <li>・行使期限 平成24年8月31日</li> <li>・権利行使価格 99,972円</li> <li>・当初付与個数 1,130個</li> <li>・20年9月末現在個数 1,130個</li> </ul>	<p>パレス・キャピタル・ パートナーズA株式会 社</p> <p>新株予約権（スト ック・オプション）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成19年9月1日</li> <li>・行使期限 平成24年8月31日</li> <li>・権利行使価格 1円</li> <li>・当初付与個数 1,450個</li> <li>・20年3月末現在個数 1,450個</li> </ul> <p>新株予約権（スト ック・オプション）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・付与日 平成19年9月1日</li> <li>・行使期限 平成24年8月31日</li> <li>・権利行使価格 99,972円</li> <li>・当初付与個数 1,130個</li> <li>・20年3月末現在個数 1,130個</li> </ul>

2 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	10,574,436	9,042,604	9,599,708
純資産の部の合計額 から控除する金額	百万円	2,055,970	1,995,762	2,059,660
うち優先株式	百万円	336,801	261,301	336,801
うち優先配当額	百万円	3,949	3,690	3,980
うち新株予約権	百万円	87	3,674	2,509
うち少数株主持分	百万円	1,715,132	1,727,096	1,716,370
普通株式に係る 中間期末(期末)の純資産額	百万円	8,518,466	7,046,842	7,540,047
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の数	千株	10,483,776	10,627,246	10,357,381

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																
<p>(三菱UFJニコス株式会社の第三者割当増資引受)</p> <p>当社は、平成19年9月20日開催の取締役会において、三菱UFJニコス株式会社が行う第三者割当増資を全額引受けることを決議し、平成19年11月6日に同社普通株式400,000,000株を取得いたしました。</p> <p>第三者割当増資の概要</p> <p>払込期日 平成19年11月6日</p> <p>払込資金の額 120,000百万円</p> <p>増資前発行済株式数 1,022,924,559株</p> <p>当該増資における発行株式数 400,000,000株</p> <p>増資後発行済株式数 1,422,924,559株</p> <p>割当先 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ</p> <p>なお、本増資引受に伴って当社は連結財務諸表上、のれんを認識する予定であります。その金額は現時点では未定であります。また、三菱UFJニコス株式会社の株主総会の承認を前提に、当社が株式交換(効力発生日は平成20年8月1日)により三菱UFJニコス株式会社を株式交換完全子会社とすることを予定しております。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成19年10月31日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>自己株式取得の概要</p> <p>株式の種類 普通株式</p> <p>株式の総数 上限150,000,000株</p> <p>取得価額の総額 上限150,000百万円</p> <p>取得する期間 平成19年12月3日から 平成20年3月24日</p> <p>なお、上記決議に基づき平成19年12月13日に取得を終了いたしました。取得状況は以下のとおりとなっております。</p> <p>取得した株式の総数 126,513,900株</p> <p>取得した株式の取得価額の総額 149,999,921,400円</p> <p>取得期間 平成19年12月3日から 平成19年12月13日</p>	<p>(公開買付けによるユニオンバンク・コーポレーション株式の取得及び完全子会社化の完了)</p> <p>当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という)は、平成20年8月12日開催の取締役会において、三菱東京UFJ銀行の連結子会社でニューヨーク証券取引所に上場しているユニオンバンク・コーポレーション(UnionBanCal Corporation、以下「UNBC」という)の発行済普通株式の全て(ただし、当社が三菱東京UFJ銀行及びその他の連結子会社を通じて保有する株式を除く)を対象とした米国における公開買付け(以下「本公開買付け」という)を実施し、その後UNBCを完全子会社化することを決議いたしました。</p> <p>本公開買付けの結果、三菱東京UFJ銀行は下記のとおりUNBCの普通株式を取得いたしました。</p> <p>買付期間 平成20年8月29日から平成20年9月26日まで</p> <p>なお、買付けた普通株式は平成20年10月1日より決済を行い、持分の増加を認識しております。(いずれも米国東部時間)</p> <p>買付株数 46,113,521株</p> <p>買付後の議決権比率 97.35%</p> <p>買付価格 1株当たり73ドル50セント</p> <p>取得価額総額 3,389百万ドル(360,310百万円)</p> <p>なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。</p> <p>(1) 本公開買付け及び完全子会社化の目的</p> <p>海外事業強化は三菱東京UFJ銀行の戦略の大きな柱であり、とりわけ高い成長が期待されるアジアと、欧米の主要金融市場での業務拡大に取り組んでおります。</p> <p>このうち、米国ではニューヨークをはじめとする主要都市に支店、現地法人の形態で事業展開を行う一方、西海岸では1996年以来、UNBCの議決権の過半数を保有しております。UNBCは傘下に100%子会社として、米国カリフォルニア州をベースとし、預金残高で全米第20位の商業銀行、ユニオン・バンク・オブ・カリフォルニア(Union Bank of California N.A.)を有しております。</p> <p>かかる状況下、三菱東京UFJ銀行では米国戦略強化の一環とし</p>	<p>(優先証券の償還)</p> <p>当社および当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」という)は、平成20年4月28日開催の取締役会において、三菱東京UFJ銀行の連結子会社であるTokai Preferred Capital Company L.L.C.の発行した優先証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。</p> <p>償還される優先証券の概要は以下のとおりです。</p> <p>なお、償還予定日は平成20年6月30日です。</p> <table border="1" data-bbox="1007 696 1412 1400"> <tr> <td data-bbox="1007 696 1134 752">発行体</td> <td data-bbox="1134 696 1412 752">Tokai Preferred Capital Company L.L.C.</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 752 1134 920">証券の種類</td> <td data-bbox="1134 752 1412 920">配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、三菱東京UFJ銀行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 920 1134 1066">償還期限</td> <td data-bbox="1134 920 1412 1066">永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 1066 1134 1211">配当</td> <td data-bbox="1134 1066 1412 1211">非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 1211 1134 1267">発行総額</td> <td data-bbox="1134 1211 1412 1267">10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 1267 1134 1301">払込日</td> <td data-bbox="1134 1267 1412 1301">平成10年3月26日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 1301 1134 1357">償還対象総額</td> <td data-bbox="1134 1301 1412 1357">10億米ドル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1007 1357 1134 1400">償還金額</td> <td data-bbox="1134 1357 1412 1400">1券面当たり1,000米ドル</td> </tr> </table> <p>(株式交換契約書の締結)</p> <p>当社および当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成19年9月20日締結の基本合意書に基づき、平成20年5月28日開催の両社の取締役会の承認を受け、当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約書を締結いたしました。</p> <p>株式交換の目的、方法及び内容、時期等については以下のとおりであります。</p>	発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.	証券の種類	配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、三菱東京UFJ銀行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。	償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。	配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。	発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)	払込日	平成10年3月26日	償還対象総額	10億米ドル	償還金額	1券面当たり1,000米ドル
発行体	Tokai Preferred Capital Company L.L.C.																	
証券の種類	配当非累積型優先証券 本優先証券の所有者は、三菱東京UFJ銀行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。																	
償還期限	永久 ただし、平成20年6月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先証券の全部または一部を償還することができる。																	
配当	非累積型・固定配当 ただし、平成20年6月以降の配当計算期間については、非累積型・変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。																	
発行総額	10億米ドル(1券面当たり発行価額1,000米ドル)																	
払込日	平成10年3月26日																	
償還対象総額	10億米ドル																	
償還金額	1券面当たり1,000米ドル																	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)															
<p>(新株予約権証券の発行) 当社は、平成19年11月21日開催の取締役会において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権を発行することを決議し、11月29日に諸条件を確定し、12月6日に発行いたしました。新株予約権証券の発行要領は以下のとおりとなっております。</p> <p>新株予約権証券の発行要領</p> <p>(1) 新株予約権の名称 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権</p> <p>(2) 新株予約権の総数 27,980個</p> <p>(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。</p> <p>ただし、下記(10)に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後 付与} = \text{調整前 付与} \times \frac{\text{株式分割 株式数}}{\text{株式併合の比率}}$ <p>調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</p> <p>また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p>	<p>てUNBCを完全子会社化することを決定いたしました。本件を米国における成長戦略の重要な布石と位置づけ、同国における経営の機動性を高め、更なるプレゼンスの向上をめざしてまいります。また、本件はグループ横断のガバナンス態勢、リスク管理態勢の高度化にも資するものと考えております。</p> <p>(2) 本公開買付け及び完全子会社化の概要</p> <p>UNBCの概要 商号 UnionBanCal Corporation 代表者 President &amp; CEO, Mr. Masaaki Tanaka 所在地 米国カリフォルニア州 設立年 1953年 主な事業内容 銀行持株会社 資本金 159百万ドル(平成20年9月30日現在) 決算期 12月 上場証券取引所 ニューヨーク証券取引所 発行済株式数 140,069,898株(平成20年9月30日現在) 本公開買付け後のUNBCの完全子会社化 平成20年11月4日(米国東部時間)、UNBCは三菱東京UFJ銀行が米国に設立した100%出資の受皿会社と合併し、本公開買付けに応募されなかった少数株主に対して合併対価として一株当たり73ドル50セントの現金を交付することにより、三菱東京UFJ銀行の完全子会社となりました。本合併により、平成20年11月14日(米国東部時間)、UNBC株式は上場廃止となり、ニューヨーク証券取引所での取引は終了致しました。</p> <p>なお、本公開買付け等に伴う三菱東京UFJ銀行持分比率の増加により、当社の連結財務諸表上、のれんが発生する見込みではありますが、その金額は現時点では未定であります。</p> <p>(公開買付けによるアコム株式会社株式の取得) 当社は、当社の持分法適用関連会社であるアコム株式会社(以下「アコム」という)をMUFJグループの消費者金融事業の中核企業と位置づけ、同事業の更なる発展を図るべく、平成20年9月8日開催の取締役会においてアコムの普通株式を公開買付けにより取得することを決議しております。</p>	<p>1. 株式交換の目的 平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、三菱UFJニコスを含めたMUFJグループの戦略的一体化・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、銀行・信託・証券と並ぶMUFJグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFJグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定してまいりました。</p> <p>この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当該株式交換契約書を締結いたしました。</p> <p>2. 株式交換の方法及び内容 (1) 株式交換の方法 会社法第767条に定める方法により、三菱UFJニコスの株主が保有する三菱UFJニコスの株式を当社が取得し、三菱UFJニコスの株主(当社を除く)に対して、当社の普通株式を割当交付します。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、当社においては株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行います。また、三菱UFJニコスにおきましては、定時株主総会及び各種類株主総会で当該株式交換契約書が承認可決されております。</p> <p>(2) 株式交換の内容 株式の種類及び交換比率</p> <table border="1" data-bbox="1005 1556 1412 1758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">会社名</th> <th colspan="3">株式の種類及び交換比率</th> </tr> <tr> <th>当社 (株式交換完全親会社)</th> <th colspan="2">三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式</td> <td>普通株式</td> <td>普通株式</td> <td>第1種株式</td> </tr> <tr> <td>株式交換比率</td> <td>1</td> <td>0.37</td> <td>1.39</td> </tr> </tbody> </table> <p>三菱UFJニコスの普通株式1株につき当社の普通株式0.37株、三菱UFJニコスの第1種株式1株につき当社の普通株式1.39株を、それぞれ割当交付します。なお、割当交付する当社の普通株式は全て当社が所有する自己株式であります。</p>	会社名	株式の種類及び交換比率			当社 (株式交換完全親会社)	三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)		株式	普通株式	普通株式	第1種株式	株式交換比率	1	0.37	1.39
会社名	株式の種類及び交換比率																
	当社 (株式交換完全親会社)	三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)															
株式	普通株式	普通株式	第1種株式														
株式交換比率	1	0.37	1.39														

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成19年12月6日から平成19年12月5日まで</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、又は三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、新株予約権者は、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、又は三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。</p> <p>(9) 新株予約権の払込金額（発行価額） 1株当たり1,032円</p> <p>(10) 新株予約権を割り当てる日 平成19年12月6日</p> <p>(11) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 払込みの期日は平成19年12月6日とする。</p>	<p>この決議に基づく公開買付けの結果、当社は下記のとおりアコムを普通株式を取得いたしました。</p> <p>1. 買付け等の結果</p> <p>買付期間 平成20年9月16日から 平成20年10月21日まで</p> <p>買付株数 38,140,009株</p> <p>買付後の議決権比率 40.04% (単体の議決権比率は37.45%)</p> <p>買付価格 1株当たり4,000円</p> <p>取得価額総額 152,971百万円</p> <p>アコムの規模等 (平成20年3月期 連結)</p> <p>営業収益 379,706百万円 経常利益 83,120百万円 当期純利益 35,406百万円 総資産額 1,861,505百万円 純資産額 472,144百万円</p> <p>2. 株式の取得時期 平成20年10月28日(公開買付けの決済の開始日)</p> <p>なお、同社又は同社の子会社が現に行っている事業のうち、銀行法等の規定等が定める制限により当社の連結子会社として行うことが許容されない事業を、同社又は同社の子会社が行っていない状態が実現された場合に、同社の「重要な財務及び営業又は事業の方針の決定に関する事項」に係る当社との合意が発効され、同社は当社の連結子会社となる予定です。</p> <p>また、本公開買付けに伴う当社持分比率の増加により、当社の連結財務諸表上、のれんが発生する見込みではありますが、その金額は現時点では未定であります。</p> <p>(モルガン・スタンレーへの出資について) 当社は、平成20年10月13日開催の取締役会において、お互いを戦略的パートナーとして位置付けることを目的として同社に対し90億米ドルを出資し、以下の内容にて同社の潜在的議決権(完全希薄化後の普通株式出資比率)の20.9%を取得することを決議し、同日取得いたしました。</p> <p>1. 出資形態の概要</p> <p>(1) 転換型優先株式 株式数 7,839,209株</p> <p>取得価額総額 7,839,209千米ドル(806,027百万円)</p> <p>なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。</p> <p>年間配当利回り 10%</p>	<p>株式交換比率の算定方法 本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。</p> <p>(3) 株式交換の効力発生日 平成20年8月1日</p> <p>(子会社株式の売却に関する基本合意書の締結) 平成20年5月28日、当社および農林中央金庫(以下「農林中金」という)は、当社が当社の連結子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)を株式交換(効力発生日平成20年8月1日)により完全子会社化した後に具体的な条件を定める株式譲渡契約を締結し、当社が保有する三菱UFJニコスの普通株式244百万株を農林中金に譲渡する基本合意書を締結いたしました。これにより、三菱UFJニコスは農林中金の持分法適用関連会社となる見込みです。</p>



前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)			前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																	
(12)新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数			議決権の有無 無																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>人数</th> <th>新株予約権数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社の取締役、監査役及び執行役員</td> <td>59名</td> <td>2,876個</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員</td> <td>80名</td> <td>15,908個</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員</td> <td>50名</td> <td>9,196個</td> </tr> <tr> <td>上記の合計</td> <td>189名</td> <td>27,980個</td> </tr> </tbody> </table>			対象者	人数	新株予約権数	当社の取締役、監査役及び執行役員	59名	2,876個	株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員	80名	15,908個	三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員	50名	9,196個	上記の合計	189名	27,980個	転換価格 25.25米ドル 強制転換条項 発行日より1年経過後、モルガン・スタンレーの普通株式株価が取引日数30日のうち20日以上転換価格の150%を上回った場合、優先株式の50%が普通株式に転換される。また、発行日より2年経過後は、株主の承認を前提として、同様の条件で残りの優先株式が全て普通株式に転換される。					
対象者	人数	新株予約権数																					
当社の取締役、監査役及び執行役員	59名	2,876個																					
株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員	80名	15,908個																					
三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員	50名	9,196個																					
上記の合計	189名	27,980個																					
(優先出資証券の償還) 当社は、平成19年11月21日開催の取締役会において、当社の子会社であるUFJ Capital Finance 4 Limitedの発行した優先出資証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。 償還される優先出資証券の概要は以下のとおりです。なお、償還予定日は平成20年1月25日です。			(2) 償還型優先株式 株式数 1,160,791株																				
発行体	UFJ Capital Finance 4 Limited		取得価額総額 1,160,791千米ドル(119,352百万円)			なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。																	
証券の種類	シリーズA 非累積型・ 変動配当・ 優先出資証券	シリーズB 非累積型・ 固定配当・ 優先出資証券	年間配当利回り 10%			議決権の有無 無																	
償還期限	本優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する 永久 ただし、平成20年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる		償還条項 発行日より3年経過後以降、額面の110%で償還する権利をモルガン・スタンレーが有する。			2. モルガン・スタンレーの概要 商号 Morgan Stanley																	
配当	非累積型・ 変動配当	非累積型・ 固定配当	主な事業内容 証券業			規模等 (平成19年11月期 連結)																	
発行総額	945億円	115億円	総収入 85,328百万米ドル			純利益 3,209百万米ドル																	
払込日	平成14年9月26日	平成14年9月26日	総資産 1,045,409百万米ドル			株主資本 31,269百万米ドル																	
償還対象総額	945億円	115億円																					
償還金額	1証券につき1,000万円 (払込金額相当額)																						

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																				
<p>(優先出資証券の発行)</p> <p>当社は、平成19年11月29日開催の取締役会において、将来の資本政策の柔軟性を高めるために、優先出資証券の発行を目的として、ケイマン諸島に当社の100%出資子会社MUFG Capital Finance 6 Limitedを設立することを決議し、平成19年12月13日付けで同社普通株式への払込みを完了いたしました。</p> <p>発行した優先出資証券の概要は以下のとおりです。</p>	<p>(第三者割当による優先株式発行)</p> <p>当社は、平成20年10月27日開催の取締役会において、資本増強の実施により財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目指すことを目的とした、第三者割当による優先株式の発行を行うことについて決議し、平成20年11月17日に発行いたしました。</p> <p>1. 優先株式の内容</p> <p>(1) 株式の種類及び数 第1回第五種優先株式 156,000,000株</p> <p>(2) 払込金額 1株につき2,500円</p> <p>(3) 払込金額の総額 390,000百万円</p> <p>(4) 増加する資本金及び資本準備金 増加する資本金の額195,000百万円(1株につき1,250円) 増加する資本準備金の額195,000百万円(1株につき1,250円)</p> <p>(5) 優先配当金 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主又は本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(ただし、平成21年3月31日を基準日とする本優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(6) 取得条項 当社は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>なお、本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であり、普通株式の希薄化は生じません。</p> <p>2. 割当先および割当株式数</p> <table border="0" data-bbox="606 1657 1037 2016"> <thead> <tr> <th>割当先</th> <th>割当株式数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>40,000,000株</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社</td> <td>40,000,000株</td> </tr> <tr> <td>太陽生命保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>大同生命保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>日本興亜損害保険株式会社</td> <td>12,000,000株</td> </tr> <tr> <td>あいおい損害保険株式会社</td> <td>4,000,000株</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>156,000,000株</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資金使途 一般事業資金に充当</p>	割当先	割当株式数	日本生命保険相互会社	40,000,000株	明治安田生命保険相互会社	40,000,000株	太陽生命保険株式会社	20,000,000株	大同生命保険株式会社	20,000,000株	東京海上日動火災保険株式会社	20,000,000株	日本興亜損害保険株式会社	12,000,000株	あいおい損害保険株式会社	4,000,000株	合計	156,000,000株			
割当先	割当株式数																					
日本生命保険相互会社	40,000,000株																					
明治安田生命保険相互会社	40,000,000株																					
太陽生命保険株式会社	20,000,000株																					
大同生命保険株式会社	20,000,000株																					
東京海上日動火災保険株式会社	20,000,000株																					
日本興亜損害保険株式会社	12,000,000株																					
あいおい損害保険株式会社	4,000,000株																					
合計	156,000,000株																					
<table border="1" data-bbox="159 555 577 1249"> <tr> <td data-bbox="159 555 287 694">発行体</td> <td data-bbox="287 555 577 694">MUFG Capital Finance 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当社が議決権を100%所有する特別目的子会社</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 694 287 784">証券の種類</td> <td data-bbox="287 694 577 784">円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 784 287 828">発行総額</td> <td data-bbox="287 784 577 828">1,500億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 828 287 896">配当率</td> <td data-bbox="287 828 577 896">年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 896 287 940">発行価額</td> <td data-bbox="287 896 577 940">1証券あたり10百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 940 287 974">払込日</td> <td data-bbox="287 940 577 974">平成19年12月13日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 974 287 1041">資金使途</td> <td data-bbox="287 974 577 1041">当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の資本増強に充当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1041 287 1153">優先順位</td> <td data-bbox="287 1041 577 1153">本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1153 287 1198">発行形態</td> <td data-bbox="287 1153 577 1198">国内私募 (適格機関投資家限定)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1198 287 1249">引受金融商品取引業者</td> <td data-bbox="287 1198 577 1249">三菱UFJ証券株式会社 野村證券株式会社</td> </tr> </table>	発行体	MUFG Capital Finance 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当社が議決権を100%所有する特別目的子会社	証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません	発行総額	1,500億円	配当率	年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動	発行価額	1証券あたり10百万円	払込日	平成19年12月13日	資金使途	当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の資本増強に充当	優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位	発行形態	国内私募 (適格機関投資家限定)	引受金融商品取引業者	三菱UFJ証券株式会社 野村證券株式会社		
発行体	MUFG Capital Finance 6 Limited ケイマン諸島法に基づいてケイマン諸島に新たに設立した当社が議決権を100%所有する特別目的子会社																					
証券の種類	円建 配当金非累積型 永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません																					
発行総額	1,500億円																					
配当率	年3.52% (平成30年1月まで固定) 平成30年1月以降は変動																					
発行価額	1証券あたり10百万円																					
払込日	平成19年12月13日																					
資金使途	当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行の資本増強に充当																					
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、実質的に、当社の一般債権者・劣後債権者に劣後し、普通株式に優先し、優先株式と同順位																					
発行形態	国内私募 (適格機関投資家限定)																					
引受金融商品取引業者	三菱UFJ証券株式会社 野村證券株式会社																					

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(新株式発行および自己株式の処分等による株式売出し)</p> <p>当社は、平成20年11月18日開催の取締役会において、新株式発行、自己株式の処分および当社株式の売出しに関し、以下のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 募集による新株式発行</p> <p>(1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 634,800,000株</p> <p>国内一般募集および海外市場の募集における引受会社の引受の対象株式：569,700,000株 (国内234,800,000株、海外市場334,900,000株)</p> <p>米国引受会社および国際引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を 買取る権利の対象株式： 65,100,000株(上限)</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日(平成20年12月8日から平成20年12月10日の間のいずれかの日)に決定する。</p> <p>(3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(4) 募集方法 国内一般募集 野村證券株式会社(以下「当初買取引受会社」という)が全株式について買取引受けし、三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」という)および野村證券株式会社を代表引受会社とする引受団(以下「国内引受会社」という)が一般募集の取扱いを行い、残株は国内引受会社が当初買取引受会社より連帯して引受ける。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>海外市場における募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国募集：米国およびカナダにおける募集のため、米国引受会社(Morgan Stanley &amp; Co. Incorporated、J.P. Morgan Securities Inc. および Nomura Securities International Inc. を共同主幹事引受会社とする引受人)に134,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせるとともに、26,000,000株を目処として追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。</li> <li>・国際募集：欧州を中心とする海外市場(米国およびカナダを除く)における募集のため、国際引受会社(Morgan Stanley &amp; Co. International plc、J.P. Morgan Securities Ltd. および Nomura International plc を共同主幹事引受会社とする引受人)に200,900,000株を目処として総額個別買取引受けさせるとともに、39,100,000株を目処として追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。</li> </ul> <p>募集株式数の内訳</p> <p>国内募集、米国募集および国際募集の各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は発行価格等決定日に決定する。</p> <p>ジョイント・グローバル・コーディネーター モルガン・スタンレー証券株式会社および野村証券株式会社 コ・グローバル・コーディネーター 三菱UFJ証券およびJPモルガン証券株式会社</p> <p>発行価格 上記 および 記載の各募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。</p> <p>引受手数料 当社は引受手数料は支払わず、発行価格と払込金額との差額の総額が引受会社の手取金となる。</p> <p>(5) 申込期間(国内) 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。</p> <p>(6) 払込期日 平成20年12月15日から平成20年12月17日までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>(8) 資金使途 下記2. 記載の「自己株式の処分による株式売出し」および下記4. 記載の「第三者割当による新株式発行」の差引手取概算額と合わせ、その全額を一般事業資金に充当する予定である。</p> <p>2. 自己株式の処分による株式売出し</p> <p>(1) 処分株式の種類および数 当社普通株式 300,000,000株 (国内200,000,000株、海外市場100,000,000株)</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 上記1.(2)記載の方式と同じ方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は上記1.(2)記載の一般募集における払込金額と同一とする。</p> <p>(3) 処分方法 引受人の引受による国内売出し 当初買取引受会社が全株式について買取引受けし、国内引受会社が売出しの取扱いを行い、残株は国内引受会社が当初買取引受会社より連帯して引受ける。</p> <p>海外市場における売出し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国売出し：米国およびカナダにおける売出しのため、米国引受会社に40,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせる。</li> <li>・国際売出し：欧州を中心とする海外市場(米国およびカナダを除く)における売出しのため、国際引受会社に60,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせる。</li> </ul> <p>処分株式数の内訳 上記「処分株式の種類および数」記載の各売出し間で配分する株式数の最終的な内訳は発行価格等決定日に決定する。</p> <p>売出価格 上記 および 記載の各売出しにおける売出価格は、上記1.(4) 記載の方式と同じ方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所の終値に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は上記1.(4) 記載の一般募集における発行価格と同一とする。</p> <p>引受手数料 当社は引受手数料は支払わず売出価格と払込金額との差額の総額が引受会社の手取金となる。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 申込期間(国内) 上記1.(5)記載の一般募集における申込期間(国内)と同一とする。</p> <p>(5) 払込期日 上記1.(6)記載の一般募集における払込期日と同一とする。</p> <p>(6) 受渡期日 平成20年12月16日から平成20年12月18日までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の払込期日の翌営業日とする。</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)</p> <p>(1) 売出株式の種類および数 当社普通株式 65,200,000株(上限) 需要状況等により減少し、または全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定される。</p> <p>(2) 売出人 野村証券株式会社</p> <p>(3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は上記2.(3)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける売出価格と同一とする。)</p> <p>(4) 売出方法 国内一般募集および引受人の引受による国内売出しの需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借り入れる当社普通株式の売出しを行う。</p> <p>(5) 申込期間 上記2.(4)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける申込期間(国内)と同一とする。</p> <p>(6) 受渡期日 上記2.(6)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける受渡期日と同一とする。</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>4. 第三者割当による新株式発行</p> <p>(1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 65,200,000株</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 上記1.(2)記載の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は上記1.(2)記載の一般募集における払込金額と同一とする。</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(4) 割当先 野村証券株式会社</p> <p>(5) 申込期間 平成21年1月13日</p> <p>(6) 払込期日 平成21年1月14日</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>(8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。</p>	

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
		<p>(三菱UFJニコス株式会社の第三者割当増資引受)</p> <p>当社は、平成19年9月20日開催の取締役会において、三菱UFJニコス株式会社が行う第三者割当増資を全額引受けることを決議し、平成19年11月6日に同社普通株式400,000,000株を取得いたしました。</p> <p>第三者割当増資の概要</p> <p>払込期日 平成19年11月6日</p> <p>払込資金の額 120,000百万円</p> <p>増資前発行済株式数 1,022,924,559株</p> <p>当該増資における発行株式数 400,000,000株</p> <p>増資後発行済株式数 1,422,924,559株</p> <p>割当先 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ</p> <p>なお、本増資引受に伴って当社は連結財務諸表上、21,688百万円ののれんを計上しております。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成19年10月31日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>自己株式取得の概要</p> <p>株式の種類 普通株式</p> <p>株式の総数 上限150,000,000株</p> <p>取得価額の総額 上限150,000百万円</p> <p>取得する期間 平成19年12月3日から 平成20年3月24日</p> <p>なお、上記決議に基づき平成19年12月13日に取得を終了いたしました。取得状況は以下のとおりとなっております。</p> <p>取得した株式の総数 126,513,900株</p> <p>取得した株式の取得価額の総額 149,999,921,400円</p> <p>取得期間 平成19年12月3日から 平成19年12月13日</p>



## 2 【その他】

(1) 第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)
経常収益	1,487,113
資金運用収益	923,619
(うち貸出金利息)	570,076
(うち有価証券利息配当金)	196,996
信託報酬	34,721
役務取引等収益	309,731
特定取引収益	79,273
その他業務収益	68,823
その他経常収益	1 70,943
経常費用	1,395,859
資金調達費用	423,302
(うち預金利息)	181,905
役務取引等費用	43,999
特定取引費用	1,689
その他業務費用	55,495
営業経費	524,160
その他経常費用	2 350,590
経常利益	91,253
特別利益	44,350
固定資産処分益	6,159
償却債権取立益	6,773
金融商品取引責任準備金取崩額	0
子会社株式売却益	32,814
偶発損失引当金戻入益	1,396
特別損失	53,254
固定資産処分損	4,409
減損損失	1,383
システム統合に係る費用	47,198
子会社における構造改革損失引当金繰入額	197
リース会計基準の適用に伴う影響額	65
税金等調整前四半期純利益	82,349
法人税、住民税及び事業税	31,238
法人税等調整額	12,503
法人税等合計	18,735
少数株主利益	22,787
四半期純利益	40,827

当第2四半期連結会計期間  
(自 平成20年7月1日  
至 平成20年9月30日)

※1 その他経常収益には、株式等売却益52,356百万円を含んでおります。

※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額79,783百万円、貸出金償却114,262百万円及び株式等償却116,561百万円を含んでおります。

3【中間財務諸表】  
 (1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>			
流動資産			
現金及び預金	6,141	6,650	8,539
有価証券	107,900	93,700	41,600
未収入金	43,898	50,756	109,108
その他	1,908	30,465	2,126
流動資産合計	159,849	181,572	161,375
固定資産			
有形固定資産	1 241	1 234	1 223
無形固定資産	979	998	976
投資その他の資産	7,516,190	7,867,696	7,658,423
関係会社株式	2 7,519,277	2 7,869,281	2 7,661,510
投資損失引当金	3,087	1,733	3,087
その他	-	148	-
固定資産合計	7,517,412	7,868,929	7,659,623
資産合計	7,677,262	8,050,502	7,820,998
<b>負債の部</b>			
流動負債			
短期借入金	-	28,600	174,000
1年内返済予定の長期借入金	2 19,900	2 -	2 3,700
1年内償還予定の社債	200,000	120,000	220,000
リース債務	-	8	-
未払金	847	1,656	985
未払法人税等	1	23	4
引当金	254	328	375
その他	2,535	2,188	1,389
流動負債合計	223,539	152,805	400,455
固定負債			
社債	450,000	330,000	330,000
長期借入金	328,575	567,731	328,845
リース債務	-	35	-
その他	5,189	4,958	4,676
固定負債合計	783,764	902,725	663,521
負債合計	1,007,304	1,055,530	1,063,977

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>純資産の部</b>			
<b>株主資本</b>			
資本金	1,383,052	1,383,052	1,383,052
<b>資本剰余金</b>			
資本準備金	1,383,070	1,383,070	1,383,070
その他資本剰余金	2,497,889	2,110,019	2,497,841
資本剰余金合計	3,880,959	3,493,089	3,880,912
<b>利益剰余金</b>			
<b>その他利益剰余金</b>			
別途積立金	150,000	150,000	150,000
繰越利益剰余金	1,830,534	2,280,463	2,065,219
利益剰余金合計	1,980,534	2,430,463	2,215,219
自己株式	574,587	315,196	724,571
株主資本合計	6,669,958	6,991,409	6,754,613
新株予約権	-	3,562	2,408
純資産合計	6,669,958	6,994,971	6,757,021
負債純資産合計	7,677,262	8,050,502	7,820,998

## (2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成19年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月 30 日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月 31 日)
営業収益	197,203	247,861	521,426
営業費用	※5 6,433	※5 7,979	※5 13,138
営業利益	190,769	239,882	508,288
営業外収益	※1 284	※1 432	※1 739
営業外費用	※2 8,078	※2 8,907	※2 17,235
経常利益	182,975	231,407	491,792
特別利益	※3 4,051	※3 32,487	※3 4,381
特別損失	※4 85,516	※4 —	※4 84,112
税引前中間純利益	101,511	263,895	412,061
法人税、住民税及び事業税	1	142	3
法人税等調整額	△3,943	△27,350	△4,825
法人税等合計	△3,941	△27,208	△4,822
中間純利益	105,452	291,103	416,883

## (3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	1,383,052	1,383,052	1,383,052
当中間期末残高	1,383,052	1,383,052	1,383,052
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	1,383,070	1,383,070	1,383,070
当中間期末残高	1,383,070	1,383,070	1,383,070
その他資本剰余金			
前期末残高	2,549,056	2,497,841	2,549,056
当中間期変動額			
自己株式の処分	△182	△262	△229
株式交換による増加	△50,985	△387,560	△50,985
当中間期変動額合計	△51,167	△387,822	△51,214
当中間期末残高	2,497,889	2,110,019	2,497,841
利益剰余金			
その他利益剰余金			
別途積立金			
前期末残高	150,000	150,000	150,000
当中間期末残高	150,000	150,000	150,000
繰越利益剰余金			
前期末残高	1,789,675	2,065,219	1,789,675
当中間期変動額			
剰余金の配当	△64,593	△75,859	△141,339
中間純利益	105,452	291,103	416,883
当中間期変動額合計	40,859	215,243	275,544
当中間期末残高	1,830,534	2,280,463	2,065,219
自己株式			
前期末残高	△1,000,728	△724,571	△1,000,728
当中間期変動額			
自己株式の取得	△1,225	△239,530	△151,364
自己株式の処分	854	648,905	1,010
株式交換による増加	426,511	—	426,511
当中間期変動額合計	426,140	409,375	276,157
当中間期末残高	△574,587	△315,196	△724,571
株主資本合計			
前期末残高	6,254,125	6,754,613	6,254,125
当中間期変動額			
剰余金の配当	△64,593	△75,859	△141,339
中間純利益	105,452	291,103	416,883
自己株式の取得	△1,225	△239,530	△151,364
自己株式の処分	672	648,642	780
株式交換による増加	375,526	△387,560	375,526
当中間期変動額合計	415,832	236,796	500,487
当中間期末残高	6,669,958	6,991,409	6,754,613

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
<b>新株予約権</b>			
前期末残高	—	2,408	—
<b>当中間期変動額</b>			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	1,154	2,408
当中間期変動額合計	—	1,154	2,408
当中間期末残高	—	3,562	2,408
<b>純資産合計</b>			
前期末残高	6,254,125	6,757,021	6,254,125
<b>当中間期変動額</b>			
剰余金の配当	△64,593	△75,859	△141,339
中間純利益	105,452	291,103	416,883
自己株式の取得	△1,225	△239,530	△151,364
自己株式の処分	672	648,642	780
株式交換による増加	375,526	△387,560	375,526
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	—	1,154	2,408
当中間期変動額合計	415,832	237,950	502,895
当中間期末残高	6,669,958	6,994,971	6,757,021

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	満期保有目的の債券の評価基準及び評価方法は移動平均法による償却原価法(定額法)によっております。子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。	その他有価証券のうち預金と同様の性格を有するものの評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。子会社株式及び関連会社株式の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。	同左
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 10年～15年 器具及び備品 4年～15年</p> <p>(会計方針の変更) 有形固定資産の減価償却の方法について 所得税法等の一部を改正する法律(平成19年3月30日 法律第6号)及び法人税法施行令の一部を改正する政令(平成19年3月30日 政令第83号)に基づく法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 有形固定資産の残存簿価の会計処理について 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 10年～15年 器具及び備品 4年～15年</p> <p>(会計方針の変更) 有形固定資産の減価償却の方法について 所得税法等の一部を改正する法律(平成19年3月30日 法律第6号)及び法人税法施行令の一部を改正する政令(平成19年3月30日 政令第83号)に基づく法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 有形固定資産の残存簿価の会計処理について 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。主な耐用年数は次の通りであります。</p> <p>建物 10年～15年 器具及び備品 4年～10年</p> <p>(会計方針の変更) 有形固定資産の減価償却の方法について 所得税法等の一部を改正する法律(平成19年3月30日 法律第6号)及び法人税法施行令の一部を改正する政令(平成19年3月30日 政令第83号)に基づく法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更に伴う営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 有形固定資産の残存簿価の会計処理について 平成19年度の法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左	(2) 無形固定資産 同左
3 引当金の計上基準	(1) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 —————	(1) 投資損失引当金 同左  (2) 賞与引当金 同左  (3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(1) 投資損失引当金 同左  (2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。  (3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、中間決算日の為替相場による円換算額を付しており、換算差額は損益として処理しております。	同左	外貨建の資産及び負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、決算日の為替相場による円換算額を付しており、換算差額は損益として処理しております。
5 その他(中間)財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左



【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係) 前中間会計期間末において「流動資産」中の「現金及び預金」に含めておりました譲渡性預金は、改正後の「「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」に基づき「有価証券」として表示しております。なお、前中間会計期間末における譲渡性預金の金額は31,800百万円であります。</p>	<p>—————</p>
<p>—————</p>	<p>(中間株主資本等変動計算書関係) 前中間会計期間において「株主資本」中の「自己株式」における当中間期変動額の内訳として表示しておりました「株式交換」については、E D I N E TへのX B R L導入に伴い財務諸表の比較可能性を向上するために、当中間会計期間から「自己株式の処分」に含めて表示しております。なお「自己株式」、「株主資本合計」及び「純資産合計」の当中間期変動額における「自己株式の処分」に含まれる「株式交換による増加」は648,006百万円であります。</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)																								
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 411百万円</p> <p>※2 担保提供資産 担保に供している資産 子会社株式 83,283百万円 担保資産に対応する債務 1年以内返済予定 長期借入金 12,500百万円</p> <p>3 保証債務等 (1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 166,931百万円 (2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>保証先</td> <td>発行額</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td>265,489百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td>122,535百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td>120,000百万円</td> </tr> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	265,489百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	122,535百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 480百万円</p> <p>3 保証債務等 (1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 172,306百万円 (2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>保証先</td> <td>発行額</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td>238,211百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td>111,787百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td>120,000百万円</td> </tr> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	238,211百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	111,787百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額 439百万円</p> <p>3 保証債務等 (1) 当社の子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行のドイツ国内支店の預金に対し、ドイツ預金保険機構の定款の定めにより、ドイツ銀行協会宛に補償する念書を差入れております。 195,920百万円 (2) 当社の子会社であるMUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド、MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド及びMUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド(以下、「発行会社」という)が発行する優先出資証券に関し、当社は発行会社及び支払代理人との間で劣後保証契約を締結しております。</p> <table border="0"> <tr> <td>保証先</td> <td>発行額</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド</td> <td>230,437百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド</td> <td>118,642百万円</td> </tr> <tr> <td>MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド</td> <td>120,000百万円</td> </tr> </table>	保証先	発行額	MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	230,437百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	118,642百万円	MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	265,489百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	122,535百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	238,211百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	111,787百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									
保証先	発行額																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス1・リミテッド	230,437百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス2・リミテッド	118,642百万円																									
MUF Gキャピタル・ファイナンス3・リミテッド	120,000百万円																									

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 192百万円	※1 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 195百万円	※1 営業外収益のうち主要なもの 有価証券利息 471百万円
※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 5,580百万円 社債利息 2,248百万円 —————	※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 5,527百万円 社債利息 1,928百万円 ※3 特別利益のうち主要なもの 関係会社 31,134百万円 株式売却益 —————	※2 営業外費用のうち主要なもの 借入金利息 11,067百万円 社債利息 4,395百万円 ※3 特別利益のうち主要なもの 投資損失 4,051百万円 引当金戻入益
※4 特別損失のうち主要なもの 関係会社 84,795百万円 株式評価損	—————	※4 特別損失のうち主要なもの 関係会社 83,033百万円 株式評価損
※5 減価償却実施額 有形固定資産 49百万円 無形固定資産 93百万円	※5 減価償却実施額 有形固定資産 41百万円 無形固定資産 141百万円	※5 減価償却実施額 有形固定資産 101百万円 無形固定資産 231百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自平成19年4月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
自己株式				
普通株式	651	651,555	277,858	374,349

- (注) 1 普通株式の自己株式数増加は、端株の買取請求に応じて0千株取得したものと株式分割に伴い651,555千株増加したものです。  
2 普通株式の自己株式数減少は、端株の買増請求に応じて0千株売却したものと株式交換に伴い277,857千株交付したものです。

II 当中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

株式の種類	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
自己株式				
普通株式	500,889	248,732	448,603	301,018
優先株式	—	40,100	17,700	22,400
合計	500,889	288,832	466,303	323,418

- (注) 1 普通株式の自己株式数増加は、単元未満株の買取請求に応じて109千株取得したものと、取締役会決議に基づき子会社から248,443千株取得したものと及びその他の買取請求に応じて180千株取得したものです。  
2 普通株式の自己株式数減少は、単元未満株の買増請求に応じて51千株売却したものと、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使に伴い569千株交付したものと及び株式交換に伴い447,982千株交付したものです。  
3 優先株式の自己株式数増加は、第八種優先株式17,700千株の一斉取得及び第十二種優先株主から22,400千株の取得請求を受けたことによるものです。  
4 優先株式の自己株式数減少は、上記3により取得した第八種優先株式を消却したことによるものです。  
5 優先株式の当中間会計期間末における自己株式は、全て第十二種優先株式です。

III 前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式				
普通株式	651	778,201	277,964	500,889

- (注) 1 普通株式の自己株式数増加は、端株及び単元未満株の買取請求に応じて132千株取得したものと、株式分割に伴い651,555千株増加したものと及び取締役会決議に基づく自己株式の取得により増加したものと126,513千株です。  
2 普通株式の自己株式数減少は、端株及び単元未満株の買増請求に応じて106千株売却したものと及び株式交換に伴い277,857千株交付したものです。

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	1,792	1,250	△542
関連会社株式	53,074	53,074	—
合計	54,866	54,324	△542

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

II 当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	83,378	102,457	19,078

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格に基づいております。

III 前事業年度末(平成20年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	120,000	115,200	△4,800
関連会社株式	83,378	83,526	147
合計	203,378	198,726	△4,652

(注) 時価は、当事業年度末における市場価格に基づいております。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

平成19年9月30日付で三菱UFJ証券株式会社を株式交換により完全子会社化しておりますが、本件に関する注記事項については、中間連結財務諸表に記載されているため、記載を省略しております。

当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

共通支配下の取引等

三菱UFJニコス株式会社の完全子会社化

当社と当社の子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成20年8月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換を行いました。当該株式交換は共通支配下の取引等であり、その概要は次のとおりであります。

- (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

結合当事企業の名称及びその事業の内容

名称 三菱UFJニコス株式会社

事業の内容 クレジットカード業

企業結合の法的形式

株式交換による完全子会社化

結合後企業の名称

三菱UFJニコス株式会社

取引の目的を含む取引の概要

平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとすること、三菱UFJニコスを含めたMUFJグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、銀行・信託・証券と並ぶMUFJグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFJグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。

この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当社を完全親会社、三菱UFJニコスを完全子会社とする株式交換を実施いたしました。

- (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(平成15年10月31日 企業会計審議会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する個別財務諸表上の会計処理を適用しております。

- (3) 子会社株式の追加取得に関する事項

取得原価及びその内訳

取得原価	260,561百万円
(内訳)	
自己株式(普通株式)	260,445百万円
取得に直接要した支出額	115百万円
計	260,561百万円

株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数及びその評価額

(イ) 株式の種類別の交換比率

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス普通株式 0.37

当社普通株式 1 : 三菱UFJニコス第1種株式 1.39

なお、当社が保有する三菱UFJニコスの普通株式 400,000,000株については、割当を行っておりません。

(ロ) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村証券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。

(ハ) 交付株式数及びその評価額

交付株式数	447,982,086株
評価額	648,006百万円

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

平成19年9月30日付けで三菱UFJ証券株式会社を株式交換により完全子会社化しておりますが、本件に関する注記事項については、連結財務諸表に記載されているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(三菱UFJニコス株式会社の第三者割当増資引受) 当社は、平成19年9月20日開催の取締役会において、三菱UFJニコス株式会社が行う第三者割当増資を全額引受けることを決議し、平成19年11月6日に同社普通株式400,000,000株を取得いたしました。</p> <p>第三者割当増資の概要 払込期日 平成19年11月6日 払込資金の額 120,000百万円 増資前発行済株式数 1,022,924,559株 当該増資における発行株式数 400,000,000株 増資後発行済株式数 1,422,924,559株</p> <p>割当先 株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ なお、三菱UFJニコス株式会社の株主総会の承認を前提に、当社が株式交換(効力発生日は平成20年8月1日)により三菱UFJニコス株式会社を株式交換完全子会社とすることを予定しております。</p> <p>(自己株式の取得) 当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、平成19年10月31日開催の取締役会において、自己株式を取得することを決議いたしました。</p> <p>自己株式取得の概要 株式の種類 普通株式 株式の総数 上限150,000,000株 取得価額の総額 上限150,000百万円 取得する期間 平成19年12月3日から平成20年3月24日 なお、上記決議に基づき平成19年12月13日に取得を終了いたしました。取得状況は以下のとおりとなっております。</p> <p>取得した株式の総数 126,513,900株 取得した株式の取得価額の総額 149,999,921,400円 取得期間 平成19年12月3日から平成19年12月13日</p> <p>(新株予約権証券の発行) 当社は、平成19年11月21日開催の取締役会において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権を発行することを決議し、11月29日に諸条件を確定し、12月6日に発行いたしました。新株予約権証券の発行要領は以下のとおりとなっております。</p>	<p>(公開買付けによるアコム株式会社株式の取得) 当社は、当社の持分法適用関連会社であるアコム株式会社(以下「アコム」という)をMUFJグループのコンシューマーファイナンス事業における消費者金融事業の中核企業と位置付け、同事業の更なる発展を図るべく、平成20年9月8日開催の取締役会においてアコムの普通株式を公開買付けにより取得することを決議しております。</p> <p>この決議に基づく公開買付けの結果、当社は下記のとおりアコムの普通株式を取得いたしました。</p> <p>1. 買付け等の結果 買付期間 平成20年9月16日から平成20年10月21日まで 買付株数 38,140,009株 買付後の議決権比率 37.45%(連結の議決権比率は40.04%) 買付価格 1株当たり4,000円 取得価額総額 152,971百万円</p> <p>当該取得を目的とする資金調達(借入金)の概要 借入先 株式会社三菱東京UFJ銀行 借入金額 152,500百万円 借入期間 平成20年10月27日から平成23年10月27日まで 担保 無</p> <p>アコムの規模等 (平成20年3月期 連結) 営業収益 379,706百万円 経常利益 83,120百万円 当期純利益 35,406百万円 総資産額 1,861,505百万円 純資産額 472,144百万円</p> <p>2. 株式の取得時期 平成20年10月28日(公開買付けの決済の開始日) なお、同社又は同社の子会社が現に行っている事業のうち、銀行法等の規定等が定める制限により当社の連結子会社として行うことが許容されない事業を、同社又は同社の子会社が行っていない状態が実現された場合に、同社の「重要な財務及び営業又は事業の方針の決定に関する事項」に係る当社との合意が発効され、同社は当社の連結子会社となる予定です。</p>	<p>(三菱UFJニコス株式会社を当社の株式交換完全子会社とする株式交換契約書の締結) 当社および当社の子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)は、平成19年9月20日締結の基本合意書に基づき、平成20年5月28日開催の両社の取締役会の承認を受け、当社を株式交換完全親会社、三菱UFJニコスを株式交換完全子会社とする株式交換契約書を締結いたしました。</p> <p>株式交換の目的、方法及び内容、時期等については以下のとおりであります。</p> <p>1. 株式交換の目的 平成19年9月20日、当社と三菱UFJニコスは、貸金業法改正や今後の割賦販売法改正等の外部環境の変化への対応を先取りし、他に先駆けてクレジットカード市場の更なる発展・拡大に抜本的に取り組むために、三菱UFJニコスの財務基盤を磐石なものとする、三菱UFJニコスを含めたMUFJグループの戦略的一体性・機動性をさらに高め、グループ内の経営資源の有効活用を図ること、銀行・信託・証券と並ぶMUFJグループの中核事業体としての三菱UFJニコスの位置付けを明確化すること、三菱UFJニコスの営むカード事業をMUFJグループのコンシューマーファイナンス事業における戦略的分野として一層強化・育成することを目的として、三菱UFJニコスが実施する第三者割当増資1,200億円について全額引受けること、また、株式交換の方法により、三菱UFJニコスが当社の完全子会社となる方針を決定しておりました。</p> <p>この決定に基づき、当社と三菱UFJニコスは、当該株式交換契約書を締結いたしました。</p> <p>2. 株式交換の方法及び内容 (1) 株式交換の方法 会社法第767条に定める方法により、三菱UFJニコスの株主が保有する三菱UFJニコスの株式を当社が取得し、三菱UFJニコスの株主(当社を除く)に対して、当社の普通株式を割当交付します。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項の規定に基づき、当社においては株式交換契約に関する株主総会の承認を得ることなく行います。また、三菱UFJニコスにおきましては、定時株主総会及び各種類株主総会で当該株式交換契約書が承認可決されております。</p>



前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)												
<p>新株予約権証券の発行要領</p> <p>(1) 新株予約権の名称 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ第1回新株予約権</p> <p>(2) 新株予約権の総数 27,980個</p> <p>(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は100株とする。 ただし、下記(10)に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。 調整後 調整前 株式分割 付与 = 付与 × 又は株式 株式数 株式数 併合の比率 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。 また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p>	<p>(モルガン・スタンレーへの出資について) 当社は、平成20年10月13日開催の取締役会において、お互いを戦略的パートナーとして位置付けることを目的として当社に対し90億米ドルを出資し、以下の内容にて同社の潜在的議決権(完全希薄化後の普通株式出資比率)の20.9%を取得することを決議し、同日取得いたしました。</p> <p>1. 出資形態の概要</p> <p>(1) 転換型優先株式 株式数 7,839,209株 取得価額総額 7,839,209千米ドル(806,027百万円) なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。 年間配当利回り 10% 議決権の有無 無 転換価格 25.25米ドル 強制転換条項 発行日より1年経過後、モルガン・スタンレーの普通株式株価が取引日数30日のうち20日以上転換価格の150%を上回った場合、優先株式の50%が普通株式に転換される。また、発行日より2年経過後は、株主の承認を前提として、同様の条件で残りの優先株式が全て普通株式に転換される。</p> <p>(2) 償還型優先株式 株式数 1,160,791株 取得価額総額 1,160,791千米ドル(119,352百万円) なお、取得に直接要した支出額は現時点では未確定であるため、取得価額総額に含めておりません。 年間配当利回り 10% 議決権の有無 無 償還条項 発行日より3年経過後以降、額面の110%で償還する権利をモルガン・スタンレーが有する。</p> <p>2. 当該出資を目的とする資金調達(借入金)の概要 借入先 株式会社三菱東京UFJ銀行 借入金額 90億米ドル(925,380百万円) 借入期間 平成20年10月14日から 平成21年4月14日まで 担保 無</p>	<p>(2) 株式交換の内容 株式の種類及び交換比率</p> <table border="1" data-bbox="1008 295 1410 488"> <thead> <tr> <th data-bbox="1008 295 1082 362">会社名</th> <th data-bbox="1082 295 1200 362">当社 (株式交換完全親会社)</th> <th colspan="2" data-bbox="1200 295 1410 362">三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1008 362 1082 421">株式</td> <td data-bbox="1082 362 1200 421">普通株式</td> <td data-bbox="1200 362 1289 421">普通株式</td> <td data-bbox="1289 362 1410 421">第1種株式</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1008 421 1082 488">株式交換比率</td> <td data-bbox="1082 421 1200 488">1</td> <td data-bbox="1200 421 1289 488">0.37</td> <td data-bbox="1289 421 1410 488">1.39</td> </tr> </tbody> </table> <p>三菱UFJニコスの普通株式1株につき当社の普通株式0.37株、三菱UFJニコスの第1種株式1株につき当社の普通株式1.39株を、それぞれ割当交付します。なお、割当交付する当社の普通株式は全て当社が所有する自己株式であります。 株式交換比率の算定方法 本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は野村證券株式会社を、三菱UFJニコスは株式会社KPMG FASを、株式交換比率の算定に関するそれぞれの第三者算定機関として選定し算定を依頼しました。その算定結果を踏まえ、両社間で慎重な交渉・協議を行ったうえで、本株式交換の株式交換比率を決定いたしました。</p> <p>(3) 株式交換の効力発生日 平成20年8月1日</p> <p>(三菱UFJニコス株式会社株式の売却に関する基本合意書の締結) 平成20年5月28日、当社および農林中央金庫(以下「農林中金」という)は、当社が当社の子会社である三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」という)を株式交換(効力発生日平成20年8月1日)により完全子会社化した後に具体的な条件を定める株式譲渡契約を締結し、当社が保有する三菱UFJニコスの普通株式244百万株を農林中金に譲渡する基本合意書を締結いたしました。これにより、三菱UFJニコスは農林中金の持分法適用関連会社となる見込みです。</p>	会社名	当社 (株式交換完全親会社)	三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)		株式	普通株式	普通株式	第1種株式	株式交換比率	1	0.37	1.39
会社名	当社 (株式交換完全親会社)	三菱UFJニコス (株式交換完全子会社)												
株式	普通株式	普通株式	第1種株式											
株式交換比率	1	0.37	1.39											

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 平成19年12月6日から平成19年12月5日まで</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(7) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。</p> <p>(8) 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、又は三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。また、新株予約権者は、当社、株式会社三菱東京UFJ銀行、又は三菱UFJ信託銀行株式会社の監査役の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当該会社の監査役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。</p>	<p>3. モルガン・スタンレーの概要 商号 Morgan Stanley 主な事業内容 証券業 規模等 (平成19年11月期 連結) 総収入 85,328百万米ドル 純利益 3,209百万米ドル 総資産 1,045,409百万米ドル 株主資本 31,269百万米ドル</p> <p>(第三者割当による優先株式発行) 当社は、平成20年10月27日開催の取締役会において、資本増強の実施により財務基盤の一層の安定化と更なる企業成長を目指すことを目的とした、第三者割当による優先株式の発行を行うことについて決議し、平成20年11月17日に発行いたしました。</p> <p>1. 優先株式の内容</p> <p>(1) 株式の種類及び数 第1回第五種優先株式 156,000,000株</p> <p>(2) 払込価額 1株につき2,500円</p> <p>(3) 払込価額の総額 390,000百万円</p> <p>(4) 増加する資本金及び資本準備金 増加する資本金の額195,000百万円(1株につき1,250円) 増加する資本準備金の額195,000百万円(1株につき1,250円)</p> <p>(5) 優先配当金 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された本優先株式を有する株主又は本優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき115円の金銭による剰余金の配当(ただし、平成21年3月31日を基準日とする本優先配当金については、本優先株式1株につき43円とする)を行う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p>(6) 取得条項 当社は、本優先株式発行後、平成26年4月1日以降は、本優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、本優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、本優先株式の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>なお、本優先株式は普通株式を対価とする取得請求権が付与されない「社債型」優先株式であり、普通株式の希薄化は生じません。</p>	

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																	
<p>(9) 新株予約権の払込金額（発行価額） 1株当たり1,032円</p> <p>(10) 新株予約権を割り当てる日 平成19年12月6日</p> <p>(11) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 払込みの期日は平成19年12月6日とする。</p> <p>(12) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数</p> <table border="1" data-bbox="159 555 579 824"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>人数</th> <th>新株予約権数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社の取締役、監査役及び執行役員</td> <td>59名</td> <td>2,876個</td> </tr> <tr> <td>株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員</td> <td>80名</td> <td>15,908個</td> </tr> <tr> <td>三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員</td> <td>50名</td> <td>9,196個</td> </tr> <tr> <td>上記の合計</td> <td>189名</td> <td>27,980個</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	人数	新株予約権数	当社の取締役、監査役及び執行役員	59名	2,876個	株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員	80名	15,908個	三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員	50名	9,196個	上記の合計	189名	27,980個	<p>2. 割当先および割当株式数</p> <table border="1" data-bbox="579 264 999 689"> <thead> <tr> <th>割当先</th> <th>割当株式数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td> <td>40,000,000株</td> </tr> <tr> <td>明治安田生命保険相互会社</td> <td>40,000,000株</td> </tr> <tr> <td>太陽生命保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>大同生命保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>東京海上日動火災保険株式会社</td> <td>20,000,000株</td> </tr> <tr> <td>日本興亜損害保険株式会社</td> <td>12,000,000株</td> </tr> <tr> <td>あいおい損害保険株式会社</td> <td>4,000,000株</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>156,000,000株</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 資金使途 その全額を当社の連結子会社である株式会社三菱東京UFJ銀行への出資に充当。</p> <p>(新株式発行および自己株式の処分等による株式売出し) 当社は、平成20年11月18日開催の取締役会において、新株式発行、自己株式の処分および当社株式の売出しに関し、以下のとおり決議いたしました。</p> <p>1. 募集による新株式発行</p> <p>(1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 634,800,000株 国内一般募集および海外市場の募集における引受会社の引受の対象株式：569,700,000株 (国内234,800,000株、海外市場334,900,000株) 米国引受会社および国際引受会社に対して付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式：65,100,000株(上限)</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日(平成20年12月8日から平成20年12月10日の間のいずれかの日)に決定する。</p> <p>(3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	割当先	割当株式数	日本生命保険相互会社	40,000,000株	明治安田生命保険相互会社	40,000,000株	太陽生命保険株式会社	20,000,000株	大同生命保険株式会社	20,000,000株	東京海上日動火災保険株式会社	20,000,000株	日本興亜損害保険株式会社	12,000,000株	あいおい損害保険株式会社	4,000,000株	合計	156,000,000株	
対象者	人数	新株予約権数																																	
当社の取締役、監査役及び執行役員	59名	2,876個																																	
株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役、監査役及び執行役員	80名	15,908個																																	
三菱UFJ信託銀行株式会社の取締役、監査役及び執行役員	50名	9,196個																																	
上記の合計	189名	27,980個																																	
割当先	割当株式数																																		
日本生命保険相互会社	40,000,000株																																		
明治安田生命保険相互会社	40,000,000株																																		
太陽生命保険株式会社	20,000,000株																																		
大同生命保険株式会社	20,000,000株																																		
東京海上日動火災保険株式会社	20,000,000株																																		
日本興亜損害保険株式会社	12,000,000株																																		
あいおい損害保険株式会社	4,000,000株																																		
合計	156,000,000株																																		

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 募集方法</p> <p>国内一般募集</p> <p>野村証券株式会社(以下「当初買取引受会社」という)が全株式について買取引受けし、三菱UFJ証券株式会社(以下「三菱UFJ証券」という)および野村証券株式会社を代表引受会社とする引受団(以下「国内引受会社」という)が一般募集の取扱いを行い、残株は国内引受会社が当初買取引受会社より連帯して引受ける。</p> <p>海外市場における募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国募集：米国およびカナダにおける募集のため、米国引受会社(Morgan Stanley &amp; Co. Incorporated, J. P. Morgan Securities Inc. および Nomura Securities International Inc. を共同主幹事引受会社とする引受人)に134,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせるとともに、26,000,000株を目処として追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。</li> <li>・国際募集：欧州を中心とする海外市場(米国およびカナダを除く)における募集のため、国際引受会社(Morgan Stanley &amp; Co. International plc, J. P. Morgan Securities Ltd. および Nomura International plc を共同主幹事引受会社とする引受人)に200,900,000株を目処として総額個別買取引受けさせるとともに、39,100,000株を目処として追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。</li> </ul> <p>募集株式数の内訳</p> <p>国内募集、米国募集および国際募集の各募集間で配分する株式数の最終的な内訳は発行価格等決定日に決定する。</p> <p>ジョイント・グローバル・コーディネーター モルガン・スタンレー証券株式会社および野村証券株式会社 コ・グローバル・コーディネーター 三菱UFJ証券およびJPモルガン証券株式会社</p> <p>発行価格</p> <p>上記 および 記載の各募集における発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第22条に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。</p>	

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>引受手数料 当社は引受手数料は支払わず、発行価格と払込金額との差額の総額が引受会社の手取金となる。</p> <p>(5) 申込期間(国内) 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。</p> <p>(6) 払込期日 平成20年12月15日から平成20年12月17日までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>(8) 資金使途 下記2. 記載の「自己株式の処分による株式売出し」および下記4. 記載の「第三者割当による新株式発行」の差引手取概算額と合わせ、その全額を株式会社三菱東京UFJ銀行への出資に充当し、当社グループの財務基盤の安定化を図る予定である。</p> <p>2. 自己株式の処分による株式売出し</p> <p>(1) 処分株式の種類および数 当社普通株式 300,000,000株 (国内200,000,000株、海外市場100,000,000株)</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 上記1.(2)記載の方式と同じ方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は上記1.(2)記載の一般募集における払込金額と同一とする。</p> <p>(3) 処分方法 引受人の引受による国内売出し 当初買取引受会社が全株式について買取引受けし、国内引受会社が売出しの取扱いを行い、残株は国内引受会社が当初買取引受会社より連帯して引受ける。</p> <p>海外市場における売出し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米国売出し：米国およびカナダにおける売出しのため、米国引受会社に40,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせる。</li> <li>・国際売出し：欧州を中心とする海外市場(米国およびカナダを除く)における売出しのため、国際引受会社に60,000,000株を目処として総額個別買取引受けさせる。</li> </ul> <p>処分株式数の内訳 上記「処分株式の種類および数」記載の各売出し間で配分する株式数の最終的な内訳は発行価格等決定日に決定する。</p>	

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>売出価格 上記 および 記載の各売出しにおける売出価格は、上記1.(4) 記載の方式と同じ方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所の終値に0.90～1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は上記1.(4) 記載の一般募集における発行価格と同一とする。</p> <p>引受手数料 当社は引受手数料は支払わず売出価格と払込金額との差額の総額が引受会社の手取金となる。</p> <p>(4) 申込期間(国内) 上記1.(5)記載の一般募集における申込期間(国内)と同一とする。</p> <p>(5) 払込期日 上記1.(6)記載の一般募集における払込期日と同一とする。</p> <p>(6) 受渡期日 平成20年12月16日から平成20年12月18日までの間のいずれかの日。ただし、上記(5)記載の払込期日の翌営業日とする。</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)</p> <p>(1) 売出株式の種類および数 当社普通株式 65,200,000株(上限) 需要状況等により減少し、または全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定される。</p> <p>(2) 売出人 野村証券株式会社</p> <p>(3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は上記2.(3) 記載の自己株式の処分による株式売出しにおける売出価格と同一とする。)</p> <p>(4) 売出方法 国内一般募集および引受人の引受による国内売出しの需要状況等を勘案した上で、野村証券株式会社が当社株主から借り入れる当社普通株式の売出しを行う。</p> <p>(5) 申込期間 上記2.(4)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける申込期間(国内)と同一とする。</p>	

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(6) 受渡期日 上記2.(6)記載の自己株式の処分による株式売出しにおける受渡期日と同一とする。</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>4. 第三者割当による新株式発行</p> <p>(1) 募集株式の種類および数 当社普通株式 65,200,000株</p> <p>(2) 払込金額の決定方法 上記1.(2)記載の発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は上記1.(2)記載の一般募集における払込金額と同一とする。</p> <p>(3) 増加する資本金および資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(4) 割当先 野村証券株式会社</p> <p>(5) 申込期間 平成21年1月13日</p> <p>(6) 払込期日 平成21年1月14日</p> <p>(7) 申込株数単位 100株</p> <p>(8) 上記(5)記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打切るものとする。</p>	

#### 4 【その他】

中間配当(会社法第454条第5項に定める剰余金の配当)

平成20年11月18日開催の取締役会において、当社定款第15条および第51条の規定に基づき、第4期の中間配当金につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金の総額	77,493百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	7円
優先株式	
第一回第三種優先株式	30円
第十一種優先株式	2円65銭
第十二種優先株式	5円75銭
効力発生日ならびに支払開始日	
	平成20年12月10日(水)



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	荻	茂	生	Ⓔ	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園	生	裕	之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	百	瀬	和	政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大竹新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 当連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月21日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	荻	茂	生	Ⓔ	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小	暮	和	敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	園	生	裕	之	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	百	瀬	和	政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 前事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月28日

株式会社 三菱UFJフィナンシャル・グループ  
取締役会 御中

## 監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小野行雄	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	小暮和敏	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大竹新	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬和政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 当事業年度の中間会計期間に係る中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年12月1日
【会社名】	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ
【英訳名】	Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 畔 柳 信 雄
【最高財務責任者の役職氏名】	専務取締役 斎 藤 広 志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長畔柳信雄及び当社最高財務責任者齋藤広志は、当社の第4期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)の四半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載及び記載すべき事項の記載漏れはありません。

## 2 【特記事項】

当社は、平成20年11月28日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。

